

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
1	入札公告	概要について	1	1 (3)	必要な施設整備（航空保安施設、誘導路等の整備、旅客ターミナルの再編等）の検討等を進めているとありますが、施設整備の検討状況がわかる資料があれば、ご教示願います。（至急回答をお願いします）	平成28年度における主要整備事項については国土交通省HPを参照ください。 http://www.mlit.go.jp/common/001114486.pdf また、競争的対話において、追加で国より説明させていただく事項があります。
2	入札公告	空港機能強化について	1	1 (3)	「飛行経路の見直し等による年間発着枠最大3.9万回の拡大」の内容について、時間当たり10便増やせる試算となっておりますが、具体的に時間帯毎の増加想定数を開示下さい。 また、3.9万回発着枠が増えた際の想定旅客数を示して下さい。（至急回答をお願いします）	飛行経路の見直し等により、2020年までに羽田空港の年間発着枠を約3.9万回拡大することを目指し、現在、関係自治体等との協議を進めており、本年夏までに環境影響に配慮した方策を策定し、平成29年度概算要求で必要な施設整備に係る工事費等を盛り込みたいと考えております。 増便される時間帯については、「首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ」 (※)において示されているように、新飛行経路を運用する南風時の15:00～19:00、北風時の6:00～10:30及び15:00～19:00のみではありません。今後、関係自治体等との協議を進めていく中で、具体化していくこととしております。 また、拡大した発着枠については基本的に国際線へ割当ててることを考えております。この前提で、以下の仮定に基づき試算すると、増便による旅客数の増加は約750万人（3.9万回×193.2人/便）となります。 ・国際線の発着枠が年間3.9万回拡大すると仮定 ・国際線の1便当たりの搭乗者数を193.2人と仮定（平成24～26年度実績値の平均） (※) http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01_hh_000053.html
3	入札公告	空港機能強化について	1	1 (3)	3.9万回の発着枠拡大については、全て国際線に割当てられる想定でよろしいでしょうか。 また、夏場の南風時には15～19時が増便され、冬場の北風時には6～10:30と15～19時が増便されるのでしょうか。（至急回答をお願いします）	No. 2を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
4	入札公告	付帯施設について	1	1 (8)	付帯施設とは整備予定の対象施設に関わる施設であり、国際線旅客ターミナル等の当敷地外の施設に関わる付帯施設では無いとの認識でよいか。万一、当該地以外の施設に関わる付帯施設として具体的なニーズや導入すべき施設イメージがあればご教示頂きたい。また、これら施設を当該地に導入することが内容評価点で有利に働くことがあるか確認させて頂きたい。	付帯施設とは、今回の公募の対象となる施設に付帯する施設となります。 「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」における評価内容に関する意見聴取にあたっては、事業者名及び事業者名を類推できる記載を伏せた形で行うこととしております。 このため、提案評価にあたっては、羽田空港で現在事業を行っている者であるが故に加点の対象となることはありません。 他方で、単に提案の実現性については評価対象となります。
5	入札公告	概要について	1	1 (8)	国際線旅客ターミナルを補完する商業機能の導入を検討するにあたり、各店舗の売上、もしくはテナント賃料の開示をお願いします。不可な場合は、既存運営業者しか知りえない内容が採点上で有利にならないことを確認したい。	各店舗の売上およびテナント賃料は把握しておりません。 事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
6	入札公告	航空・空港関連について	1	1 (8)	複合業務施設としてふさわしい施設内容とされている航空・空港関連で、具体的なニーズや導入すべき施設イメージがあればご教示頂きたい。また、これら施設を当該地に導入することが内容評価点で有利に働くことがあるか確認させて頂きたい。	複合業務施設とは、航空・空港関連、観光関連、国際交流関連といった複合的な用途に使用できる施設のことを指します。具体例としては、貸会議室やバンケットルームが挙げられます。 提案にあたっては、事業者選定基準5.3 (2)表2のうち「全体整備・運営計画」の審査のポイント（全体事業方針について、首都圏の空の玄関口としてふさわしく、国際旅客等の来訪者にとって、質の高いサービスの提供を行うための優れた提案がなされていること）を踏まえてください。 なお、事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
7	入札公告	落札者の決定方法について	5	4 (10)	予定価格の開示は可能でしょうか。	予算・決算及び会計令第79条に基づき、開示することはできません。
8	入札説明書	旅客ターミナルの再編について	1	3 (3)	「(3)背景・目的」の11行目「旅客ターミナルの再編」につき、その内容を示す公開資料等がございましたらご教示ください。	No. 1を参照ください。
9	入札説明書	「年間発着枠最大3.9万回の拡大」について	1	3 (3)	将来需要予測の可能性については、現在進められている3.9万回以上の増枠についても考慮する必要がございますでしょうか？	事業者選定基準5. 3 (2)表2に記載のとおり、全体整備・運営計画の提案にあたっては、将来イメージについて、現在航空局で取り組んでいる羽田空港の機能強化や、訪日外国人旅行者数の動向、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、それ以降の需要を踏まえたものとなっていることが、全体整備・運営計画の審査のポイントになります。
10	入札説明書	多摩川護岸整備について	1	3 (3)	「羽田空港跡地まちづくり推進計画」における多摩川護岸整備の工事は当事業の工事に影響が出る可能性があるのでしょうか。想定されている多摩川護岸整備の工事期間をお示しいただきたい。	護岸整備については、既に一部着手しており、第2ゾーン隣接部においては平成28年度末完成予定としています。そのため、本事業の対象地の貸付開始は早くとも平成30年1月からとしており、影響はないものと考えております。
11	入札説明書	貸付期間について	1	3 (6)	「貸付期間平成30年4月1日から」とありますが、対象地Aの一部、BおよびCの工事着手可能な日と考えるとよいでしょうか。	平成30年4月1日からはすべての対象地において貸付が開始されます。工事着手については、貸付開始以降であれば可能と考えます。なお、対象地Aの一部は平成30年1月1日以降の前倒しの貸付が可能です。
12	入札説明書	商業機能の導入について	1	3 (7)	国際線旅客ターミナルビルを補完する商業機能とは、具体的に国際線旅客ターミナルビルと競合しない店舗または業態という理解で宜しいでしょうか。	国際線旅客ターミナルビルを補完する商業機能の考え方については、提案資料に記載してください。事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
13	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	複合業務施設の定義、特に「航空・空港関連」「観光関連」と（例：貸会議室/バンケットルーム）の関連性がよく分かりません。これ以外の具体事例をもう少しお示し頂けないでしょうか。例えば「航空・空港関連」であれば航空連合メンバー専用サービス施設、観光関連であればインフォメーションなどは複合業務施設に該当するのでしょうか。	複合業務施設とは、航空・空港関連、観光関連、国際交流関連といった複合的な用途に使用できる施設のことを指します。具体例としては、貸会議室やバンケットルームが挙げられます。なお、提案にあたっては、事業者選定基準5.3(2)表2のうち「全体整備・運営計画」の審査のポイント（全体事業方針について、首都圏の空の玄関口としてふさわしく、国際旅客等の来訪者にとって、質の高いサービスの提供を行うための優れた提案がなされていること）を踏まえてください。
14	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	本件における複合業務施設の定義につき、貸会議室やバンケットルームの他に、具体的にどのようなものが想定されますでしょうか？また、コンサートホール等は複合業務施設に含まれますでしょうか？	No. 13の回答を参照してください。
15	入札説明書	事業者が行う業務について	1	3 (7)	複合業務施設は、提案の必須項目ですので、もう少し例示していただけないでしょうか。（航空・空港関連として〇〇、〇〇、観光関連として〇〇、〇〇、国際交流関連として〇〇、〇〇）	No. 13の回答を参照してください。
16	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	複合業務施設の説明として、「航空・空港関連、観光関連、国際交流関連など」との記載がありますが、例示されている「貸会議室又はバンケットルーム」は「国際交流関連」との関連性はあるものの、「航空・空港関連」及び「観光関連」との関連性は薄いと思われます。「航空・空港関連」及び「観光関連」で想定されている具体例をお示しいただきたい。	No. 13の回答を参照してください。
17	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	例として「貸会議室又はバンケットルーム」とありますが、あくまで例示であり、この2つを必ず整備しなければならない、という意味ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせてNo. 13の回答を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
18	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	「提案により、国際線旅客ターミナルビルを補完する商業機能の導入を可能とするほか、付帯施設を整備することができる」との記載がありますが、ここで記載されている「付帯施設」とは「商業機能を担う施設」という意味になりますでしょうか。異なる場合には、「付帯施設」が何を意味するのか具体的にお示しいただきたい。	付帯施設は商業機能に付帯する施設という意味ではございません。入札説明書のとおり、商業機能の導入を可能とするほか、必要と考える施設を付帯させることができます。
19	入札説明書	付帯施設について	1	3 (7)	付帯施設とは、国際線旅客ターミナルビルを補完する商業施設の付帯施設を指すのでしょうか、あるいは宿泊施設及び複合業務施設を含む各施設の付帯施設でしょうか。	No. 18を参照してください。
20	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	複合業務施設に関して、面積等の必須諸条件は一切無いという理解でよろしいでしょうか。	複合業務施設そのものの面積についての条件は定めていませんが、制限表面等の規制を遵守する必要があります。詳細は仕様書等を確認してください。
21	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	複合業務施設の例として、貸会議室又はバンケットルームとありますが、面積等の要求水準はございますでしょうか？	No. 20を参照してください。
22	入札説明書	複合業務施設について	1	3 (7)	「国際線地区に隣接したエリアにふさわしい施設」とありますが、その「ふさわしい」とされる判断については、どのような基準に基づきなされるのでしょうか。	事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くこととしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
23	入札説明書	事業提案の評価について	2	3 (8)	「有識者委員会から評価内容等の意見を聞くこととする」との記載がありますが、有識者委員会が採点を行い得点を決定するということになりますでしょうか。もしくは、有識者委員会は意見を答申する会であり、採点行為は行わず東京航空局が採点を行い得点を決定するということでしょうか。事業提案の得点決定プロセスについて補足説明をいただきたい。	事業者選定基準3. 審査の手順をご確認ください。
24	入札説明書	事業提案の評価について	2	3 (8)	落札者の決定後、有識者委員会の議事録、各提案項目の得点等の事業提案の得点決定プロセスの詳細公表は予定されていますでしょうか。	落札者決定後、有識者委員会による審査講評を公表する予定です。
25	入札説明書	スケジュール (対象地の見学) について	2	4	対象敷地を見学できる機会は設定されますでしょうか。設定される場合、見学時期をご教示ください。	現地見学会の開催は予定していません。
26	入札説明書	SPCの行う業務について	2	5 (1)	基本協定書第4条(5)において、SPCの定款の事業目的が本事業の遂行に限定されるとありますが、事業協定書第53条に基づき対象施設の所有権を第三者に移転し、SPCの役割が地代を収受するのみになっても、SPCは運営事業を遂行していると理解して良いのでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業協定書第53条第2項のほか、関連するSPCの責任を免れるものではありません。
27	入札説明書	SPCの行う業務について	2	5 (1)	基本協定書第4条(5)において、SPCの定款の事業目的が本事業の遂行に限定されるとありますが、事業期間中に施設の大規模改修が必要になることも予想される中、事業協定書第53条に基づき対象施設の所有権を第三者に移転した場合、これをSPCから施設の譲渡を受けた第三者が行うことも可能と理解して良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 26を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
28	入札説明書	設立するSPCについて	2	5 (1)	設立するSPCは履行場所（本事業対象地）を必ずしも本店所在地としなくとも良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	設立するSPCについて	2	5 (1)	履行場所（本事業対象地）にSPC社員や外部委託先社員等、SPC業務を実施する上での常駐者の設置は必須事項では無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	入札説明書	貸与資料の破棄について	4	9 (2)	開示資料の第三者へ開示する手続きの記載がありますが、資料の流れが代表企業→コンソーシアム構成員→第二次被開示者に対して、「第二次被開示者への資料開示通知書」及び「破棄義務の遵守に関する報告書」は、各被開示者が直接担当部局に平成28年6月17日までに提出するものと考えてよろしいでしょうか。	第二次被開示者への資料開示通知書は、守秘義務の遵守に関する誓約書第1条第2項の規定のとおり、開示者が、開示後速やかに提出してください。 「破棄義務の遵守に関する報告書」は、各被開示者が直接担当部局に平成28年6月17日までに提出してください。
31	入札説明書	競争参加資格について	5	10 (6)	説明を求められた契約担当官は、期限までに説明を求めたものに対し、書面により発送し、回答すると思いますが、この期限とはどのように決まるのでしょうか。	説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内となります。
32	入札説明書	競争参加資格について	5	10 (7)	再苦情にて、契約担当官が競争参加資格が無いと認めた理由に基づき、実績要件を満たすと判断した他の実績で審議頂くことは出来るのでしょうか。	入札説明書10. 競争参加資格の確認（7）再苦情申立てに記載のある入札監視委員会では、入札・契約手続きに係る再苦情処理について審議を行います。
33	入札説明書	競争参加資格について	5	10 (8) ④	再苦情にて、契約担当官が競争参加資格が無いと認めた理由に基づき、実績要件を満たすと判断した他の実績で審議頂くことが出来る場合、審議の結果競争参加資格を得た際は、資料の差し替えが可能でしょうか。	No. 32を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
34	入札説明書	「競争的対話の実施」について	5	11	対話実施を受け、基本協定書及び事業協定書等の資料についても修正される可能性はございますでしょうか？ また、対話の回数・所要時間・出席可能者数はどの程度でしょうか？	競争的対話の対象には、仕様書のほか、入札説明書、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、国有財産定期借地権設定契約書（案）、事業協定書（案）も含まれます。競争的対話の詳細については、競争参加資格が認められた者に対し、競争参加資格結果通知とともに通知します。 あわせて、No. 406及びNo. 507を参照してください。
35	入札説明書	競争的対話の対象	5	11	競争的対話の結果を踏まえ入札説明書等の修正を行うことがあるとございますが、基本協定書、事業協定書、国有財産定期借地権設定契約書等の修正も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 34を参照してください。
36	入札説明書	競争的対話について	6	11	競争的対話の結果を踏まえ「入札説明書等の修正を行うことがある」との記載がありますが、入札説明書に限らず、基本協定書、国有財産定期借地権設定契約書、事業協定書、等についても修正の可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 34を参照してください。
37	入札説明書	競争的対話について	5	11	「仕様書の内容などを理解することを目的」との記載がありますが、競争的対話では仕様書のみに限定した事前質問及び対話になりますでしょうか。または、仕様書に限らず、提案審査書類、基本協定書、国有財産定期借地権設定契約書、事業協定書、等に関する内容についても競争的対話の対象となりますでしょうか。競争的対話の対象範囲についてお示しいただきたい。	No. 34を参照してください。
38	入札説明書	競争的対話の手順	5	11	競争的対話の各コンソーシアムに割り当てられる回数及び時間、出席可能者（コンソーシアム構成員、協力企業、アドバイザー等）及び人数等につきましてご教示いただけますでしょうか。	No. 34を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
39	入札説明書	競争的対話について	6	11 (4)	競争的対話の場には、弁護士やF.A、コンサルタント等のコンソーシアムのアドバイザーの参加は可能でしょうか。競争的対話に参加可能な範囲をお教えてください。	No. 34を参照してください。
40	入札説明書	競争的対話について	6	11 (4)	競争的対話の参加人数制限はありますでしょうか。	No. 34を参照してください。
41	入札説明書	競争的対話について	6	11 (4)	競争的対話の実施回数については、何回を想定していますでしょうか。	No. 34を参照してください。
42	入札説明書	競争的対話の実施について	5	11	対話実施について、想定される内容、対話事前質問書以外の持ち込み資料及び時間等の実施方法をご教示ください。	No. 34を参照してください。
43	入札説明書	競争的対話について	5	11	競争的対話について、指定された期間であれば複数回実施可能でしょうか。	No. 34を参照してください。
44	入札説明書	競争的対話について	5	11	基本協定書、国有財産定期借地権設定契約書、事業協定書に関し、競争的対話以外に、契約内容・条項に関する協議・調整の場は、落札者として選定された後に設定されますでしょうか（入札説明書11ページ・19項(2)「手続きにおける交渉の有無<有>との関係を含めてお示しいただきたい）。もし、競争的対話の場のみでの想定である場合には、競争的対話とは別途、契約内容・条項に関する協議・調整の場を設けていただきたい。	落札者決定後、基本協定書（案）、国有財産定期借地権設定契約書（案）、事業協定書（案）に関し、国との間で協議の場を設けます。合理的な理由があると認められる場合に、修正を行います。
45	入札説明書	競争的対話について	5	11	競争的対話の内容は全て公表されますか。また公表を希望しない内容は秘匿されますか。	競争的対話の内容は、原則公開しません。ただし、対話の結果が、入札の公平性の観点から国が競争的対話参加者全員に周知すべき内容と判断した場合は、その内容を競争的対話参加者に公開することがあります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
46	入札説明書	競争的対話の実施について	5	11	「競争的対話の対話の結果を踏まえて入札説明書等の修正を行うことがある」とのことですが、かかる修正は、他の競争的参加資格者にも共有されるという理解でよいのでしょうか。	No. 45を参照してください。
47	入札説明書	競争的対話の実施について	5	11	対話事前質問書の提出期限が平成28年2月15日17時までとなっているのに対し、対話の実施日が平成28年2月15日から3月4日となっております。その関係から類推して、対話事前質問書を早く提出したコンソーシアムほど、競争的対話の実施日が早い期日となるのでしょうか。	No. 34を参照してください。
48	入札説明書	競争的対話の実施について	5	11	競争的対話を行うにあたり、対話事前質問書以外に別途説明資料を準備し、計画の概要等について説明をさせて頂くことは可能でしょうか。	No. 34を参照してください。
49	入札説明書	競争的対話について	6	11 (2)	対話事前質問書に、内容を補足する添付資料等を添えて提出することは可能でしょうか。	No. 34を参照してください。
50	入札説明書	競争的対話について	6	11 (4)	提出した対話事前質問書以外に、競争的対話の場で補足資料等の提出は可能でしょうか。	No. 34を参照してください。
51	入札説明書	競争的対話の実施通知時期について	6	11	競争的対話の開催概要について、参加が認められたものにはいつ通知がなされるのでしょうか。	No. 34を参照してください。
52	入札説明書	競争的対話の実施について	6	11 (4)	競争的対話の開催概要について、参加が認められたものにはいつ通知がされるのでしょうか。	No. 34を参照してください。
53	入札説明書	競争的対話について	6	11 (2)	「担当部局に対し持参により提出すること」との記載がありますが、一度提出した後に追加の質問が発生した場合には、期日までは質問の追加もしくは質問書の差し替えは可能でしょうか。もしくは質問書の提出は1度のみであり、追加又は変更は不可能となりますでしょうか。	No. 34を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
54	入札説明書	競争的対話について	6	11 (4)	国側の競争的参加メンバーはどのようなメンバーになりますでしょうか。弁護士も参加予定でしょうか。	No. 34を参照してください。
55	入札説明書	競争的対話の実施について	6	11 (4)	競争的対話の国側の参加者は有識者委員会の委員でしょうか。	No. 34を参照してください。
56	入札説明書	補足資料	6	12	開示予定の補足資料についてご教示下さい。	必要に応じ今後開示することがあります。
57	入札説明書	「補足資料の公表等」について	6	12	現時点で開示されている資料以外に、今後予定される開示資料はございますでしょうか？	No. 56を参照してください。
58	入札説明書	補足資料について	6	12	補足資料の申請は1/15までですか。	国の補足資料の公表又は貸与は平成28年3月9日までに行います。補足資料に係る申請があれば平成28年3月9日までとしてください。 なお、必要な補足資料等がある場合は競争的対話にてお伝えください。
59	入札説明書	補足資料について	6	12	多摩川の護岸工事の図面等を頂くことは可能ですか。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
60	入札説明書	補足資料について	6	12	対象地のボーリングデータを頂くことは可能ですか。	ボーリングデータについては、「国土地盤情報検索サイト」に掲載されています。 http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/index.html
61	入札説明書	入札書の封緘について	6	13 (2)	入札書は「封緘して提出すること」とありますが、封緘方法について封筒の指定・封筒への記載等の具体的な指示はありますでしょうか。	封緘につきましては、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条第4項を参照してください。 http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/01_yousiki/doc_01b.pdf

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
62	入札説明書	予定価格の制限について	7	13 (5)	予定価格は何を根拠に算出しているのでしょうか。	No. 7を参照ください。
63	入札説明書	入札保証金について	7	15 (1)	入札保証金はコンソーシアムとして納付すれば良く、コンソーシアム構成員各々が納付する必要は無い、という理解でよろしいでしょうか。	入札保証金は、代表企業が納付してください。
64	入札説明書	入札保証金について	7	15 (1)	落札者が契約を結ばない事態になった場合には、落札者の負担は入札保証金額のみであって、これとは別に国からは損害賠償等の金銭負担は求められないという理解でよろしいでしょうか。	落札者が基本協定書を締結しない事態となった場合には、入札保証金は国庫に帰属します。また、落札者が事業協定書を締結しない事態となった場合には、基本協定書（案）第8条に定める費用の負担が発生します。 ※基本協定書（案）抜粋 第8条 落札者構成員の責めに帰すべき事由により、国有財産定期借地権設定契約書又は事業協定書の締結に至らなかった場合、以下のとおりとする。 (1) 既に国及び落札者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての落札者構成員が連帯して負担する。 (2) 国は、落札者構成員に対して、違約金として、金1億円を請求することができる。この場合、すべての落札者構成員は連帯して当該違約金を支払う。 (3) 前号の規定は、国に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、国が落札者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
65	入札説明書	入札保証金について	7	15 (1)	落札が決まった後、落札者が基本協定を締結しなかった場合には、落札者が負う負担は「15. 入札の保証について」に記載の金額のみであって、かかる記載金額とは別に国から損害賠償請求されないという理解でよろしいでしょうか。	No. 64を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
66	入札説明書	入札保証金について	7	15 (1)	入札保証金に関するコンソーシアム構成員内の負担割合については自由に設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	入札説明書	入札の保証について	7	15 (1)	「入札参加者は、入札保証金を納付しなければならない。」とありますが、代表企業が代表して納付すればよろしいのでしょうか。若しくは、コンソーシアム構成員の各企業が各々納付しなければならないのでしょうか。	No. 63を参照してください。
68	入札説明書	入札保証金について	8	15 (2)	入札の保証に際して、入札保証保険契約を締結する以外の方法を採った際、納付した入札保証金は全額返還されますでしょうか。	基本協定書の締結後、入札保証金は返還しますが、入札説明書 15. 入札の保証について (3) の記載のとおり、契約保証金に振り替えることができます。
69	入札説明書	銀行等の保証期間について	8	15 (2) ③-へ	「保証期間は、書類の提出日から契約担当官等が指定する日（落札者決定の日から基本協定書締結日以降の日）までを含むものとする」とありますが、当該保証書の提出日以前（平成28年3月25日以前）から、現時点で想定されている基本協定書締結日以降の日（平成28年7月末頃）までを保証期間として設定するという意味になりますでしょうか。具体的に想定している日付をお教えてください。	平成28年7月末を期間として設定してください。
70	入札説明書	銀行等の保証期間について	8	15 (2) ③-ヌ	「保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官の指示に従うこと」との記載がありますが、銀行等の保証期間が万が一不足する事態となった場合でも、欠格事由とはならないという理解でよろしいでしょうか。	やむを得ない事情がないにも関わらず、入札説明書 4. スケジュールに記載された時期を超えて保証期間が不足した場合は「落札者が契約を締結しない場合」に該当します。なお、協議が整わない場合もやむを得ない事情に含みます。
71	入札説明書	契約金額	9	16 (2)	契約金額とは具体的に何を指しているかご教示下さい。	国有財産定期借地権設定契約書の第一年次～第三年次の合算額となります。具体的には平成30年度～32年度の3年分ですが、例えば、貸付けを平成30年1月1日に前倒す場合は、平成30年1月1日～平成32年12月31日の3年分となります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
72	入札説明書	「契約保証金」について	9	16 (2)	契約保証金額は、入札に係る見積金額の1/10以上という認識で宜しいでしょうか？	契約保証金は契約金額の10分の1以上となります。 契約金額についてはNo. 71を参照してください。
73	入札説明書	契約保証金について	9	16 (2) ①	「契約金額」の内容について教示願います。	No. 71を参照してください。
74	入札説明書	契約の保証について	9	16 (2)	契約金額の定義をご教示いただきたく存じます。 (契約金額は、入札金額にスライドを乗じた平成30年の地代年額を指す等)	No. 71を参照してください。
75	入札説明書	契約保証金について	9	16 (2) ホ	契約保証金は契約締結後に返還請求は出来ないのでしょうか。	貸付期間満了時に契約の履行が確認された後に返還します。
76	入札説明書	SPCの資金調達	10	17 (2)	SPCは匿名組合出資を通じた資金調達は可能でしょうか。	事業スキーム等全体を確認したうえで判断をするため、匿名組合の出資の有無だけでは回答はできません。
77	入札説明書	「SPCの設立」について	10	17 (2)	定期借地権の登記が可能でしょうか？ 対象施設等について信託設定は可能でしょうか？ 匿名組合出資での資金調達は可能でしょうか？	対象地は行政財産である空港用地であることから、私権の設定ができません。そのため定期借地権の登記や対象施設の信託設定はできません。 匿名組合出資については、No. 76を参照してください。
78	入札説明書	SPCの形態	10	17 (2)	「株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望するとき」は「協議の上、国が認める形態でSPCを設立」とございますが、「協議」は競争的対話で行うとの理解でよろしいでしょうか。	競争的対話は、仕様書の内容などを理解することを目的とした対話・確認の場が基本となります。 SPCの設立についても対話は可能ですが、最終的な協議は落札者決定後に協議することになります。 あわせてNo. 34、No. 44を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
79	入札説明書	「SPCの設立」について	10	17 (2)	SPCの設立において、株式会社以外の形態での設立を申請書及び資料において提案（以下、本提案とする）した場合、いつ時点で国と協議が出来るのでしょうか？ また、認められなかった場合にはどうなるのでしょうか？	No. 78を参照してください。
80	入札説明書	株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望する場合の手続きについて	10	17 (2)	5行目に「協議の上」との記載がありますが、この協議は競争的対話を指すものでしょうか。もしくは落札者決定後に協議の場が別途設けられて、その場における協議を指すものでしょうか。ここに記載されている「協議」の時期についてお示しいただきたい。	No. 78を参照してください。
81	入札説明書	株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望する場合の手続きについて	10	17 (2)	4行目に「申請書及び資料においてSPCの出資形態及び落札者とSPCとの間の資本関係を具体的に提案することとし」との記載がありますが、ここで記載されている「申請書及び資料」とは、「提案審査書類」及び別途提出する「提案にあたっての根拠資料等」を指すものでしょうか。異なる場合には、「申請書及び資料」の具体的な書類についてお示しいただきたい。	ご理解のとおり、「提案審査書類」及び別途提出する「提案にあたっての根拠資料等」を指します。
82	入札説明書	株式会社以外のSPCの形態について	10	17 (2)	「落札者は～申請書及び資料において、SPCの出資形態及び落札者とSPCとの間の資本関係を具体的に提案することとし～」とありますが、「申請書及び資料」とはP3 5. (5) に定める「申請書」及び「資料」と同様の意味であるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、SPCの出資形態等を提案するための様式はどの様式に当たるのでしょうか教えてください。	No. 81を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
83	入札説明書	SPC資産の信託設定	10	17 (3)	SPCが保有する定期借地権、建物等の資産への信託設定は可能でしょうか。また、定期借地権の登記は可能性でしょうか。	No. 77を参照してください。
84	入札説明書	SPC資産の担保設定	10	17 (3)	SPCが保有する資産、地位、権利等について金融機関に対し担保提供が国により制限されるものはございますでしょうか。	No. 77を参照してください。 その他、建物登記のほか抵当権の設定等にあっては空港管理規則に基づく手続き、国有財産定期借地権設定契約書（案）第11条に基づく承認が必要になります。
85	入札説明書	応募の無効について	11	18 ⑤	接触の禁止対象となっていない関係機関（警視庁、消防等）へのヒアリングについては接触してもよろしいでしょうか。	警視庁や消防へのヒアリングについては、内容により窓口を紹介いたしますので、担当部局に対し、電子メールによりご連絡下さい。
86	入札説明書	応募が無効となる場合について	11	18 ⑦	「提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき」との記載がありますが、具体的にどういったケースを想定しているのかお示しいただきたい。	様式集及び記載要領に反する記載があったとき等を想定しています。
87	入札説明書	応募が無効となる場合について	11	18 ⑦	「提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき」との記載がありますが、「様式集及び記載要領」の6ページ・3項にある「具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記述すること」に従った記載、及び、7ページ・6項②にある「提案にあたっての根拠資料等」に該当するものは「提案書類に記載すべき事項以外の内容」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	No. 81を参照してください。
88	入札説明書	手続きにおける交渉の方法について	11	19 (2)	手続きにおける交渉の有無<有>、との記載がありますが、基本協定書、国有財産定期借地権設定契約書、事業協定書、それぞれの契約締結前には契約内容・条項に関する協議・調整の場が設けられる、という理解でよろしいでしょうか。「交渉」の具体的な方法についてお示しいただきたい。	ご理解のとおりです。あわせてNo. 44を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
89	仕様書	事業の目的	1	2	「年間発着枠最大3.9万回の拡大に向け、関係自治体等との協議や必要な施設整備の検討を進めている」とありますが、現段階での実現の見通しについてご教授願います。	No.2を参照してください。
90	仕様書	貸付面積について	2	3	アクセスデッキからの接続を指定されており、道中にある京急線「国際線ターミナル駅」からのアクセスも敷地に対する交通量・利便性を考慮し、接続の検討をしていますが、借り受け面積の追加は可能でしょうか。	対象地A～Dの範囲を超えた提案について、本事業に付帯する施設と考えられる場合は提案が可能です。この場合、落札者決定後、国及び関係者との協議を踏まえ、実現性を確認することになります。 また、対象地A～Dの範囲を超えた提案に伴い、事業用地の追加が必要となる場合においては、落札者決定後、変更契約が必要となります。これに伴い、提案資料に変更が生じると思われますので、当該追加用地の貸付料については「維持管理費等」の内数として、様式11-J-③においては「追加の定期借地料」として記載してください。（様式12-②については、平成32年度時点で事業用地の追加を想定している場合に限る。） なお、入札にあたっては、対象地A～Dの範囲を借り受けることに対する入札価格としてください。
91	仕様書	貸付期間	2	3 (2)	貸付期間よりも前に対象地において先行実施可能な建設等の業務はございますでしょうか。	より前倒しでの貸付予定はありません。なお、事業契約書（案）第21条に定める各種調査（測量、地質調査等）については、実施可能となります。また、各種調査等の内容によっては土地使用料が発生する場合があります。
92	仕様書	貸付期間について	2	3 (2)	平成32年東京五輪までにより多くの施設を竣工するためには、少しでも長い工事期間が確保されることが望ましいと思われませんが、平成30年1月（一分敷地は4月）まで貸付が行われないのはなぜでしょうか。	対象地に隣接する構内道路（環八道路）の移設を平成29年度末まで行うため、前倒しでの貸付け予定はありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
93	仕様書	貸付期間について	2	3	(2)	環状八号線移設工事に影響を与えない範囲については、より前倒して貸付を受けることはできないのでしょうか。	更なる前倒しでの貸付け予定はありません。あわせてNo. 92を参照してください。
94	仕様書	対象地Dの工事用地について	2	3	(2) ②	アクセス通路を構内道路等の上空に架設する場合、構内道路等におけるアクセス通路の投影面積は、借地の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	対象地Dと対象地B、対象地Dと国際線旅客ターミナルビルとを結ぶための上空部分の貸付については、落札者決定後に変更契約を行うこととなります。詳細については、落札者決定後に、国と協議して定めます。 変更契約に伴い、提案資料に変更が生じると思われますので、当該上空の貸付料について、様式集及び記載要領の様式11-J-③においては「維持管理費等」の内数として、様式12-②においては「上空の定期借地料」として記載してください。 なお、入札にあたっては、対象地A～Dの範囲を借り受けることに対する入札価格としてください。
95	仕様書	対象地について	2	3	(2) ②	対象地Dの設定範囲は限定的で、施工上必要な広さとしては不十分となる可能性があります。アクセス通路（空中歩廊）の施工時に、構内道路の使用に配慮した上で、対象地Dの外側を部分的に施工エリアとして借用できるものと想定してもよろしいでしょうか。	対象地Dの施工にあたり、対象地Dの外側を一時的に施工エリアとして使用することは可能です。ただしこの場合、土地使用料が発生します。
96	仕様書	先行着手が不可となる用地範囲について	2	3	(2) ③	平成30年1月以降も別事業の施工のため先行着手は不可とのことですが、平成30年4月1日からは賃借可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	仕様書	先行着手不可範囲について	2	3	(2) ③	先行着手不可範囲は平成30年4月1日より工事着手可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
98	仕様書	土地貸付の条件	2	3	(2) ③	先行着手不可能範囲以外は平成30年1月1日以降、前倒して貸し付けることを可能としているが、その際は賃料が発生する前提で提案すればよいか。また、先行して工事を行う範囲のみを限定しその面積に応じた賃料を想定すればよいのか。	前倒して貸付けを行う場合には、提案時において、その時期及び範囲を明示してください。前倒して貸付けを行う範囲については、工事車両の動線等も踏まえ設定してください。 なお、前倒し分の定期借地料についても、様式集及び記載要領の様式11-J-③においては「維持管理費等」の内数として記載してください。
99	仕様書	先行着手不可能範囲図における別事業について	2	3	(2) ③	図面集の図面番号7-1「先行着手不可能範囲図」に示す範囲は、平成30年1月以降も別事業の施工に必要となり先行着手が不可とのことですが、ここで示す別事業とは3ページ・4項(2)に記載されている土壌汚染対策の工事ということになりますでしょうか。異なる場合には、具体的な工事内容についてお示しいただきたい。	現道の構内道路（環八道路）においては、下水道管が敷設されているため道路移設にあわせて管路の切替えを予定しています。なお、先行着手可能区域における工事の実施にあたっては、現場が近接していることから事前に関係者と調整を行う必要があります。
100	仕様書	高さ制限等について	2	3	(3)	対象地には航空法第49条に基づき制限表面が設定されており、施工中を含めこれを遵守する必要がありますが、「図面番号3-1 制限表面図」に記載されている転移表面、水辺表面ともに、クレーン等の重機や工事仮設物が工事期間中一時的に高さを超えてはならないのでしょうか。	一定の条件を満たす仮設物等は、制限表面を超えて設置することができます。提案の際にご不明な点については、東京空港事務所業務課(03-5757-3002)にお問い合わせ下さい。
101	仕様書	高さ制限等について	2	3	(3)	「管制塔からB滑走路等の視認を確保する必要がある」とあるが、航空法の制限表面と比較しどちらの制限も超えないようにするということか。また、管制塔からの視認確保については、施工中を含めての遵守文言が無いが、施工中についてはクレーン等が制限を超えても良い認識でよいか。（至急回答をお願いします）	ご理解のとおりです。 航空法施行規則第92条の5に係る物件については、その大きさ、形状等から視認障害の制限を超えても管制塔からの視認に影響を与え得る物件とはならないと想定しています。提案の際にご不明な点については東京空港事務所航空管制官（タワー担当）（03-5757-3011）へお問い合わせ下さい。
102	仕様書	高さ制限について	2	3	(3)	制限表面について、「施工中を含めこれを遵守する必要」とありますが、下記については航空法に基づく申請により制限表面より突出できるものとしてよろしいでしょうか。 ①避雷針 ②工事中の建設機器及び仮設物	No. 100を参照してください

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
103	仕様書	高さ制限について	2	3 (3)	管制塔からB滑走路等の視認を確保する必要があるとしても、視認図に示された高さの上であっても障害にならない地物（例：避雷針）はあるものと思われます。突出できるものの形状・寸法等の制約条件をお示しください。	No. 101を参照してください
104	仕様書	素材や設備について国との調整	2	3 (3)	「反射光について配慮する必要があるため、建物等の素材や設備等については、設計時に国と調整を行う」とあるが、この設計時は提案書提出前という認識か。提案前であれば、どの部署と調整をとればよいか。	設計時の調整は落札者決定後になり、窓口は東京空港事務所航空管制官（タワー担当）となります。建物等の素材や設備等については、太陽光が管制塔に著しく反射することとなる形状のガラスやソーラーパネル等を想定しておりますが、提案の際にご不明な点については東京空港事務所航空管制官（タワー担当）（03-5757-3011）へお問い合わせ下さい。
105	仕様書	対象地及び周辺情報について	2	3 (3)	周辺施設（対象地外）との物理的な連結（歩道橋等）や当該借地以外の借地を条件とした追加提案は可能でしょうか？また、採点対象とされるでしょうか？	No. 90を参照してください。
106	仕様書	対象地及び周辺情報について	2	3 (3)	AB敷地とC敷地の物理的な連結（構内道路を跨いだ歩道橋等）は可能でしょうか？	構内道路等の上空又は地下を使用する提案について、本事業に付帯する施設と考えられる場合は提案が可能です。この場合、落札者決定後、国及び関係者との協議を踏まえ、実現性を確認することになります。また、上空又は地下を使用する提案をする場合は、落札者決定後、変更契約が必要となります。これに伴い、提案資料に変更が生じると思われますので、当該追加の上空又は地下の貸付料について、様式集及び記載要領の様式11-J-③においては「維持管理費等」の内数として、様式12-②においては「追加の上空の定期借地料」（又は「追加の地下の定期借地料」）として記載してください。（様式12-②については、平成32年度時点で事業用地の追加を想定している場合に限る。）なお、入札にあたっては、対象地A～Dの範囲を借り受けることに対する入札価格としてください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
107	仕様書	管制塔からB滑走路等の視認確保について	2	3 (3)	制限表面については「施工中を含めこれを遵守する必要がある」との記載がありますが、管制塔からのB滑走路等の視認確保については、施工中の遵守の記載がありません。管制塔からB滑走路等の視認確保については、施工中については一部高さ制限を超えることも国と調整により許容されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 101を参照してください
108	仕様書	設計時の国との調整について	2	3 (3)	高さ制限等の項に、「建物等の素材や設備等については、設計時に国と調整を行うこと」との記載がありますが、具体的な国の調整窓口をお示しいただきたい。	No. 104を参照してください
109	仕様書	設計時の国との調整について	2	3 (3)	「建物等の素材や設備等については、設計時に国と調整を行うこと」との記載がありますが、具体的に想定している調整の時期、期間および方法についてお示しいただきたい。	No. 104を参照してください
110	仕様書	構内道路の道路占用料について	2	3 (3)	対象地をDとBをつなぐ空中歩廊は、構内道路の上空に設置されますが、構内道路の道路占用に係る占用料等は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	No. 94を参照して下さい。
111	仕様書	液状化対策	2	3 (3)	貸付対象地については液状化予測図では、「液状化の可能性が高い地域」となっているが、貸付までに液状化対策が行われる予定はあるでしょうか。（至急の回答をお願いします）	対象地の液状化対策は実施されていない状況です。 液状化対策の実施につきましては、その用地の土質状況（ボーリングデータ）を分析し、そこに建設する構造物の規模や重要性等を検討したうえで、液状化対策の有無を判断することになります。 なお、現在、共同溝工事を実施していますが、コンクリート構造物の真下部のみ地盤改良を実施されています。今回のホテル等の建設に際しても、事業者がボーリングデータを収集、分析し（必要により、事業者が土質調査を実施）建設する建物の構造等を検討のうえ、地盤改良の実施を判断されることとなります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
112	仕様書	道路の扱いについて	3	3 (3)	道路の扱いについて、「構内道路A, B, Cは道路法の適用を受ける道路に準じた扱い」とありますが、建築基準法上は一団地認定区域内の構内道路と考えられるため、道路高さ制限などはないと考えてよろしいでしょうか？	構内道路A、B、Cは、建築基準法上では一団地区域における構内道路ではありますが、道路法の適用を受ける道路に準じているため道路法第30条（道路の構造の基準）に基づく高さ制限があります。
113	仕様書	接道状況について	3	3 (3)	「構内道路A、B、Cは道路法の適用を受ける道路に準じた扱いとし、」とありますが、これらの道路は、建築基準法上の道路として扱って良いと考えてよろしいでしょうか。（至急回答をお願いします）	No.112を参照してください。
114	仕様書	その他について	3	3 (3)	当敷地においては既存建築物により既に建蔽率7%、容積率20%が使用されているとありますが、対象地A～Dの容積率は、図面番号9-1「建築基準法に基づく認定区域図」に記載のとおり、上限300%まで利用可能と考えてよろしいでしょうか、それとも、敷地1,437,515㎡を区域として300%ですでに使用している、20%分を除いた280%分を使用可能ということでしょうか。また、対象地については建蔽率は最大100%と考えてよいでしょうか。（至急回答をお願いします）	容積率は、対象地が属する敷地1,437,515㎡に対してのもとなり、現在20%分を使用していますので、残り280%（約402万㎡）までを第2ゾーンで使用可能となります。 また、建蔽率は60%となっており、現在7%を使用していますので、残り53%（約76万㎡）までを第2ゾーンで使用可能となります。 ただし、航空法第49条に基づく制限表面の規制を遵守していただく必要があります。
115	仕様書	国際ターミナル地区の余剰容積の活用について	3	3 (3)	対象地は一団地認定区域内、かつ国際ターミナル地区内であり現状建蔽率7%、容積率20%とありますが、建蔽率60%、容積率200%を超えて建築することが可能ですか。	No. 114を参照してください。
116	仕様書	国際ターミナル地区の余剰容積の活用について	3	3 (3)	上記について図面集9-1に「敷地ごとの容積率の限度300%」とありますが、対象地A, B, Cにおいて容積率300%を超えることが可能ですか。またその時、航空法の高さ制限の許す限り余剰容積の活用が可能と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
117	仕様書	接道状況について	3	3 (3)	接道の位置・構造等に関する関係官署とは具体的にどこでしょうか。相談・調整は落札者決定後行うとの理解でよろしいでしょうか。	交通管理者、道路管理者、ライフライン事業者をはじめ、提案内容により関係する事業者は異なります。また、協議は落札者決定後を考えております。
118	仕様書	交通量調査について	3	3 (3)	「接道状況」に空港構内道路を工事に利用出来るかのように読める記載がありますが、事前の協議先をご教示願います。また、実施段階で工事のための交通量調査実施が必要でしょうか。	工事で使用可能な道路は、構内道路A及びBです。 あわせて、No.117を参照してください。
119	仕様書	ライフラインの切替時期について	3	3 (3)	環状第8号線の切替えに伴う各ライフライン（共同溝、上水道、下水道、ガス、電力、通信、排水）の切替時期はそれぞれいつ頃を予定してありますか。	平成29年度末を予定しております。
120	仕様書	一団地認定等について	3	3 (3)	対象地の一団地申請は、落札者自らが行わず、空港内施設の取り纏めを行っている設計会社等を通じて行うことを想定してありますか。	一団地申請は、敷地内事業者の新築・増改築が同時期にある場合は東京航空局が実施しておりますが、同時期に無い場合については事業者自ら申請をして頂くこととなります。なお、手続きに必要な費用については、事業者の負担があります。
121	仕様書	その他（史跡指定）について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、対象地全域が周知の包蔵地に含まれるのでしょうか。	「鈴木新田跡」は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）には指定されていないものの、大田区指定史跡となっています。史跡内で土木工事等を実施するにあたっては、現状変更等に係る手続きが必要となりますので、詳しくは、大田区教育委員会（大田図書館文化財担当）（電話：03-3777-1281）までお問い合わせください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
122	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、本事業の実施にあたり、試掘調査は必要となりますでしょうか。	「鈴木新田跡」は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）には指定されていないものの、大田区指定史跡となっています。史跡内で土木工事等を実施するにあたっては、遺跡内における工事实施手続き「埋蔵文化財発掘の届出」は不要ですが、大田区文化財保護条例第14条の規定に基づき、事業者から現状変更の取扱いについて大田区教育委員会へ照会していただくこととなります。 また、掘削の最終段階等で現地立会は必要となります。手続きの詳細につきましては、大田区教育委員会（大田図書館文化財担当）（電話：03-3777-1281）までお問い合わせください。
123	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、対象地の埋蔵文化財調査が必要となる場合、発掘調査の費用は国が負担してください。	発掘調査費用については、国との協議により定めます。
124	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、文化財の試掘調査（事前調査）は土地の貸付前に国の許可を得て行うことができますか。	可能ではありますが、貸付け前の対象地では構内道路の移設等工事が行われているため、事前に国との協議が必要となります。
125	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、文化財の発掘調査（本調査）は土地の貸付前に国の許可を得て行うことができますか。	No. 124を参照してください。
126	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、埋蔵文化財に関する手続きや調査による影響で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに開業させるとした一部宿泊施設の開業時期が遅延する可能性は想定しておられますか。想定している場合、対応も併せてご教授ください。	想定していませんが、仮に埋蔵文化財に関する手続きや調査による影響で工期が遅延する場合は、国と事業者で協議を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
127	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「事業者は、本事業場所での施工にあたり事前に大田区文化財保護条例の手続きを行うこと。」とありますが、応募段階で大田区にヒアリングすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	No.122を参照してください。
128	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「事業者は、本事業場所での施工にあたり事前に大田区文化財保護条例の手続きを行うこと。」とありますが、手続きに関する費用負担は、国の責任において行なわれると考えてよろしいでしょうか。	手続き、現地立会調査に関する費用は事業者が、発掘調査費用については国との協議により定めます。
129	仕様書	その他 (史跡指定)について	3	3 (3)	「本事業用地は大田区文化財保護条例に指定された史跡『鈴木新田跡』に指定されている」とありますが、対象地の埋蔵文化財調査が実施されていれば結果をご教授ください。	対象地に隣接して実施された共同溝工事（平成26年度）においては、掘削工事の途中段階で現地立会い調査が行われ、結果、史跡は発見されておりません。
130	仕様書	その他 (地盤調査)について	3	3 (3)	構造計画、施工計画検討上必要ですので、各対象地内の地盤調査結果をご提供ください。	No.60を参照してください。
131	仕様書	その他 (地盤調査等の実施)について	3	3 (3)	対象地において、地盤調査等工事实施に必要な調査を貸付期間以前に実施することは可能でしょうか。可能な場合、実施可能となる時期をご教授ください。	現場における他工事の状況や事前調査の内容により、あらかじめ国の許可を得た場合においては実施が可能です。 あわせてNo.91を参照してください。
132	仕様書	その他 (第2ゾーン隣接道路)について	3	3 (3)	事業概要書の「対象地の概要」に「第2ゾーン隣接道路については、平成29年末供用開始予定」とありますが、入札説明書には記載がありません。「第2ゾーン隣接道路については、平成29年末供用開始予定」は、本事業における共通事項と考えてよろしいでしょうか。	仕様書等に記載のとおりです。なお、第2ゾーンに隣接する道路については、平成29年度末までに移設し、供用を開始する予定であります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
133	仕様書	その他 (第2ゾーン隣接道路)について	3	3 (3)	事業概要書の「対象地の概要」に「第2ゾーン隣接道路については、平成29年末供用開始予定」とありますが、平成29年末供用開始時点で、旧環状八号線はどのような状況でしょうか。例えば、インフラは切り替えを完了すると共に既存残置の状態であり、別事業にて平成30年3月末までに撤去処分（埋設物撤去含む）及び土壌汚染対策が完了すると考えてよろしいでしょうか。	No.132を参照してください。
134	仕様書	その他 (第2ゾーン隣接道路)について	3	3 (3)	事業概要書の「対象地の概要」に「第2ゾーン隣接道路については、平成29年末供用開始予定」とありますが、平成29年末供用開始前までは、旧環状八号線を調査等の工事車両は通行可能でしょうか。	道路の切替え工事の状況によります。
135	仕様書	その他 (第2ゾーン隣接道路)について	3	3 (3)	事業概要書の「対象地の概要」に記載の「第2ゾーン隣接道路」の供用開始以降は、工事車両の通行は、構内道路Cの通行を除き、全て第2ゾーン隣接道路からとなるのでしょうか。	構内道路Cを除き、構内道路A及びBからとなります。なお、具体的な車両通行に関しては交通管理者及び道路管理者等と協議・調整となります。
136	仕様書	羽田連絡道路計画について	3	3 (3)	羽田連絡道路計画の記載があるが、他地区との連携に多摩川対岸のキングスカイフロントは明示されていない。これは、連携が加点対象にならないということか。（至急回答をお願いします）	「空港内の他地区との連携」に関しては、様式集及び記載要領の様式11-Dに記載の必須記載事項は必ず提案してください。必須記載事項以外については、提案に委ねます。なお、事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
137	仕様書	文化財手続き	3	3 (3) その他	史跡「鈴木新田跡」に対する文化財保護条例の手続きについて、手続きに要する期間や内容をご教示願います。手続きの長期化に伴う、開業時期の遅延などへの対応はどうお考えですか。	No.122を参照してください。なお、遅延可能性への対応は、国と事業者で協議を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
138	仕様書	一団地認定設定敷地	3	3 (3)	今回整備する宿泊施設及び複合業務施設は、認定区域内の既存施設（国際線旅客ターミナルビル）に対する用途上不可分の増築と見做してよろしいでしょうか。 あるいは用途上可分の施設として、建物毎に設定敷地を設定するべきでしょうか。 また国際線旅客ターミナルビルを補完する商業施設及び付帯施設についてはいかがでしょうか。	今回整備する施設については、用途上不可分の施設整備と考えております。 あわせて、No.146を参照してください。
139	仕様書	航空法による高さ制限	2	3 (3)	高さ制限の欄に航空法による制限表面及び管制塔視認に関する記述があり、図面集にはこれを示す図面が開示されていますが、これら高さ制限をできるだけ正確に把握するため、CADデータを開示いただくことは可能でしょうか？	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
140	仕様書	構内道路状況	2	3 (3)	空港構内道路は交通量が多いとあるが、交通量調査の結果や混雑分析資料を開示して下さい。開示が出来ない場合は、交通量の分析を基にした提案が加算対象とならないことを確認したい。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
141	仕様書	対象地のCADデータ	2	3 (3)	敷地CADデータをいただけますでしょうか。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
142	仕様書	ボーリングデータ	2	3 (3)	ボーリングデータについて、当該地のデータ及び羽田内の他エリアでの調査結果を開示下さい。（至急での回答をお願いします）	No. 60を参照してください。
143	仕様書	空港構内道路の交通量	3	3 (3)	「本事業による周辺の空港構内道路への負荷を考慮した上で、対象地への出入り箇所を設ける事」とありますが、この検討のために現状の空港構内道路の交通量調査結果、道路渋滞やピーク時の状況がわかる資料など開示いただくことは可能でしょうか。 また、交通量の負荷等について、既に事前に、関係官署との協議された内容があればご教示お願いします。	No. 140を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
144	仕様書	接道状況について	3	3 (3)	「空港構内道路の交通量が多く」とありますが、対象地周辺の道路及び環状8号道路の交通量データを開示いただくことは可能ですか。	No. 140を参照してください。
145	仕様書	その他（交通量調査）について	3	3 (3)	交通処理の検討を行うにあたり、交通量調査及び将来の交通量推計の情報がありましたら開示をお願いします。	No. 140を参照してください。
146	仕様書	一団地認定について	3	3 (3)	一団地認定の内容について、設定敷地などを知るため、副本のコピーをいただけますでしょうか。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
147	仕様書	埋設物及び土壌汚染について	3	4	埋設物及び土壌汚染について、費用負担の分担等に係る協議についてはいつ頃でしょうか。またどの程度の費用負担を想定しているでしょうか。	協議については、提案される施設計画・施工計画の策定後を想定しています。費用負担規模は、落札者決定後に、事業協定書第18条の業務計画書に合わせて決めます。
148	仕様書	埋設物・土壌汚染の対策について	3	4	埋設物撤去、土壌汚染対策の具体的方法や国が負担する概算費用等を提案資料の明記する必要があるか。また、その有無で内容評点に影響を与えることになるか確認したい。	No. 136を参照してください。
149	仕様書	「土地貸与の条件」について	3	4 (1)	「埋設物」において、埋設物撤去等の実施に当たって所有者と協議を行うものとありますが、提案審査資料を作成するにあたり実施規模を把握するために入札前から協議することは可能ですでしょうか？可能な場合、各所有者の担当者連絡先は国から開示されるのでしょうか？また、国との協議はいつから可能ですでしょうか？	所有者への事前相談については、内容により窓口を紹介いたしますので、担当部局に対し、電子メールによりご連絡下さい。また、協議については、事業者選定以後と考えております。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
150	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	対象地についての不発弾探査は実施済みでしょうか。	実施しておりません。
151	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	貸付期間前に撤去できる埋設物あるいは区域があれば可能となる時期を含めてご教授ください。	貸付期間前に撤去できる埋設物や区域はございません。
152	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	所有者の定義をご教授ください。	各埋設物を現在、所有している者になります。
153	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	埋設物に関する記述は、“事業者が個々の所有者と協議して、所有者負担の下で事業者が撤去処分を行う。”と解釈されますが、現在判明している所有者の連絡先をご教授願います。また、応募段階で各所有者と協議することは可能でしょうか。	No. 149を参照してください。
154	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	埋設物に関する記述は、“事業者が個々の所有者と協議して、所有者負担の下で事業者が撤去処分を行う。”と解釈されますが、所有者が判明している場合は、本事業とは別に、事業者と所有者間で個別契約を締結して撤去処分を行うか、所有者に専門業者を紹介し、所有者にて予め撤去処分して頂くことでよろしいでしょうか。	仕様書第1章4(1)のとおりです。
155	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	埋設物に関する記述は、“事業者が個々の所有者と協議して、所有者負担の下で事業者が撤去処分を行う。”と解釈されますが、所有者と個別に契約を締結できる場合、所有者が準公共機関でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	No.154を参照してください。
156	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	埋設物に関する記述は、“事業者が個々の所有者と協議して、所有者負担の下で事業者が撤去処分を行う。”と解釈されますが、施設計画に影響がない埋設物は、撤去対象外としてよろしいでしょうか。また、その残置物についても所有権及び残置による責任は所有者と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
157	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	埋設物に関する記述は、“事業者が個々の所有者と協議して、所有者負担の下で事業者が撤去処分を行う。”と解釈されますが、現在の環状八号線の撤去処分（埋設物含む）及び埋蔵文化財調査ならびに土壌汚染調査・対策については、予め国にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。なお、現在の構内道路（環状八号線）の舗装等撤去（図面集に記載の埋設物を除く）については、土地貸付開始までに国等において撤去を実施する予定です。また、埋蔵文化財調査及び土壌汚染対策の実施者は事業者になります。「図面6-1 土壌汚染調査結果図」に示す鉛については貸付開始前までの除去を予定しております。
158	仕様書	所有者が不明の埋設物の撤去について	3	4 (1)	「所有者が不明の建物理設物については、予め撤去範囲、工法及び費用負担の分担等について国と協議する」との記載がありますが、具体的に想定している協議の時期、期間および方法についてお示しいただきたい。	No. 149を参照してください。
159	仕様書	所有者の調整窓口について	3	4 (1)	協議を行う所有者の担当窓口・担当者の連絡先は事前に国よりお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせてNo. 149を参照してください。
160	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	埋設物の撤去費用については、所有者が負担することを基本とするとありますが、所有者との協議がまとまらない場合、国が負担すると理解してよろしいでしょうか。	所有者と事業者の協議がまとまらない場合においても、国が負担することはありません。
161	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	所有者不明の埋設物について、撤去方法、費用負担等国と協議するとありますが、国の負担により対処すると理解してよろしいでしょうか。	仕様書第1章4. (1)に記載のとおりです。原則として、国と事業者の協議により定めます。
162	仕様書	埋設物について	3	4 (1)	現地にて工事開始後に要項で示されていない埋設物が出土した場合、国が責任をもって対処すると理解してよろしいでしょうか。	No. 160を参照してください。
163	仕様書	埋設物に関する協議	3	4 (1)	埋設物の撤去は、貸付開始（平成30年4月1日）前までに完了すると考えてよろしいでしょうか。また工法、範囲、費用の負担の協議は、事業者決定後でよろしいでしょうか。	「図面番号5 埋設物図集」に示す対象地内の埋設物の撤去については、事業者が必要とする範囲を貸付開始（平成30年4月1日）以降に行うこととなります。また、所有者との必要な協議は事業者選定以後と考えています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
164	仕様書	所有者との埋設物についての協議	3	4 (1)	埋設物撤去に要する費用は所有者負担とありますが、撤去範囲、工法及び費用負担について所有者と協議を行うのは、国との理解でよろしいでしょうか。また、上述の協議が整わず、本事業に遅延等が発生した場合、事業者における追加費用、損害等は国が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者と所有者が協議を行ってください。なお、建設に伴い新たに発見された埋設物により遅延等が発生した場合に限り、国は協議に応じます。
165	仕様書	所有者不明の埋設物についての協議	3	4 (1)	所有者不明の埋設物の撤去範囲、工法及び費用負担について、国と協議を行うとありますが、協議は競争的対話で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	協議は落札者決定後に行います。
166	仕様書	土壌汚染について	3	4 (2)	対象地の土壌汚染調査は実施され、結果は図6-1の通りとありますが、B地区も含めて調査も実際された結果と考えて宜しいでしょうか。もしB地区の調査が未実施である場合、実施及び調査結果の開示予定時期をご教示ください。	仕様書 4 (2)に記載のとおりであり、対象地Bも含めた調査結果となっております。
167	仕様書	土壌汚染について	3	4 (2)	「土壌汚染対策として発生した費用は、国が負担」となっていますが、「費用負担の分担について」協議となっています。負担者が決まっているのに、「費用負担の分担」を改めて協議する理由をご教授ください。	費用負担については、施工方法により施工費用が異なるため、協議を行うこととしています。また、原因者が特定された場合においても国と協議を行うこととしております。
168	仕様書	土壌汚染について	3	4 (2)	土壌汚染対策として発生した費用は国が負担することを基本とするとありますので、土壌汚染対策について事業者は金銭的に一切の負担を負わないと理解してよろしいでしょうか。	建設に伴い新たに発見された土壌汚染については、国が負担することを基本とします。ただし、土壌汚染の原因が事業者である場合は、事業者自身で負担頂きます。
169	仕様書	汚染土壌の対策費について	3	4 (2)	土壌汚染対策として発生した費用は国が負担するとありますが、土壌汚染対策法では該当しない油含有土があり、特殊な処分方法が必要な場合のその処分費も協議対象となると考えて宜しいでしょうか	内容に応じて、費用負担の分担について協議します。また、No.168を参照してください。
170	仕様書	土壌汚染についての協議	3	4 (2)	土壌汚染対策の対象範囲、工法及び費用負担について、国と協議を行うとありますが、協議は競争的対話で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 165を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
171	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	土壌汚染対策を貸付期間以前に実施することは可能でしょうか。可能な場合、実施可能となる時期をご教授ください。	No. 91を参照してください。
172	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	公表資料により予見出来ない土壌汚染が見つかり工期の延長が発生した際、遅延により発生した増加費用分は、発注者様（＝国又は各所有者）でのご負担をお願い致します。	No.168を参照してください。 費用の増加が発生した場合は国との協議になります。
173	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「土壌汚染対策として発生した費用は、国が負担することを基本とする」とされていますが、想定されている例外について開示をお願いします。	No.167及びNo.168を参照してください。
174	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「図面集6-1」において、土壌汚染に関する記述があり、調査結果及び「形質変更時要届出区域」に指定された部分以外には土壌汚染はなく、調査及び対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	仕様書 4 (2) に記載する調査については実施済みです。なお、これ以外に事業者が必要と考える場合は、国と協議してください。
175	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「図面集6-1」において、土壌汚染に関する記述があり、「形質変更時要届出区域」に指定された部分のG13区画の鉛は、「今後撤去予定」とありますが、対象地の貸付開始前までに別事業で完了されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、撤去は平成28年度末までに完了する予定です。
176	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「図面集6-1」において、土壌汚染に関する記述があり、「形質変更時要届出区域」に指定された部分の019区画のふっ素を含め、検出物質のふっ素及び砒素については、対策を講じる必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「図面集6-1」において、土壌汚染に関する記述があり、「形質変更時要届出区域」に指定された部分の土壌汚染対策について、対策を講じる目的は、「形質変更時要届出区域」指定の解除なののでしょうか。施設計画によっては、土壌汚染が残る可能性があり、その場合は「形質変更時要届出区域」指定は解除されないままになりますが、それよろしいでしょうか。	「形質変更時要届出区域」の指定の解除は目的ではありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
178	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「図面集6-1」において、土壌汚染に関する記述があり、「形質変更時要届出区域」に指定された部分の土壌汚染対策について、施設計画によっては土壌対策を行わず土壌汚染が残る場合、土壌汚染に関する責任は所有者である国に残るという理解でよろしいでしょうか。	No.167を参照してください。
179	仕様書	土壌汚染について	4	4 (2)	「図面集6-1」において、土壌汚染に関する記述があり、「形質変更時要届出区域」に指定された部分の土壌汚染対策は、国の負担の下、事業者が実施すると解釈されますが、土壌汚染に関する対策及び費用は、本事業とは別と考えてよろしいでしょうか。	No.167及びNo.168を参照してください。
180	仕様書	土壌汚染対策について	4	4 (2)	「土壌汚染対策の実施にあたっては、予め対策範囲、工法及び費用負担の分担について国と協議を行うものとする」との記載がありますが、土壌汚染対策の実施者は国であり、事業者（SPC）では無いという理解でよろしいでしょうか。異なる場合には土壌汚染対策の実施は誰が行うのかお示しいただきたい。	土壌汚染対策の実施者は事業者になります。なお、「図面番号6-1 土壌汚染調査結果図」に示す鉛についてはNo. 175を参照してください。
181	仕様書	土壌汚染対策について	4	4 (2)	「土壌汚染対策の実施にあたっては、予め対策範囲、工法及び費用負担の分担について国と協議を行うものとする」との記載がありますが、具体的に想定している協議の時期、期間および方法についてお示しいただきたい。	No.147を参照してください。
182	仕様書	土壌汚染対策について	4	4 (2)	「土壌汚染対策の実施にあたっては、予め対策範囲、工法及び費用負担の分担について国と協議を行うものとする」との記載がありますが、直前の文章に「国が負担することを基本とする」との記載があり、費用については国負担が基本との理解でよろしいでしょうか。	No.167及びNo.168を参照してください。
183	仕様書	土壌汚染に関する協議	4	4 (2)	汚染土壌の処理は、貸付開始（平成30年4月1日）前までに完了すると考えてよろしいでしょうか。またメッシュ図以外については調査されていないのでしょうか。調査していれば情報を開示してください。また予め協議するとあるが事業者決定後という認識でよいでしょうか。	No.175、No.166、No.147を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
184	仕様書	商業機能の導入について	5	1	商業機能は国際線旅客ターミナルビルを補完するとなっているが、大型の商業施設等（例えばモールのような）で周辺住民も顧客ターゲットとしたものはどう考えられるか。	提案に委ねます。 事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
185	仕様書	複合業務施設について	5	1	複合業務施設の施設例として、「貸会議室又はバンケットルーム」と明記されていますが、当該施設の利用方法として具体的に想定しているものはございますでしょうか。当該施設整備の意図についてご教示頂けますでしょうか。	No. 13を参照してください。
186	仕様書	商業施設と付帯施設について	5	1	商業施設と付帯施設は、審査項目（必須項目）の欠格要件となるのか、或いは審査項目（加点項目）の審査のポイントとして理解してよいか。	欠格とはなりません。あわせてNo. 18を参照してください。 なお、事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
187	仕様書	商業施設	5	1	「対象施設は、提案により、国際線ターミナルビルを補完する商業機能の導入を可能とする」となっているが、大型商業施設の設置はインバウンド向けであれ、自家用自動車による構内道路の混雑悪化が避けられないこと、また駐車場問題のリスクがあるので、好ましくないと考えればよいか。	No. 184を参照してください。
188	仕様書	複合業務施設について	5	1	複合業務施設については、貸会議室・バンケットルームが例示されているが、類似施設として大型展示場は該当するか。展示会の開催については車での上場は想定されないが、準備等のトラック等が構内道路を通行することをどのように考えるか。	No. 13を参照してください。 なお、構内道路の車両通行については図面番号2-1のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
189	仕様書	貸付を受けた事業者が行う業務の概要	5	1	「複合業務施設は、航空・空港関連、観光関連、国際交流関連など、国際線地区に隣接したエリアにふさわしい施設(例：貸会議室又はバンケットルーム)を指す」とありますが、望ましい面積や機能についての要件はあるのでしょうか？	No. 13を参照してください。
190	仕様書	宿泊施設について	5	2	周辺の需給バランスを崩さないために客室総数の制限などは検討に含めるべきでしょうか。	No. 136を参照してください。
191	仕様書	対象施設の運営について	5	2 (1)	「事業者は、対象施設の設計・施工・運営を行う」との記載がありますが、「運営」に関して、対象施設のプロパティ・マネジメント等の外部業務委託を活用した運営は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせて事業協定書(案)第52条第2項を参照してください。
192	仕様書	対象施設の運営について	5	2 (1)	「事業者は、対象施設の設計・施工・運営を行う」との記載がありますが、「運営」について、具体的に必須で事業者が行わなければならない事項はありますでしょうか。	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表)No. 10を参照してください。
193	仕様書	対象施設の運営について	5	2 (1)	「事業者は、対象施設の設計・施工・運営を行う」との記載がありますが、「運営」に関して、「事業協定書」の第54条によれば、事業者による対象施設のマスターリースによる貸付も「運営」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表)No. 10を参照してください。
194	仕様書	BCPの策定について	5	2 (2)	「首都直下地震発生時におけるBCPを策定すること」との記載がありますが、運営開始時に事業者が策定するものであって、「提案審査書類」及び「別途提出する提案にあたっての根拠資料等」に首都直下地震発生時におけるBCPを策定して記載するものではないとの理解でよろしいでしょうか。(記載をすると入札説明書の11ページ・18項⑦の「提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき」に該当するという理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
195	仕様書	事業継続計画について	5	2 (2)	首都直下地震発生時におけるBCPを策定すること、とありますが、提案審査項目では除外されています。これは、事業者決定後に東京国際空港業務継続計画の関係機関として参画し、策定するものと理解してよろしいでしょうか。また、本入札の提案書類としてBCPを策定し、記載することは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	仕様書	施設全体に係る仕様	5	2 (3)	客室に関する要件の記述がありますが、ホテルのみを整備する場合は、畳敷きの部屋の整備は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	仕様書	施設全体に係る仕様	5	2 (3)	(3)に記載の面積要件については壁芯による算定でよろしいでしょうか。	建築基準法施行令第2条第1項3号に基づいて壁芯による算定としてください。
198	仕様書	BCPについて	5	2 (2)	BCP策定が指示されていますが、その内容を記載すべきでしょうか。記載する場合、提案書作成段階で詳細事項の策定は困難であるため、必要項目について具体的にお示しください。	No.194及びNo. 195を参照してください。
199	仕様書	BCPについて	5	2 (2)	BCPを提案書中に記載する必要がある場合、「様式11-F」が該当するかと思われませんが、「首都直下型地震を除く災害への取組」が必須事項となっております。これに「首都直下型地震対応BCP」を併記することは問題ないでしょうか。もし問題がある場合、記載すべき箇所をご指示ください。	No.194及びNo. 195のとおりですが、「首都圏直下型地震対応BCP」の提案は不要です。
200	仕様書	BCPについて	5	2 (2)	BCP(事業継続計画)の対象は、運営期間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	仕様書	安心・安全への配慮について	5	2 (2)	首都直下地震発生時におけるBCPの策定は提案時まで必要となりますか。	No.194及びNo. 195を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
202	仕様書	客室の要件について	5	2 (3)	旅館業法に定める簡易宿所（例：カプセルホテル）を設置する場合、旅館業法の規定以上の要件は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	旅館業法その他、仕様書2(3)、空港管理規則を遵守してください。
203	仕様書	温浴施設について	5	2 (3)	温浴施設のフリースペースについても、ホテル・旅館と同様に入口に施錠設備が必要でしょうか。	ホテルの要件は仕様書第2章2(3)に示すとおりです。それ以外は提案に委ねます。
204	仕様書	訪日外国人旅行者への配慮について	5	2 (3)	宿泊施設はホテル、旅館のどちらか一方でもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	仕様書	語学能力	5	2 (3)	TOEIC220スコア以上と記載に誤りがないか確認をさせて下さい。	仕様書に記載のとおり、英検3級以上またはTOEIC220スコア以上またはTOEFL PBT373スコア以上となります。
206	仕様書	関連事業者	5	7 7	関連事業者とは具体的にどの事業者を想定されておりますでしょうか。	空港関連事業者をはじめ、今後整備される第1ゾーンの関係事業者を想定しています。
207	仕様書	「訪日外国人旅行者への配慮」について	6	2 (3)	「ホテル・旅館において外国人に対応できるだけの語学能力」として記載されているTOEIC・TOEFLの基準スコアは正しいでしょうか？	No. 205を参照してください。
208	仕様書	外国人客への対応業務を行う者の配置について	6	2 (3)	「以下の要件を満たし、・・・1名以上配置すること」との記載がありますが、必ずしもSPC社員である必要は無く、業務委託・派遣社員等による外部企業の活用による配置も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
209	仕様書	羽田空港屋外広告物協議会について	6	2 (4)	「羽田空港屋外広告物協議会」に参画するのは事業者、すなわち落札後設立されるSPCとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	仕様書	遵守事項について	6	2 (5)	居住の用に供する用途は不可となっておりますが、サービスアパートメントも不可と考えてよろしいでしょうか。	建築基準法に定める居住の用に供する用途とする場合は不可となります。居住の用に供する用途以外の用途の場合は可能です。
211	仕様書	事業内容について	6	2 (5)	遵守事項で挙げられている用途以外であれば、施設の整備・運営が認められると理解してよろしいでしょうか。	仕様書第2章2(5)の遵守事項に掲げている用途以外において、仕様書に記載の内容を遵守した提案をしてください。
212	仕様書	訪日外国人旅行者への配慮について	6	2 (5)	居住の用に要する用途は不可となっておりますが、サービスアパートメントの提案は認められないと理解してよろしいでしょうか。	No. 210を参照してください。
213	仕様書	事業内容について	6	3	第二ゾーンでの施設運営は国際線旅客ターミナルビルの補完的な役割が期待されているところ、空港法(指定機能施設事業)、構内営業との関連等で、実施不可となる事業やサービスはあるのでしょうか。	本事業は、指定空港機能施設事業ではありません。また、空港管理規則に基づく施設設置承認及び構内営業承認の取得が必要となります。このほか、仕様書に記載の内容を遵守して提案してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
214	仕様書	国際線ターミナルビルとの一体性・補完性への配慮について	6	3	「商業施設若しくは付帯施設を設置する場合には」との記載がありますが、「付帯施設」とは具体的にどのような施設を指すのかご説明いただきたい。	No. 18を参照してください。
215	仕様書	国際線ターミナルビルとの一体性・補完性への配慮について	6	3	「国際線旅客ターミナルビルとの一体性・補完性に配慮すること」との記載がありますが、一体性・補完性とは具体的にどのような内容を想定しているのか補足をいただきたい。	No. 12を参照してください。
216	仕様書	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスに関する条件について	6	4	「国際線旅客ターミナルビルと一体的な施設として、「図面番号1 整備範囲図面集」に示す対象地Dの貸付範囲内及び構内道路の上空等を使用し、」とありますが、構内道路の上空を使用する際の費用は無償と考えてよろしいでしょうか。	No. 94を参照してください。
217	仕様書	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスに関する条件について	6	4	「対象地Dの貸付範囲内及び構内道路の上空等を使用し」とあるが、空中歩廊については、完全な建物（床・壁・天井で囲む）とし、国際線旅客ターミナルと接続して問題無いか。（至急回答をお願いします）	提案に委ねますが、床、壁、天井で囲むことは可能です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
218	仕様書	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスに関する条件について	6	4	対象地Dに設置する、空中歩廊については、空中となっているが、1階部分も施設として利用可能か。それとも1階部分は隣接地間の動線を確保する必要あるか。	対象地Dの1階部分も利用可能です。また、1階部分を利用するかは提案に委ねます。
219	仕様書	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスに関する条件について	6	4	「国際線旅客ターミナルビルと一体的な施設として、「図面番号1 整備範囲図面集」に示す対象地Dの貸付範囲内及び構内道路の上空等を使用し、」とありますが、事業者の提案により、対象地Dの貸付面積を必要最小限として頂くことは可能でしょうか。	対象地Dの貸付範囲の詳細は落札者決定後、東京国際空港ターミナル株式会社と協議して定めますが、今回の企画提案にあたっては、対象地A～Dを借り受ける前提で提案を行ってください。
220	仕様書	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスに関する条件について	6	4	接続箇所の詳細条件等は、事業者選定後、国及び東京国際空港ターミナル株式会社との間で協議することとありますが、接続する国際線旅客ターミナル連絡通路部（2階）の図面をご教示願います。	接続箇所の詳細条件は落札者決定後の協議となります。 資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
221	仕様書	空中回廊の整備費について	6	4	国際線ターミナルビルとの接続工事に関する費用は2ゾーン事業者と国際線ターミナルビル事業者の両者が負担すると考えてよろしいでしょうか。	費用負担の分担についても、落札者決定後に、東京国際空港ターミナル株式会社との間で協議を行うものとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
222	仕様書	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスについて	6	4	対象地Dの貸付範囲の詳細は協議事項としながら、提案は「図面集1-1」の範囲に限定するのは提案の自由度を制限し、最適化を妨げる可能性があります。貸付面積を変えずに対象地Dの形状変更を認めて頂くことはできないでしょうか。	No. 219を参照してください。
223	仕様書	アクセス通路について	6	4	国際線旅客ターミナルビルとアクセス通路の接続箇所の詳細条件等は協議事項とのことですが、アクセス通路の接続方法の当該詳細条件に関わる実現性の程度については評価の対象外と考えて宜しいでしょうか。	「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」における評価内容に関する意見聴取にあたっては、事業者名及び事業者名を類推できる記載を伏せた形で行うこととしております。 このため、提案評価にあたっては、羽田空港で現在事業を行っている者であるが故に加点の対象となることはありません。 他方で、単に提案の実現性については評価対象となります。
224	仕様書	アクセス通路について	6	4	アクセス通路（空中歩廊）の整備に関連し、撤去・復旧を含めて、既存構築物等の使用制限あるいは一時使用禁止は可能と考えてよろしいでしょうか。また、許容される使用制限の範囲をご教授ください。	接続箇所の詳細条件等は、落札者決定後、国及び東京国際空港ターミナル株式会社との間で協議を行ってください。
225	仕様書	アクセス通路について	6	4	アクセス通路（空中歩廊）の整備に関連し、連絡通路との接続部分の納まりの詳細検討は事業者選定後となりますが、現状構造物の詳細や、提案段階で留意すべき事項について具体的にご教授ください。	仕様書及び図面集2-1のほか、No. 220を参照してください。
226	仕様書	アクセス通路について	6	4	アクセス通路（空中歩廊）の整備に関連し、既存の構内道路や緑地帯においては、地盤改良等の液状化対策は行なわれているのでしょうか。行なわれているとすれば、どのような工法・仕様（対応可能な地耐力）かをご教授ください。	No. 111を参照してください。
227	仕様書	空中歩廊の整備について	6	4	空中歩廊と国際線旅客ターミナルビルを接続させることについて、TIATの承諾を得ているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。接続条件等の詳細については落札者決定後の協議となりますが、接続については事前に承認を得ています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
228	仕様書	空中歩廊の整備について	6	4	空中歩廊が構内道路Cの上空を横断することについて、ApronPFIの承諾を得ているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。横断条件等の詳細については落札者決定後の協議となりますが、横断については事前に承認を得ています。
229	仕様書	空中歩廊の整備について	6	4	構内道路の上空に空中歩廊を整備する場合、「別紙7 図面集2-1に示される」建築限界以外に制限等がありますでしょうか。	道路法の適用を受ける道路に準じた建築限界及び航空法第49条に基づく制限表面の規制があります。また、図面集3-2に示す管制塔からの視認を確保する必要があります。
230	仕様書	接続箇所の詳細条件等の協議について	6	4	「接続箇所の詳細条件等は、事業者選定後、国及び東京国際空港ターミナルビル株式会社との間で協議すること」との記載がありますが、具体的に想定している協議の時期、期間および方法についてお示しいただきたい。	協議は落札者決定後と考えております。協議の詳細も落札者決定後に決定します。
231	仕様書	接続箇所の詳細条件等の協議について	6	4	「接続箇所の詳細条件等は、事業者選定後、国及び東京国際空港ターミナルビル株式会社との間で協議すること」との記載がありますが、定期的に国際線ターミナルビルへ支払いが必要となるような費用は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	No. 221を参照してください。
232	仕様書	空中歩廊について	6	4	国際線旅客ターミナルビルとのアクセスを確保するために整備する空中歩廊について、遵守すべき条件等がありますでしょうか（例えば、地面からの高さなど）。	No. 229を参照してください。
233	仕様書	空中歩廊について	6	4	空中歩廊の整備にあたり諸条件等については、東京国際空港ターミナル(株)との間で協議することとありますが、事業者の希望する接続箇所や工事の実施等について、合理的な理由なく上記会社は拒みはしないということでしょうか。	No. 227を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
234	仕様書	各種手続きについて	7	5	「本事業の実施にあたっては国有財産法及び空港管理規則に定める各種承認手続きが必要となる」とあるが、手続きは事業者決定後に必要となる認識でよいか。	ご理解のとおりです。
235	仕様書	「本事業における費用負担」について	7	5	構内営業承認が必要になるとありますが、商業機能におけるテナント事業者の構内営業種目においては別途協議となるのでしょうか？	空港内で営業を行おうとする者は、空港管理規則第12条、12条の2、12条の3に規定する構内営業の取得又は届出の手続きが必要になります。
236	仕様書	本事業における費用負担各種承認手続きについて	7	5	対象地が空港用地内にあることから必要となる各種承認手続きの種類、実施時期、期間についてご教示ください。	No. 235を参照してください。
237	仕様書	土地の瑕疵に関する費用負担について	7	5	「事業者は埋設物撤去及び土壌汚染に要する費用を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。」とありますが、埋蔵文化財調査及び不発弾探査等に要する費用は、土地所有者である国の負担と考えてよろしいでしょうか。 また、それらに伴う工程遅延と工程遅延による費用増加については、国にご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	No.128を参照してください。 不発弾が発見された場合は、「未提示の地中埋設物」の取り扱いとなるため、国は必要に応じて費用負担を行うものと考えております。
238	仕様書	構内営業承認手続きが必要となる対象について	7	5	宿泊施設内にテナントとして入居して出店する飲食・物販等の店舗（企業）や、商業施設を設置した場合に、その商業施設にテナントとして入居して出店する飲食・物販等の店舗（企業）についても、構内営業承認の手続きが必要となりますでしょうか。	No. 235を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
239	仕様書	空港管理規則について	7	5	空港管理規則（構内営業、施設設置等、施設の一時使用、撮影許可等）は第二ゾーンの運営でも、既存の空港敷地上での営業行為と同様に適用されるのでしょうか。	No. 235を参照してください。
240	仕様書	空港管理規則について	7	5	土地の借用方式が既存の空港用地内の一時使用許可から定期借地に変わることに伴い、運用面で変化が生じる部分はあるのでしょうか。	本事業における国有財産定期借地権設定契約は、借地借家法第22条に基づく定期借地権の設定を目的とした借地契約であり、貸付期間を原則50年間としています。 また、国有財産使用許可は期間を1年以内とする行政処分であり、継続して使用するためには期間の更新を行う必要があります。 借地契約の詳細は国有財産定期借地権設定契約書（案）を参照して下さい。 なお、空港管理規則に定める各種承認手続きについては変更ありません。
241	仕様書	オリンピック・パラリンピック競技大会への配慮について	7	6	「工事を中断する必要がある」との記載がありますが、内装工事等の軽微な工事も含めて全ての工事を中断する必要がありますでしょうか。	工事を行っていることが外部から確認できるものについては中断する必要があります。内装工事等については可能です。
242	仕様書	オリンピック・パラリンピック競技大会への配慮について	7	6	「周囲からの眺望等にも配慮すること」との記載がありますが、想定されている具体的な配慮の方法はありますか。	提案に委ねます。周辺からの眺望等への配慮について提案がある場合、様式集及び記載要領の様式11-B-①「景観に配慮した動線計画」に記載してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
243	仕様書	2020年東京オリンピック・パラリンピックへの配慮について	7	6	「少なくとも宿泊施設の一部を開業させる施設計画とすること。」とありますが、仮使用での開業も認められると考えてよろしいでしょうか。また、充実の度合いが加点対象となっていますが、その時点での室数が評価の対象ということでしょうか。（至急回答をお願いします）	仮使用での開業については、建築基準法第七条の六第一項第一号及び第二号の認定を受けた場合は可能です。 なお、提案にあたっては、事業者選定基準5.3（2）に記載の提案審査における必須項目のとおり「施設計画において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに少なくとも宿泊施設の一部を開業させる計画と」して頂く必要があるとともに、加点項目の審査のポイント（2020年時点における宿泊施設の充実の度合いについて、具体的かつ優れた提案がなされていること）を踏まえてください。 この場合の宿泊施設の充実の度合いは、2020年時点における宿泊施設整備の達成度合いを指します。
244	仕様書	2020年東京オリンピック・パラリンピックへの配慮について	7	6	「開催期間中（平成32年7月～9月）は工事を中断する必要がある」とありますが、工程計画を検討するにあたっての工事中断期間は、平成32年7月1日～9月30日と設定してよろしいでしょうか。	少なくとも平成32年7月1日から9月1日の期間は中断する計画としてください。 なお、今後、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等との調整が必要となることがあります。
245	仕様書	工事の中断について	7	6	オリンピック・パラリンピック期間中の工事は中断とありますが、2019年ラグビーワールドカップ期間中の中断もあり得ますでしょうか？ また、現時点における長期間の中断が想定されるイベントはございますでしょうか？	オリンピック・パラリンピック期間中以外の工事の中断については、今後、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等との調整が必要となることがあります。
246	仕様書	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への配慮	7	6	宿泊施設の一部は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される7月24日の前日までに開業していればよいという理解でよろしいでしょうか。又は、〇日前までに開業するという指定はあるのでしょうか。	遅くとも平成32年7月1日までに宿泊施設の一部を開業させる計画としてください。 なお、今後、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等との調整が必要となることがあります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
247	仕様書	宿泊施設の充実度合いについて	7	6	2020年オリパラ競技大会までの開業される一部の宿泊施設について充実度合いが審査項目（加点項目）となっているが具体的な定量的目安はあるのか。	No. 243を参照してください。
248	仕様書	大会開催期間中の工事中断等について	7	6	「大会の開催期間中工事を中断する必要があるほか、周囲からの眺望にも配慮すること。」とありますが、中断の際の眺望面での配慮について、より具体的にご指示ください。	No. 242を参照してください。
249	仕様書	東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の工事について	7	6	大会開催期間中工事を中断する必要があると記載しておりますが、周囲からの眺望等に配慮した上で、軽微な作業（例えば、内装工事等）は実施可能でしょうか。	No. 241を参照してください。
250	仕様書	大会開催期間中の工事中断等について	7	6	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等との調整において、事業者が大会開催までに整備するものがあるとするかどうか、費用負担も含めて具体的事例をご教授ください。	現時点では想定していませんが、落札者決定後に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等の関係者との調整が必要となる場合があります。
251	仕様書	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への配慮	7	6	「開催期間中工事を中断する必要」とありますが、外部環境に支障を来さない工事も含め全ての工事が対象となりますか。 「競技大会組織委員会等の関係者との調整が必要となる場合」とは、工事期間や工事中の眺望にも調整事項があるということでしょうか。もし事前にお解りであればご教示ください。（例えば、五輪開催中の本敷地や対象施設の特別な利用、運用など）	No. 241及びNo. 250を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
252	仕様書	関連事業者との連携・協力について	7	7	「国及び関連事業者と連携・協力する必要がある」との記載がありますが、想定している具体的な関連事業者名称及び連携・協力する内容をお示しいただきたい。	No. 206を参照してください。連携内容等を含め、提案に委ねます。
253	仕様書	他事業との連携について	7	7	対象地Cの南、運河上にある棧橋施設の利用を提案に含めても宜しいでしょうか。	No. 90を参照してください。
254	仕様書	他事業との連携等について	7	7	東京国際空港ターミナル(株)が保有する羽田空港国際線駐車場との駐車場相互利用は可能であるか。	原則として、対象地整備により発生する交通量を処理できる駐車場を、対象地内に整備してください。
255	仕様書	他事業との連携等に関する事項	7	7	「他事業」の定義をお示してください。	当該事業以外の事業を指します。
256	仕様書	他事業との連携等に関する事項	7	7	国際線ターミナルとつなぐ空中歩廊の整備も、「他事業との連携」にかかるものと考えてよろしいでしょうか。	空中歩廊の整備は本事業の整備のひとつに当たります。
257	仕様書	他事業との連携等に関する事項	7	7	「関連事業者」を具体的にお示してください。	No. 206を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
258	仕様書	他事業等との連携について	7	7	対象地Cの南西側に設置してある栈橋施設の利用を視野に入れて提案する場合、応募者が栈橋施設を現に所有しているかないかで、評価に差はつかないものと考えてよろしいでしょうか。	No. 223を参照してください。
259	仕様書	他事業との連携等について	7	7	国及び関連事業者と連携・協力する具体的なニーズ等があればご教示頂きたい。	現段階において、具体的なニーズはありませんが、No. 252を参照してください。
260	仕様書	事業収支等の妥当性について	7	8	資金調達計画及び事業収支計画において、妥当性を評価するにあたってどのような点を重視するのでしょうか。	事業実施体制を反映した資金調達の構成であるか、外部からの資金調達を求める場合においては、その条件が適切であるとともに、調達の見通しを踏まえ、事業の進捗に支障が生じないと確認できるか等の点において、妥当性を評価します。
261	仕様書	温泉掘削について	7	9	温泉を掘削する場合、許認可手続きののち、事業場所の返還同様の原状回復の考え方に則して手続きを行ってよろしいでしょうか。	温泉掘削にあたっては、以下の条件を前提としていただく必要があります。 ・温泉を掘削するにあたっては、関係法令を遵守するとともに、他地区の陥没、ガスの流出等、安全を確保すること ・温泉掘削にあたって発生する権利に係る手続き等（湯口権の扱い等）について、落札者決定後に、国をはじめとする関係者と協議すること 原状回復については、ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
262	仕様書	「事業場所の返還」について	7	9	「国の指定する第三者に、時価にて、施設の全部又は一部を買い取らせることができ」とありますが、具体的な時価の評価・算出方法をご教示ください。	事業協定締結後に、協議により決定します。
263	仕様書	事業場所の返還について	7	9	「事業者は原則、事業場所を更地とした上で、国に返還する。」とありますが、杭や地下構築物も含めて、全てを撤去処分しなければならないのでしょうか。	本事業に関し設置した建物その他工作物すべてを除去し、貸付物件を現状に回復して、更地で返還してください。
264	仕様書	事業場所の返還	7	9	事業期間終了後、国の指定する第三者が施設の一部又は全部を時価にて買い取らせることができるとございますが、十分使用可能な資産が処分されるような社会的な経済損失を回避され、事業期間後半の更新投資が維持されるためにも、合理的な範囲内で施設が買い取られるよう規定願います。	No.262を参照してください。
265	仕様書	事業場所の返還	7	9	国の指定する第三者が施設の一部または全部を買取となった場合に採用される時価は、第三者機関が算定する等、公正な価格が確保されるよう規定願います。	No.262を参照してください。
266	仕様書	事業期間終了時の第三者への施設の譲渡について	7	9	「国は、国の指定する第三者に、時価にて、・・・」との記載がありますが、「時価」はどのように決定することを想定しているのかお示しいただきたい。	No.262を参照してください。
267	仕様書	根拠法令について	7	10	想定される根拠法令等に大店立地法の記載がありませんが、これは①当該地は大店立地法にかからない、②国としては大店立地法にかかる施設を望んでいない、③その他関連法案に含まれる、のいずれでしょうか。	対象施設が大店立地法の対象となるかについては、関係機関にご確認ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
268	仕様書	将来的な規制緩和について	7	10	提案の内容については、現行制度で許容される範囲に限られるのでしょうか？また、将来の規制緩和等を見越した提案も含まれるのでしょうか？	現行制度で許容される範囲で提案をしてください。
269	仕様書	想定される根拠法令について	7	10	⑪ 大規模小売店舗立地法は適用されるでしょうか。	No.267を参照してください。
270	仕様書	提案と事業期間の関係性について	-	-	本提案は、50年の事業期間に対するものと思料しておりますが、東京オリンピック・パラリンピック向けの一時的な提案についても採点の対象となり得るのでしょうか？	提案審査における審査基準については、事業者選定基準5.3を参照してください。 なお、事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
271	仕様書	提案と事業期間の関係性について	-	-	開業時まで確実に整備するものと、それ以降の需要等を見越した将来計画において整備する提案がある場合、後者は採点の対象となり得るのでしょうか？	No. 270を参照してください。
272	仕様書	第三者との協議結果に基づく提案内容の変更について	1~8		接道位置、構内道路Aと多摩川対岸間の架橋、大田区文化財保護条例の手続きに関わる行政指導、対象地Dの貸与範囲、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等の関係者との調整他事業との連携など、提案後に決定される事項が多くありますが、これらの決定事項が提案内容実現に支障ある場合は、その支障を除去する範囲では提案内容を変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
273	仕様書	地盤強度について			地盤調査結果がありましたらご開示ください。	No. 60を参照してください。
274	様式集	提案審査書類提出書について	3	5 (1)	提案審査書類提出書「様式8」は正1部、副30部と指定されていますが、副本についても代表企業の名称を記載するという理解でよろしいでしょうか。	「様式8」は正1部のみで結構です。様式集及び記載要領を修正いたしましたので、そちらを参考ください。
275	様式集	提案審査書類提出書の副本について	3	5 (1)	様式8の副本の作成方法について詳細をご説明願います。 提案審査書類提出書（様式8）は正1部、副30部とありますが、副本は応募コンソーシアム名、代表企業の名称、所在地、代表者名をマスキング（黒塗り）または空欄として代表者印のみが残る形とするものでしょうか。又は様式8はマスキングは不要となりますでしょうか。	No. 274を参照してください。
276	様式集	提案審査書類提出書の副本について	3	5 (1)	提案審査書類提出書（様式8）は正1部、副30部とありますが、副本にも代表者印をそれぞれ押印して提出する必要がありますでしょうか。又は正本のコピーでもよいものでしょうか。	No. 274を参照してください。
277	様式集	提案審査書類提出書の通し番号について	3	5 (1)	提案審査書類提出書（様式8）は正1部、副30部とあり、様式8の右肩に「通し番号」欄がありますが、この通し番号は副本の部数30部についての通し番号になり、正本では不要の欄となりますでしょうか。異なる場合には様式8の通し番号欄の使用方法につき説明をいただきたい。	No. 274を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
278	様式集	「バリアフリー等のユニバーサルデザイン」について	3	5 (4)	バリアフリーそのものは法律で定められておりますが、本提案はそれらについて言及すべきものでしょうか？或いは、法規制のクリアは前提として、それを上回る付加サービスについての提案を求めるものでしょうか？	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を遵守することを前提として、それを上回るサービスを提案してください。
279	様式集	設計概要書について	3	5 (4)	設計概要書に記載すべき項目などございましたらご教示ください。	国土交通省告示第15号に示す基本設計に関する標準業務の成果図書を参考に提案ください。
280	様式集	隣接地区との連携について	4	5 (4) 環境負荷の低減	環境負荷の低減に向け、隣接地区運営者等の具体的なニーズがあればご教示頂きたい。	現時点において、具体的なニーズはありません。連携内容を含め、提案に委ねます。
281	様式集	企業名について	6	2	企業名等を正本には記載し、副本には記載しない理由をご教示下さい。	正本は事務局にて事実関係等を確認するために企業名等を記載していただきますが、公平公正な審査のため、副本は企業名等は記載しないでください。
282	様式集	企業名の記載	6	2	企業名は副本に記載できないので、協力企業の有無は採点に関係ないと考えてよろしいでしょうか。それであれば、正本には記載する理由を教えてください。（至急回答をお願いします）	ご理解のとおりです。あわせてNo. 281を参照してください。
283	様式集	企業名の記載について	6	2	「副本には、～中略～企業名及び企業を類推できる記載（中略）は行わないこと。」とありますが、“建設企業A”や“宿泊施設運営企業C”等の表記はよろしいでしょうか。	問題ありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
284	様式集	作成上の留意点について	6	2	「企業名は正本のみに記載し、副本には、応募者、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。」とありますが、各企業の具体名を避けた業務実績等の記載は認めて頂けないでしょうか。	問題ありませんが、業務実績に関しても企業名及び企業を類推できる記載は行わないでください。
285	様式集	補足資料について	6	3	「補足資料」の提出が認められると読めますが、その内容、様式、枚数等に制約はありますでしょうか。	提案に当たっての根拠資料等を想定しています。様式、枚数に制約はありません。
286	様式集	必要な項目等がある場合の追加記述について	6	3	「具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記述すること」との記載がありますが、あくまで提案審査書類（様式11-A～11-K）の指定ページ制限の範囲中で記載することと、各様式の指定ページ制限を超えて追加記述することはできないとの理解でよろしいでしょうか。又は、各様式の指定ページ制限を超えて追加記述を行うということでしょうか。	各様式の指定ページ制限内で記述してください。
287	様式集	補足資料について	6	3	8行目に「他の様式や補足資料に関連する事項・・・」との記載がありますが、「補足資料」とは7ページ・6項②の注記にある「提案にあたっての根拠資料等」を指すという理解でよろしいでしょうか。異なる場合には、ここでいう「補足資料」が何かお示しいただきたい。	ご理解のとおりです。
288	様式集	要約について	6	4	要約は各様式の書式に記載するのですか。各様式の先頭頁に綴じるのですか。また頁数制限に含めるのですか。	各様式とは別途自由様式で作成し、要約のみをまとめて全様式の先頭に添付してください。各様式の頁数制限には含めません。また、作成要領は「様式集及び記載要領」に従ってください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
289	様式集	要約の作成について	6	4	提案審査書類の各様式については、様式番号ごとに提案の要約を作成することとありますが、要約を記載する様式をご教示願います。また、要約は箇条書きにて作成することとありますが、図表等を適宜使用して作成してよろしいでしょうか。	No. 288を参照してください。また、様式集及び記載要領第2.4に記載のとおり、要約は箇条書きの文章のみとしてください。
290	様式集	要約の作成について	6	第2 4	要約については、様式の指定はなく応募者の自由、との理解でよろしいでしょうか。	No. 289を参照してください。
291	様式集	「要約の作成」について	6	4	提案書における「要約」とは、提案書1頁目の上段、つまり提案の前段で記載するものとの理解で宜しいでしょうか？	No. 288を参照してください。
292	様式集	要約の作成について	6	4	提案審査書類の各様式については、様式番号ごとに要約を作成すること、とありますが、要約のページは、提案審査における提案審査書類様式の制限枚数外と考えるとよろしいでしょうか。	No. 288を参照してください。
293	様式集	要約の作成について	6	4	様式番号ごとの要約の書式は、該当様式番号の様式に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	No. 288を参照してください。
294	様式集	要約の作成について	6	4	500字以内の文字以外に、図版及び図版説明文書を記載することは可能でしょうか。	No. 289を参照してください。
295	様式集	要約の作成について	6	4	要約を綴りこむ位置は、様式11表紙の直後にまとめるべきでしょうか、あるいは各様式の頭に入れるべきでしょうか。	No. 288を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
296	様式集	要約の作成について	6	4	要約は文字のみで作成するという理解でよろしいでしょうか。図や表を用いて作成することは認められないでしょうか。	No. 289を参照してください。
297	様式集	要約の字数制限について	6	第2 4	11項目の要約全体で500文字とするのではなく、様式番号ごとの要約それぞれが500文字以内とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	様式集	要約の作成について	6	4	要約は、一つの様式につき、500文字以内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	様式集	要約の文字数制限について	6	4	「要約は500文字以内とする」との記載がありますが、500文字以内は各様式ごとという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	様式集	書式等について	6	5	黒以外の色を用いて文字や図等を記載することは可能でしょうか。	可能です。
301	様式集	使用する文字について	6	5	文字の大きさは指定されていますが、フォントや色については強調の為等、自由に使用して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	様式集	「根拠資料」について	7	6 ② 表外※	提案にあたっての根拠資料について、頁数の制限はないという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
303	様式集	提案にあたっての根拠資料等について	7	6 ②	※注記に記載のある「提案にあたっての根拠資料等」については、ページ制限は無い、という理解でよろしいでしょうか。 また、用紙サイズ指定も無く、A3サイズ用紙の使用、A4サイズ・A3サイズの混合も可能という理解でよろしいでしょうか。 「提案にあたっての根拠資料等」について、制限や指定がある場合にはお示しいただきたい。	ご理解のとおりです。
304	様式集	根拠資料等について	7	第2 6	根拠資料等については、提案にあたっての根拠の提示や提案内容の理解の促進のため、応募者が自由な様式・内容・枚数で添付してよい資料という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	様式集	根拠資料について	7	6 ②	根拠資料の提出が認められておりますが、その内容、様式、枚数等に制約はありますでしょうか。	ありません。
306	様式集	根拠資料	7	6	根拠資料の添付について、資料の種類、枚数等の制限はございますでしょうか。	ありません。
307	様式集	提案審査書類について	7	6 ②	「様式8～10、様式11-A～11-K及び要約」をA4サイズのファイル、「様式11-A-②、様式11-A-③、様式11-B-②」をA3サイズのファイルにそれぞれ取りまとめ、正本及び副本を指定の部数提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式8～10は別ファイルで1部を提出してください。
308	様式集	編集方法について	7	6 ②	A3サイズで指定のある提案審査書類「設計図面集等（様式-A-②、様式11-A-③、様式11-B-②）」は、折り込みをせず、A3サイズのファイルで別冊として提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせてNo. 307を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
309	様式集	冊子の作成方法について (提案審査書類)	7	6 ②	提案審査書類についての冊子の作成については、「様式8～10」で1冊子、「様式11-A～11-K及び要約(ただしA3サイズで提案する下記を除く)」で1冊子、「様式11-A-②、様式11-A-③、様式11-B-②」で1冊子、「提案にあたっての根拠資料等」で1冊子の合計で4冊子にて提出するという理解でよろしいでしょうか。異なる場合には、冊子の作成方法について詳細をお示しいただきたい。	No. 274及びNo. 307を参照してください。
310	様式集	冊子の作成方法について (提案審査書類)	7	6 ②	様式11-A-②、様式11-A-③、様式11-B-②はA3サイズの冊子で1冊子作成するというのでしょうか。異なる場合には冊子作成方法についてお示しいただきたい。	No. 307を参照してください。
311	様式集	書類のとりまとめ方について	7	第2 6	「②提案審査書類」は「提案審査提出書、仕様書に関する確認書」、「提案審査書類(図面集以外のもの)」「提案審査書類(設計図面集等)」の3種類をそれぞれ別冊でとりまとめるという理解でよろしいでしょうか。	No. 307を参照してください。
312	様式集	様式9、10のとりまとめについて	7	第2 6	様式9、10は1部のみであるため、正本のみに添付するという理解でよろしいでしょうか。	No. 307を参照してください。
313	様式集	提案にあたっての根拠資料について	7	6 ②	補足資料や根拠資料等については、様式を取りまとめた提案審査書類の最後尾に添付して提出するという理解でよろしいでしょうか。	参照が必要な様式の後に添付してください。それ以外の資料は最後尾で結構です。
314	様式集	提案の根拠資料について	7	6 ②	根拠資料等については、様式を取りまとめた提案審査書類の最後尾に添付して提出するという理解でよろしいでしょうか。	No. 313を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
315	様式集	提案にあたっての根拠資料について	7	6 ②	根拠資料等についても、正本1部及び副本30部を作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、副本については、一部塗つぶしをしていただくなど企業名が類推できる記載を行わないでください。
316	様式集	添付書類について	7	6 ②	金融機関以外からの関心表明書の添付の可否及びその規定について、ご教授ください。また、関心表明書等提出企業の名称は副本を含めて伏さず明記してもよろしいでしょうか。	金融機関以外からの関心表明書の添付は可能です。あわせてNo. 315を参照してください。
317	様式集	提案の根拠資料について	7	6 ②	根拠資料等につきましても、正本及び副本を作成するという理解でよろしいでしょうか。	No. 315を参照してください。
318	様式集	編集方法	7	6 ②	提案にあたっての根拠資料等についても、企業名は正本にのみ記入し、副本には記入しないということになりますでしょうか。	No. 315を参照してください。
319	様式集	編集方法	7	6 ②	「提案にあたっての根拠資料等がある場合は別途提出すること」とあるが、その資料も加点対象となるのでしょうか。	根拠を示すという意味では加点対象となり得ます。
320	様式集	編集方法	7	6 ②	根拠資料等については、企業名は加点対象とならないことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせてNo. 319を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
321	様式集	様式が複数ページにわたるとき のページ番号の付け方について	7	6	「様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと」との記載がありますが、様式11-A～11-Kの右肩にある「通し番号」欄を使用するという理解でよろしいでしょうか。その場合、様式11-Aから11-Kまでの全ての提案審査書類を通じた「通し番号」は不要という理解でよろしいでしょうか。異なる場合には、「様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと」の具体的方法をお示しいただきたい。	「通し番号」は副本に振る番号です（1～30/30）。ページ番号は別途右肩に記載してください。
322	様式集	データの提出について	7	第2 7	様式11-A～11-K及び要約については、Adobe PDF又はMicrosoft Excel 2010でデータ提出することは可能でしょうか。Microsoft Wordでの提案書類作成は、自由度が低いため、他のソフトで作成し、コピー可能なPDFとして提出させていただけると幸いです。	Microsoft Excel 2010であれば結構です。
323	様式集	CD-R又はDVD-Rの提出について	7	7	提案審査書類の受付時における各提出書類のCD-R又はDVD-Rでの提出は、副本の指定がある提出書類については、正本と副本の両方の保存情報が必要ということになりますでしょうか。また、その際は正本と副本の情報を1枚に保存したものを提出するという理解でよろしいでしょうか。CD-R又はDVD-Rで提出する際の副本の取り扱いについて詳細をお教え願います。	正本、副本それぞれの電子データを1枚のCD-R又はDVD-Rに保存して提出してください。
324	様式集	副本の通し番号について	7	7	「副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること」との記載がありますが、36ページの様式11「提案審査書類 表紙」の書式においては、「登録受付番号」の下段に通し番号を付けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	様式集	実績の内容について	14～18		「建物種類」に記載すべき内容をご教示下さい。	宿泊施設及びそれ以外の用途からなる一体開発における建築物用途を記載してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回 答
			頁	項		
326	様式集	対話事前質問書の注意事項について	29	7	対話事前質問書の注意事項に「質問を公表された場合に」という記載がございますが、対話における質問内容が公表されることがあるということでしょうか。	No. 45を参照してください。
327	様式集	対話事前質問書について	29	7	競争上の地位が含まれることを理由に、質問内容の非公表を明示した内容についても、開示される場合はありえるのでしょうか。	No. 45を参照してください。
328	様式集	様式8の通し番号について	31		通し番号の欄に記載されている「●」には「31」と記載するという理解でよろしいでしょうか（「正1部、副30部」であることから）。その場合、正副31部すべての代表者印を押印するのでしょうか、又は、正本のみに押印し、副本は正本のハードコピーに通し番号を記入することよろしいでしょうか。	No. 274を参照してください。
329	様式集	「仕様書に関する確認書」について	32		必須項目に関する提案のフォーマットについて、特に記載がないように見受けられますが、当該提案については、様式9の確認書によるもののみという理解で宜しいでしょうか？	必須項目に関する提案は、各項目に該当する提案審査書類にて記載してください。
330	様式集	「仕様書に関する確認書」について	32		当該様式9の「仕様書 第2章 5」の「費用負担について、仕様を満たすことが確認できる提案となっている」とは、どのようなことを指すものなのでしょうか？	「仕様書 第2章 5 本事業における費用負担」に基づいた資金調達計画、事業収支計画となっていることを指します。
331	様式集	様式11の通し番号について	37		通し番号は、副本の30部のうちの通し番号を記載するのでしょうか（●/30のように）。もしくは提案審査書類全体（様式11-A～11-K）のページ数を記載するのでしょうか。	No. 321を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
332	様式集	様式11-A～11-Kの右肩にある「通し番号」の付け方について	37		提案審査書類の様式11-A～11-Kの右肩の通し番号欄は、様式11-A-①から様式11-Kまでの全ページを通しての「通し番号」として使用するのでは無く、各様式ごとの通し番号を付ける、という理解でよろしいでしょうか。	No. 321を参照してください。
333	様式集	業務実施にあたって配慮すべき事項について	37		「業務実施にあたって配慮すべき事項」とはどういった事を意味していますでしょうか。補足のご説明をいただきたい。	提案に委ねます。
334	様式集	仕様概要表について	38	11 A ②	仕様概要表に記載すべき項目を具体的に列挙しご指示ください。	国土交通省告示第15号に示す基本設計に関する標準業務の成果図書を参考に提案ください。
335	様式集	仕様概要表	38		「仕様概要表」には指定の書式があるのでしょうか。ある場合にはお示しいただきたい。無い場合には、仕様概要所に記載すべき内容をお示しいただきたい。	No. 334を参照してください。指定の書式はありません。
336	様式集	設計図書	38		仕様概要表とは何を記載すればよろしいでしょうか。	No. 334を参照してください。
337	様式集	求積図について	38		面積表及び求積図については、どこまで必要になるか。必要な求積図の仕様を示してください。	国土交通省告示第15号に示す基本設計に関する標準業務の成果図書を参考に提案ください。
338	様式集	図面のスケール	38		設計図面のスケールはどのように作成すればよいでしょうか。	特に指定はありませんが、A3サイズの用紙に入るようにしてください。
339	様式集	設計概要書について	39	11 A ③	設計概要書に記載すべき項目を具体的に列挙しご指示ください。	国土交通省告示第15号に示す基本設計に関する標準業務の成果図書を参考に提案ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
340	様式集	設計概要書	39		設計概要書とは何を求めているか。具体的に必要な項目をご教授下さい。	No. 339を参照してください。
341	様式集	景観計画	40		景観への配慮について「地域特性に応じた外観の色彩等の統一感や落ち着きのある街並みの誘導」とあるが、羽田空港屋外広告物ガイドライン以外に、羽田の景観等に関するルールや規定は存在しないか。 (至急回答をお願いします)	羽田空港屋外広告物ガイドラインのほか、東京都景観計画、大田区景観計画があります。 なお、提案にあたっては、事業者選定基準5.3(2)表2のうち「景観に配慮した動線計画」の審査のポイントに記載されている「建築物の敷地や屋上・壁面などの緑化」、「水辺の特性を生かした潤いとにぎわいの創出」、「地域特性に応じた外観の色彩等の統一感や落ち着きのある街並みの誘導」に配慮してください。
342	様式集	パースについて	41	11 B ②	「鳥瞰図1点と目線」とは、鳥瞰透視図1点の他、アイレベルで描いた透視図(複数)を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	様式集	様式11-B-②パースについて	41		「少なくとも鳥瞰図1点と目線を提案すること」とありますが「少なくとも鳥瞰図1点と目線(アイレベル)のパース1点を提案すること」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
344	様式集	パースについて	41	11 B ②	本様式の頁数制限は5枚ですが、1枚あたりのパース画の点数について制限はあるでしょうか。	1枚につき1点としてください。
345	様式集	パースについて	41		パースについては何点用意してもよいのか。ページ制限は5ページだが、1ページに2点以上配置してもよいのか。また、イメージ写真や絵は利用すること可能でしょうか。	No. 344を参照してください。イメージ写真や絵も使用可能です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
346	様式集	パースについて	41		ページ数は5ページとなっておりますが、1ページにつき1点のパースという指示になりますでしょうか。又は、1ページに複数パースを掲載することも可能でしょうか。可能な場合には枚数制限の有無につきましてお示しいただきたい。	No. 344を参照してください。
347	様式集	パースについて	41		様式11-B-②がパースの様式となっておりますが、その他の様式において、本文説明の補足の為に制限ページ範囲内でパースを使用することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	様式集	空港内の他地区との連携	43	11 D	現在、羽田空港内において複数事業者間で取り組まれている活動や会議体（協議会等）及びその具体的な内容につきましてご教示ください。（例えば、防災、環境・省エネなど）	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
349	様式集	空港内の他地区との連携	43	11 G	『空港内の他地区との連携』について、国際線地区または第1ゾーンとの連携について取組内容を提案する際、それぞれの事業者に対して実現性の担保として確認を取る必要があるか、ご教示願います。	提案に委ねます。
350	様式集	水際線との連携	43		水際線とは何を指しているか。	水域と陸域の境界域を指し、第2ゾーンでは、多摩川との境界域のことを指します。
351	様式集	水際線との連携	43		水際線との連携とは新設予定の環八沿い階段部へのアクセスを指しているのか、それとも、独自に環八を横断して連携をとる提案を求めているのか。また、動線のみならず、ハード・ソフトを含めた施設運営を指しているのか。	提案に委ねます。 あわせてNo. 350を参照してください。
352	様式集	防災・セキュリティ	45	11 F	『首都直下地震を除く災害への取組』とありますが、災害の定義および具体的に想定されている災害がございましたらご教示願います。	具体的に定義を定めておりません。応募者において適切に判断願います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
353	様式集	防災・セキュリティ	45		国際線ターミナルの防災計画について、避難所の位置と収容人数・備蓄倉庫の面積・非常用発電機の仕様を含めて示して頂けますでしょうか。（至急回答をお願いします。）	セキュリティの関係上開示はできませんが提案施設規模に応じ適切に判断願います。 なお、事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くこととしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
354	様式集	防災・セキュリティ	45		「首都直下地震を除く災害への取組」とあるが、具体的に想定されている災害があれば教えてください。	No. 352を参照してください。
355	様式集	環境負荷の低減	46		環境負荷の低減について、現在羽田空港の国際線・国内線ターミナルでの取組について、省エネ技術・エネルギーの効率利用・水循環の促進にどのように取組んでいるか、全て開示していただけるか。不可の場合は既運営会社のみが分かる取組実績等を根拠に加点対象にならないことを確認したい。（至急の回答をお願いします）	東京国際空港におけるエコエアポートに係る取り組みは、下記のHPを参照してください。 http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000607.html また、各ターミナルビルの取り組みについては下記のURLを参照してください。 国内線ターミナルビル https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/activity/environment/ 国際線ターミナルビル http://www.tiat.co.jp/environment/ 事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くこととしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
356	様式集	環境負荷の低減	46	11 G	『最先端の省エネ技術の導入への取組』について、最先端の定義についてご教示願います。	提案に委ねます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
357	様式集	環境負荷の低減	46	11 G	『エネルギーの効率的な利用への取組』について、例えばコージェネレーションシステムによる排熱利用も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
358	様式集	工期遅延の対応策について	47	11 H ①	(中略) 大会までの宿泊施設の開業の必須記載事項として、「・工期の遅延が想定される場合の対応策」とありますが、ここでいう「工期」とは大会開催までの初期整備施設の工期を指し、想定される工期の遅延要因別に対応策を提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	様式集	月次人員配置計画について	48	11 H ②	工程計画及び月次人員配置計画の必須記載事項として、「工種別の月次人員配置計画」とありますが、計画施設ごとに大枠で仮設/躯体/仕上/設備/外構における作業員、工事管理者等の人数集計表が求められていると考えてよろしいでしょうか。あるいは、型枠工事や金属板金工事等の工種別の作業員、工事管理者等の人数集計表が求められているのでしょうか。	基本的には前者ですが、提案に委ねます。
360	様式集	月次人員配置計画について	48	11 H ②	工程計画及び月次人員配置計画について、A3版1枚に収まらない場合は、複数枚とすることは可能でしょうか。	様式集及び記載要領第1.5.(4)表のとおり、A3版1枚としてください。
361	様式集	工程計画上の工夫や人員配置に係る見通しについて	48	11 H ②	工程計画及び月次人員配置計画の必須記載事項として、「工程計画上の工夫や人員配置に係る見通し等をわかりやすく記載すること。」とありますが、工程計画表で工夫を要した箇所を“吹き出し”等を利用して説明するものと考えてよろしいでしょうか。	記載の方法は提案に委ねます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
362	様式集	下請け企業の確保に係る合意文書について	48	11 H ②	工程計画及び月次人員配置計画において、（下請け企業の確保に係る合意文書等の取得がある場合は、添付すること。）とありますが、下請け企業から本事業への参画意志がある場合に提出してもらい「関心表明書」のような内容と考えてよろしいでしょうか？それとも、人員配置等を約する「確約書」的な内容を指すのでしょうか。	提案に委ねます。
363	様式集	下請け企業の確保に係る合意文書等	48	11 H ②	「下請け企業の確保に係る合意文書等の取得がある場合は、添付すること」と記載がありますが、これらの添付も採点対象になるということでしょうか。	根拠を示すという意味では採点対象となり得ます。
364	様式集	合意文書等の添付について	48		「下請け企業の確保に係る合意文書等の取得がある場合は、添付すること」との記載がありますが、必須ではなく、任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 363を参照してください。
365	様式集	合意文書等の添付について	48		「下請け企業の確保に係る合意文書等の取得がある場合は、添付すること」との記載がありますが、これらは様式11-H-②のページ制限内で添付が必要なものでしょうか。もしくは、7ページ6項②の注記「※上記の他、提案にあたっての根拠資料等がある場合は、別途提出すること」に該当して、様式のページ制限とは別に別途提出となりますでしょうか。	後者です。
366	様式集	資金調達・事業収支計画について	50	11 J ①	「監査法人又は公認会計士が確認した証書」とはどのような内容を想定してますでしょうか。また添付は必須でしょうか。併せて、添付する際のページ制限はございますでしょうか。	監査法人又は公認会計士名で発行された確認証明書を想定しています。添付は必須ではありません。また、枚数を含め様式の制限等もありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
367	様式集	資金調達・事業収支計画について	50	11 J ①	「事業収支計画に係る具体的根拠」として要求されている「監査法人又は公認会計士が確認した証書」は、「必須記載事項」との理解で宜しいでしょうか。また、そうであれば、融資確約書及び関心表明書等と同様に、添付することも許されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 366を参照してください。
368	様式集	資金調達・事業収支計画について	50	11 J ①	「事業収支計画に係る具体的根拠」として要求されている「監査法人又は公認会計士が確認した証書」の内容として記載を必要とする事項や様式があれば、ご教示ください。	No. 366を参照してください。
369	様式集	証書	50		「監査法人又は公認会計士が確認した証書を含む」との記載がございますが、証書には具体的に何が記載されている必要がありますでしょうか。また、証書の添付は必須になりますでしょうか。	No. 366を参照してください。
370	様式集	「資金調達・事業収支計画」について	50		「監査法人又は公認会計士が確認した証書」とは何を指すのでしょうか？	No. 366を参照してください。
371	様式集	監査法人又は公認会計士が確認した証書について	50		「監査法人又は公認会計士が確認した証書を含む」との記載がありますが、これらは様式11-J-①のページ制限内で添付が必要なものでしょうか。もしくは、7ページ6項②の注記「※上記の他、提案にあたっての根拠資料等がある場合は、別途提出すること」に該当して、様式のページ制限とは別に別途提出となりますでしょうか。	後者です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
372	様式集	監査法人又は公認会計士が確認した証書について	50		「監査法人又は公認会計士が確認した証書を含む」との記載がありますが、これらは必須事項となりますでしょうか。もしくは任意のものとなりますでしょうか。	No. 366を参照してください。
373	様式集	解体費用について	50	11 J ①	資金調達・事業収支計画の必須記載事項に「解体費用の確保方策」がありますが、ここで言う解体費用は、現在価値での表記と考えてよろしいでしょうか。	解体が必要となる際に発生する解体費用をどのように確保するか、具体的に記載してください。
374	様式集	算出根拠について	50	11 J ①	資金調達・事業収支計画の必須記載事項に「上記の算出根拠（考え方）」がありますが、対象は解体費用のみでしょうか。それとも、「提案施設と同等の施設における利用料」などその他のものも指していますでしょうか。	資金調達計画、事業収支計画、費用高騰等における対応策、提案施設と同等の施設における利用料、解体費用の確保方策を指します。
375	様式集	提案施設と同等の施設における利用料について	50		「上記の算出根拠（考え方）」との記載がありますが、「上記の」はどこまでを指すのかお示しいただきたい。全てを指すこととなりますでしょうか。	No. 374を参照してください。
376	様式集	資金調達・事業収支計画について	50	11 J ①	必須記載事項に「提案施設と同等の施設における利用料」がありますが、同等とみなされる施設がないと判断した場合は、提案施設の利用料の妥当性を示せる内容を記載することで足りるでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
377	様式集	提案施設と同等の施設における利用料について	50		「提案施設と同等の施設における利用料」との記載がありますが、具体的に何の利用料を想定されているのかお示しいただきたい。事業者が提案する事業スキームにおける事業者の収入となる各種料金設定の内容ごとに記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
378	様式集	融資確約書及び関心表明書等の取得がある場合の添付について	50		「融資確約書及び関心表明書等の取得がある場合は、添付すること」との記載がありますが、これらは様式11-J-①のページ制限内で添付が必要なものでしょうか。もしくは、7ページ6項②の注記「※上記の他、提案にあたっての根拠資料等がある場合は、別途提出すること」に該当して、様式のページ制限とは別に別途提出となりますでしょうか。	後者です。
379	様式集	資金調達計画について	51	11 J ②	本様式にて要求されている項目を逸脱しない範囲内で、提案内容の実態に合わせて各項目の追加や削除を行うことは提案者の自由との理解で宜しいでしょうか。（例えば、劣後ローンの調達を行わない場合に、その項目を削除するなどの変更を指しております。）	ご理解のとおりです。
380	様式集	資金調達計画の様式について	51		該当が無い項目については削除を行って、書式の枠組み変更を行うことも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
381	様式集	資金提供者	51		自己資本の資金提供者についてはコンソーシアム構成員の連名でよいか。	各社ごとに記載してください。
382	様式集	事業収支計画について	53	11 J ④	本様式はいわゆる「間接法」によるキャッシュフロー計算書となっておりますが、「直接法」によるキャッシュフローでの記載をお認め頂きたくお願いいたします。	間接法を用いてください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
383	様式集	維持管理費等の内訳書	57		維持管理費等の内訳の内容について、具体的にご教示ください。	維持管理費等について、少なくとも定期借地料を含める必要がありますが、その他は提案に委ねます。
384	様式集	維持管理費等の内訳書	57	12 ②	維持管理費等の内訳について、記載する範囲を具体的に教示願います。	No. 383参照してください。
385	基本協定書(案)	基本協定書の締結者について	1		基本協定書(案)において、国と締結する落札者構成員の記載欄が入札説明書において実績要件を持つ者に限られておりますが、その他の構成員についても、いる場合は列挙し、コンソーシアム構成員全者と締結するという理解で宜しいでしょうか？	落札者構成員の記載欄について実績要件を持つ者に限っていませんが、基本協定書はコンソーシアム構成員全者と締結することになります。
386	基本協定書(案)	締結者について	1		基本協定書の締結者は、落札者となっておりますが、落札者となった応募企業または代表企業を含むコンソーシアム構成員が締結者であり、記載されている「不動産開発企業」「設計企業」「施工企業」「施工監理企業」はあくまでも例示であり、コンソーシアム構成員では無い各業務の発注先企業等は締結者とならない理解でよろしいでしょうか。基本協定書の締結者について補足説明をいただきたい。	No. 385を参照してください。
387	基本協定書(案)	締結者について	1		2行目に「不動産開発企業名称」との記載がありますが、こちらは実績要件の「不動産賃貸実績のある者」及び「宿泊施設の運営実績がある者」をあわせて指している例示という理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に記載の企業分類はあくまでも例示です。あわせてNo. 385を参照してください。
388	基本協定書(案)	前文について	1		落札者構成員の名称を記入する欄がありますが、実際に選定された落札者の構成に従って変更がありうるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 385を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
389	基本協定書(案)	発行株式について	4	4	1 (3)	完全無議決権株式と議決権株式の発行株式割合、各構成員の出資割合について要件があるか。	要件はありません。 なお、SPCにはコンソーシアム構成員にて本議決権株式の100%を出資していただくことを求めています。
390	基本協定書(案)	定義について	1	第1条	(5)	複数の企業が「施工監理企業」となる場合、あるいは「施工監理企業」となる企業がその他の役割も担う場合の記載方法は該当箇所に企業名を列記することによりよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
391	基本協定書(案)	定義について	1	第1条	(6)	複数の企業が「施工企業」となる場合、あるいは「施工企業」となる企業がその他の役割も担う場合の記載方法は該当箇所に企業名を列記することによりよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
392	基本協定書(案)	施工企業と施工監理企業の兼務について	1	第1条	(5) (6)	入札説明書6. (15) に示す、施工実績と施工監理実績を有する企業は、「施工企業」と「施工監理企業」の両方を同一企業で担うことが出来ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
393	基本協定書(案)	施工監理企業と設計企業の兼務について	1	第1条	(5) (7)	入札説明書6. (15) に示す、施工監理実績と設計実績を有する企業は、「施工監理企業」と「設計企業」の両方を同一企業で担うことが出来ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
394	基本協定書(案)	施工企業と設計企業の兼務について	1	第1条	(6) (7)	入札説明書6. (15) に示す、施工実績と設計実績を有する企業は、「施工企業」と「設計企業」の両方を同一企業で担うことが出来ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
395	基本協定書(案)	定義について	1	第1条	(7)	複数の企業が「設計企業」となる場合、あるいは「設計企業」となる企業がその他の役割も担う場合の記載方法は該当箇所に企業名を列記することによりよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
396	基本協定書(案)	定義について	1	第1条 (12)	複数の企業が「不動産開発企業」となる場合、あるいは「不動産開発企業」となる企業がその他の役割も担う場合の記載方法は該当箇所に企業名を列記することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
397	基本協定書(案)	定義について	1	第1条 (12)	「施工監理企業」、「施工企業」、「設計企業」以外のコンソーシアム構成員は「不動産開発企業」となるのでしょうか。	基本協定書(案)に記載の企業分類はあくまで例示です。 あわせてNo. 385を参照してください。
398	基本協定書(案)	不動産開発企業の定義について	2	第1条 (12)	「不動産開発企業」とは、入札説明書6. (15) に示す、不動産賃貸実績がある企業、宿泊施設の運営実績がある企業を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 385を参照してください。
399	基本協定書(案)	落札者構成員について	3	第1条 (20)	注記2に「実際に選定された落札者の構成に従って変更がありうるものとします」との記載がありますが、落札者構成員とは落札をしたコンソーシアム構成員という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
400	基本協定書(案)	落札者に関する定義について	3	第1条 (20)	注記2に「実際に選定された落札者の構成に従って変更がありうるものとします」との記載がありますが、落札者構成員は入札時のコンソーシアム構成員から選出する必要があるのでしょうか。または、変更は可能でしょうか。	基本協定書(案)に記載の企業分類はあくまで例示です。 あわせてNo. 385を参照してください。 変更の手続きについては、一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表) No. 19・85を参照してください。
401	基本協定書(案)	定義について	3	第1条 (20)	落札、基本協定の締結を契機に、落札した「コンソーシアム構成員」は「落札者構成員」となり、SPC株主たる位置付けに加え、具体の業務担当として確認されるという趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。
402	基本協定書(案)				設計企業、施工監理企業以外に、出資を行わない落札者構成員がいた場合、基本協定書はそれらの構成員も押印する必要があるのでしょうか。	コンソーシアム構成員は全て落札者構成員となるため、全員押印していただきます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問の内容	回 答
			頁	項				
403	基本協定書(案)	基本協定書(案)の内容・条項の協議について					入札説明書11ページ19項(2)に「手続きにおける交渉の有無<有>」との記載がありますが、当「基本協定書(案)」は、締結前に国と落札者との間で契約内容・条項を協議の上で変更することを前提とした案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせてNo. 44を参照してください。
404	基本協定書(案)	SPC設立について	4	4	1	(1)	基本協定書締結後SPC設立までの期限について目安はあるか。	基本協定書(案)第4条に記載のとおり、本協定締結後速やかに設立してください。速やかな目安は具体的にはありませんが、入札説明書、仕様書等の関連する期日を参考にしてください。
405	基本協定書(案)	SPCの設立について	4	第4条	1	(3)	完全無議決権株式の発行予定がない場合でも、定款に規定する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	基本協定書(案)	SPCの設立について	4	第4条	1	(4)	本規定はSPCにおける機関設計に係る規定と思われますが、監査役会の設置や会計監査人の設置等は、事業者の任意によって法的要件を満たせばよい、との理解で宜しいでしょうか。	本事業は国有財産である空港用地(行政財産)を活用した独立採算事業であり、仕様書の内容に従って事業を進めて頂く必要があります。基本協定書(案)については、その前提を踏まえ、リスク分担について、落札者決定後に協議を行っていきたいと考えております。 なお、競争的対話にて意見を提出いただいても構いません。
407	基本協定書(案)	締結者について	4	第4条			注記3に「基本協定書(案)は、・・・国、選定事業候補者及びSPC(株式会社)の間で締結されることを想定しております」との記載がありますが、SPCは基本協定書(案)の締結後に設立するものであり、基本協定書(案)の締結者とはならないと思われませんが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 基本協定書(案)を修正いたしましたので、そちらを参考ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
408	基本協定書(案)	SPCの設立について	4	第4条 2	SPCの会計監査人設置は必須、との理解で宜しいでしょうか。それとも事業者提案により、会計監査人を設置しない提案も許容されるのでしょうか。	No. 406を参照してください。
409	基本協定書(案)	SPCの設立について	4	第4条 3	「落札者構成員は、本協定締結後、速やかに、以下の各号の要件を満たすSPCを設立し、」とありますが、注釈3には、「基本協定書は、(中略)国、選定事業者、SPCの間で締結することを想定しております。」とあります。本文中の内容が正しく、SPCは本協定の当事者とならないという理解でよろしいでしょうか。	No. 407を参照してください。
410	基本協定書(案)	SPCの株主について	4	5 1	SPCへの出資割合の決定時期はいつでしょうか。	原則として提案書提出時の出資割合にて設立してください。
411	基本協定書(案)	SPCの株主について	4	5 1	設計企業及び施工監理企業は必ずしもSPC株主となることを要しないとありますが、これはコンソーシアム名に名前は連ねるが、SPCへ出資はしないということを指すのでしょうか。	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表) No. 10を参照してください。
412	基本協定書(案)	SPCの株主について	4	第5条 1	設計企業及び施工監理企業以外の落札者構成員が一切株式を保有しないことは認められないのでしょうか。	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表) No. 10を参照してください。
413	基本協定書(案)	SPCの株主について	4	第5条 1	代表企業はコンソーシアム構成員から任意に選定してよく、出資比率が最大でなければならないという制約はないという理解でよろしいでしょうか。	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表) No. 10を参照してください。
414	基本協定書(案)	SPCの株主	4	第5条	設計企業及び施工監理企業以外の落札者構成員が一切株式を保有しないことは認められないのでしょうか。	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表) No. 10を参照してください。
415	基本協定書(案)	SPCの株主	4	第5条	設計企業及び施工監理企業は必ずしも本株主となることを要しないとありますが、設計企業及び施工監理企業は出資をしないでよいということでしょうか。(至急回答をお願いします。)	一部前倒し回答の解説(平成28年1月29日公表) No. 10を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
416	基本協定書(案)	SPCの株主について	4	5条	2 (1)	落札者構成員のうち、SPCの普通株式を保有する者は、他の本議決権株主又は国との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定先として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の書面による承諾が必要とされておりますが、他の本議決権株主との間で締結された契約等において譲渡等が許容されている先については、必ずしも国との間で締結された契約等において譲渡等が許容されている必要がないという理解で宜しいでしょうか？	基本協定書（案）第5条2(1)の内容を確認ください。
417	基本協定書(案)	本議決権株式の割当てについて	4	第5条		3行目に「ただし、設計企業及び施工監理企業は必ずしも本株主となることを要しない」との記載がありますが、入札説明書2ページ・5項(4)には「コンソーシアム構成員は、SPCに出資して本議決権株式すべての割当てを受けるものとする」との記載があり、これらの関係について詳細をご説明いただきたい。 コンソーシアム構成員であっても、設計企業または施工監理企業に限っては、基本協定書（案）の通り、本株主（本完全無議決権株主又は本議決権株主）にならなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	一部前倒し回答の解説（平成28年1月29日公表）No. 10を参照してください。
418	基本協定書(案)	本議決権株式の割当てについて	4	第5条		3行目に「ただし、設計企業及び施工監理企業は必ずしも本株主となることを要しない」との記載がありますが、3ページ第1条(20)の注記2「実際に選定された落札者の構成に従って変更がありうるものとします」との前提においては、これら企業以外のコンソーシアム構成員であっても本株主とならなくても良い場合もあるという理解でよろしいでしょうか。 異なる場合には、設計企業及び施工監理企業のみが本株主となることを要しない理由をご説明いただきたい。	一部前倒し回答の解説（平成28年1月29日公表）No. 10を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
419	基本協定書(案)	本議決権株式の譲渡について	4	第5条 (1)	本議決権株主が保有する株式を他の本議決権株主に譲渡する場合は、国の事前の承認は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、基本協定書(案)第5条2(5)に基づき、株式間契約を締結した場合、その写しを国に提出していただくこととなります。
420	基本協定書(案)	本議決権株式の譲渡について	4	第5条 (1)	本議決権株式の割当てを受けていないコンソーシアム構成員(設計企業及び施工監理企業)に本議決権株式を譲渡する場合は、コンソーシアム構成員であっても国の事前の承認は必要との理解でよろしいでしょうか。	No. 419を参照してください。
421	基本協定書(案)	SPCの株主について	4	第5条 3	第5条第3項は本議決権株主による本議決権株式の処分のみ言及されていますが、第5条第2項第(3)号に基づきSPCが新たに本議決権株式を発行する場合にも、第5条第3項記載の条件を充足する場合には、原則として当該発行について承認いただきたく存じます。	No. 406を参照してください。
422	基本協定書(案)	注記7の意味するところについて	5	第5条 2 (1)	注記7「本誓約書提出時点でいずれか有効な協定又は契約を引用するものとします」との記載がありますが、意味が不明瞭のため補足説明をいただきたい。(12ページの別紙2誓約書の提出はSPC設立と同時であり、その時点で有効と思われる協定又は契約としては本基本協定書(案)のみであると思われる)	本誓約書提出時までには何らか別の協定または契約が無い場合においては、ご指摘のとおりです。
423	基本協定書(案)	国有財産定期借地件設定契約書、事業協定書について	6	6 1	国有財産定期借地件設定契約書及び事業協定書の締結期限について目安はあるか。	平成28年9月30日までに締結することを想定しています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
424	基本協定書(案)	SPCへの出資者の募集について	7	第7条	「落札者構成員は、・・・SPCへの出資者を募り」との記載がありますが、本議決権株式はコンソーシアム構成員がすべての割当てを受けることから、当文章における「出資者を募り」とは本完全無議決権株式による資金調達を提案した場合の本完全無議決権株式の出資者を募ることを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合に加え、コンソーシアム構成員が、提案書類に記載された内容とおりに、出資を募ることも含まれます。
425	基本協定書(案)	事業協定書又は国有財産定期借地権設定契約の不成立について	7	8条 1	(1)号の費用は(2)号の金1億円に含まれるのでしょうか？若しくは、(1)とは別に費用を負担する必要があるのでしょうか？	(1)とは別に、負担していただきます。
426	基本協定書(案)	事業協定書又は国有財産定期借地権設定契約の不成立について	7	8条 1	基本協定書第6条1項において、国及び落札者構成員は、国とSPCとの間において国有財産定期借地権設定契約書及び事業協定書が締結できるよう、「最大限の努力をする」とされており、契約締結に向けて最大限努力することが各当事者の義務とされていることから、契約締結に至らない場合であっても、契約締結に向けた最大限の努力を行った場合には、基本協定書8条1項にいう「落札者構成員の責めに帰すべき事由」に該当しないという理解で宜しいでしょうか？	最大限の努力を行ったと双方が合意できる場合においては、ご理解のとおりです。
427	基本協定書(案)	事業協定書又は国有財産定期借地権設定契約の不成立について	7	8条 2	国の責めに帰すべき事由による場合については、国が支払った費用については落札者が負担を求められることがなく、また、落札者の支出した費用についても、基本的には国に負担して頂けるという理解で宜しいでしょうか？	基本協定書(案)第8条第2項に規定のとおり、国と落札者の協議によって決定されます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
428	基本協定書(案)	違約金や損害額への入札保証金充当について	7	第8条 1	万が一本項が適用される場合、違約金あるいは損害賠償金には、まず入札説明書15.記載の入札保証金から充当されるという理解でよろしいでしょうか。	違約金あるいは損害賠償金には、入札保証金から充当はされません。
429	基本協定書(案)	協定不成立の場合の事前費用負担について	7	第8条 1 (1)	国が「本事業の準備に関して支出した費用」を落札者構成員が負担することとなっておりますが、準備に従事した職員の人件費まで含むのか否かの範囲や公告日以降の支出なのか否かの期間について、一定の目安をお示しください。あるいは目安が類推できるように、既に支出されている項目と金額を例示願います。	現時点で目安となる金額は算定していません。
430	基本協定書(案)	事業協定書又は国有財産定期借地権設定契約書の不成立について	7	第8条 1 (1)	「連帯して」は削除いただけないでしょうか。	No. 406を参照してください。
431	基本協定書(案)	事業協定書又は国有財産定期借地権設定契約書の不成立について	7	第8条 1 (2)	「連帯して」は削除いただけないでしょうか。違約金の負担は、帰責のある落札者構成員に限定していただきたく存じます。	No. 406を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
432	基本協定書(案)	事業協定書又は国有財産定期借地権設定契約書の不成立について	7	第8条 1 (2)	違約金1億円という額はあまりにも過大ではないでしょうか。金額の再考をお願いいたします。	No. 406を参照してください。
433	基本協定書(案)	国に生じた損害額について	7	第8条 1 (3)	「国に生じた実際の損害額」とは同条同項(1)号の国が「本事業の準備に関して支出した費用」と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	基本協定書(案)	違約金について	7	第8条 2	「～中略～支出した費用の負担は、国と落札者構成員の協議により決定されるものとする。」とありますが、落札者構成員に課せられる同1項の定めと相当の相違があり、事業協定書(案)前書きにあります「各々対等な立場における合意に基づいて」いるとは思われませんので、本項と同1項が同等の内容(双務)となるように再考願います。	No. 406を参照してください。
435	基本協定書(案)	本協定の有効期間について	8	10条 1	秘密保持義務は本協定の終了後も有効に存続することが定められておりますが、当該義務がいつまで存続するのでしょうか？	秘密保持義務に期限はありません。
436	基本協定書(案)	秘密保持について	8	第9条	但し書き中の②に、本件の業務受託企業も情報開示可能な対象として加えて頂けないでしょうか。	No. 406を参照してください。
437	基本協定書(案)	新たな本議決権株式の発行先について	13	4	新たに発行された本議決権株式を処分する場合、2の規定が適用されるのか確認したい。また、処分先に関しては5で規定する内容の該当しない限り承諾を得られるとの認識で良いか確認したい。	株主誓約書は、全ての議決権株式の取得者に対して適用されます。 なお、処分先の承認の考え方については、変更によっても提案内容の履行をより確実に実施できると国が認めた場合となります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
438	国有財産定期借地権設定契約書(案)	国有財産定期借地権設定契約書(案)の位置づけについて	1		入札説明書11ページ19項(2)に「手続きにおける交渉の有無<有>」との記載がありますが、「国有財産定期借地権設定契約書(案)」は一般的な定期借地権設定の際の雛形であり、締結前に国と事業者との間で当事業にあわせて契約内容・条項を協議の上で変更することを前提とした案になりますでしょうか。	No. 34を参照してください。
439	国有財産定期借地権設定契約書(案)	契約書の内容変更について	1		当契約書(案)はあくまでも案文であり、今後の協議により内容の変更は可能でしょうか。	No. 34を参照してください。
440	国有財産定期借地権設定契約書(案)	指定用途等について	1	2条	事業提案の中で、温泉旅館又は温浴施設を検討しておりますが、温泉掘削は可能でしょうか？可能だった場合、条件等はございますでしょうか？	No. 261を参照してください。
441	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付申請書について	1	第2条	「貸付申請書」との記載がありますが、「貸付申請書」の提出時期・方法・書式、等についてお示しいただきたい。	貸付申請書の提出時期・方法については、落札決定後お知らせします。 なお、書式については、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日 蔵管第1号)第6及び別紙様式1を確認ください。
442	国有財産定期借地権設定契約書(案)	契約更新について	1	第4条	「～中略～期間満了時において本契約の更新(中略)は行われず、建物の築造による貸付期間の延長も行われないものとする。」とありますが、仕様書7頁の“9 事業場所の返還”に「国は、国の指定する第三者に、時価にて、施設の全部又は一部を買い取らせることができ、事業者はこれに応じるものとする。」とあり、別契約において第三者に対する借地権設定は存続すると考えてよろしいでしょうか。	国は、国の指定する第三者に、対象施設を買い取らせた場合は、対象施設を買い取らせた第三者との間で、別途借地契約を締結する予定です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
443	国有財産定期借地権設定契約書(案)	契約更新等について	1	第4条	「契約更新に係る権利は一切発生せず」と規定しておりますが、「契約期間満了時に、貸付期間の延長について国と協議できる」と変更することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
444	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料について	1	5条	工事期間中の貸付料について、減免措置はあるのでしょうか？	減免措置はありません。
445	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料について	1	第5条	工事期間中の地代の減免等の措置はありますか。	No. 444を参照してください。
446	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料について	1	第5条	契約書第5条に貸付料が第三年次まで記載されていますが、先行着手期間や工事期間中等の貸付料減免措置要望をすることができるのでしょうか。	No. 444を参照してください。
447	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料の記載について	1	第5条	貸付料は第一年次から第三年次までを記載する様式になっていますが、工事期間中の貸付料は別途協議の上調整が可能なもののでしょうか。	No. 444を参照してください。
448	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料の記載について	1	第5条	貸付料は第一年次から第三年次までを記載する様式になっていますが、当事業においては第一年次・第二年次・第三年次とも入札時の同一の貸付料が記載されるという理解でよろしいのでしょうか。異なる場合にはどのような記載になるのかお示しいただきたい。	ご理解のとおりです。なお、貸付期間開始前及び3年毎に、国有財産定期借地権設定契約書(案)に記載の方法により貸付料を改定します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
449	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料の発生時期について	1	第5条 1	貸付料の発生時期については、協議可能でしょうか。(例えば、初期整備施設の運営開始後、新環状八号線供用開始後等)	工事開始時より貸付料が発生します。
450	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料の発生時期について	1	第5条 1	第5条記載の表には、第3条で定める貸付期間開始日から3年間の各年次における貸付料年を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
451	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料	1	第5条 1	貸付料の記載欄は「第一年次」、「第二年次」、「第三年次」と分けて記載されていますが、各年度毎に異なる貸付料(例えば、開発段階と運営段階では貸付料の差をつける)の入札は可能でしょうか。また、その際には入札書記載金額はどのように記載する必要がありますでしょうか。	開発段階・運営段階ともに貸付料に差はつけません。
452	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料の改定方法について	1	第5条 2	「貸付料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する」との記載がありますが、当事業においてもこのような方式で3年毎に貸付料の改定を行うことになりそうですでしょうか。行う場合には、改定後の3年間の貸付料は同じ貸付料になるという理解でよろしいでしょうか。異なる場合にはご説明をいただきたい。	国有財産定期借地権設定契約書(案)に記載の方法により3年毎に貸付料を改定します。なお、改定後の貸付料は、大きな変動がなければ、3年間同一です。 (改定後の貸付料相当額が従前の貸付料の1.05を上回る場合、従前の貸付料に1.05を乗じた価格が1年次の貸付料となり、2年次、3年次の貸付料も同様に、改定後の貸付料相当額と、その前年次貸付料を比較し、貸付料を決定することから、必ずしも3年間同一とならないこともあります。)
453	国有財産定期借地権設定契約書(案)	貸付料の改定に関する協議について	1	第5条	貸付料の改定方法についての開示がありますが、改定後の貸付料通知後に、協議の余地はあるのでしょうか。	ありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
454	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	貸付料に ついて	1	第5条 2	貸付料は、実態に即したものとなるよう3年毎ではなく、年度毎に改定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
455	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	地代支払 方法等につ いて	2	第6条	毎年の地代の支払い期日及び支払方法はどのように考えておられますか。	歳入徴収官国土交通省航空局長が発行する納入告知書に記載する期日までに支払い願います。なお、支払い回数は、年1回の納付又は年4回の均等分割による前納を予定しております。
456	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	貸付料の 納付期限 について	2	第6条	貸付料の納付期限は別途定める、とありますが、収支計画策定に必須の事項となりますので、支払いの回数・時期・方法等をご教示頂きたい。	No. 455を参照してください。
457	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	延滞金に ついて	2	第8条	延滞金の割合の決定の方法をお示してください。	国の債権管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条の財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率とします。なお、現時点における財務大臣が定める率は5%となっており、この率が見直された場合には変更契約により延滞金の割合も変更します。
458	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	軽微な変 更につい て	2	第10条	「軽微な変更は除く」との記載がありますが、軽微な変更とは具体的にどのような変更を想定していただけますでしょうか。	建築基準法施行規則第3条の2に規定されているような内容を想定しています。なお、軽微な変更に該当するかどうかについては、当該部分の変更前に国に確認してください。
459	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	使用上の 制限につ いて	2	第10条 1	軽微な変更とはどのようなものを指すかご教示ください。	No. 458を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
460	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	余裕部分 について	2	第11条 1	「・・・余裕部分を第三者に貸付け若しくは使用収益を目的とする権利を設定」する場合にも国の承認を受けなければならない旨が規定されていますが、借地権を第三者に譲渡又は借地を転貸するわけではなく、建物のみを第三者（例えば、テナント等）に賃貸等する場合にまで国の承認を必要とすることはご容赦いただけませんか。本条に基づく国の承認が必要な場合を借地権の第三者への譲渡又は借地の転貸に限定していただければと思います。	余裕部分とは建物の余裕のある部分を指します。 なお、今回募集している施設の中で行われる第三者への建物の貸し付けについては、国有財産定期借地権設定契約書に基づく国の承認は必要ないものと考えております。
461	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	権利譲渡 等	2	第11条 1	建物の余裕部分の定義をご教示ください。 また、質権の設定が可能とのことですが、信託受益権に対する質権設定も可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 77及びNo. 460を参照してください。
462	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	建物の貸 付けにつ いて	2	第11条	「乙が建設した建物の 余裕部分 を第三者に貸付け」との記載がありますが、事業協定書(案) 21ページ第54条に従い、建物の全部を第三者にマスターリースする場合には余裕部分ということではなくなりますが、事業協定書(案)に整合させる条文の変更が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 460を参照してください。
463	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	建物の貸 付けにつ いて	2	第11条	「乙が建設した建物の余裕部分を 第三者 に貸付け」との記載がありますが、「第三者」にはSPC出資者（落札者であるコンソーシアム構成員）も含むという理解でよろしいでしょうか。	第三者にはコンソーシアム構成員も含まれます。 あわせて、No. 460を参照してください。
464	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	建物の余 裕部分に ついて	2	第11条	建設した建物の余裕部分を第三者に貸付…とありますが、余裕部分とは一体何を指しているのでしょうか。	No. 460を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
465	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	建物の余 裕部分に ついて	2	第11条	建物の余裕部分について第三者への貸し付けを企図する場合、空港管理規則（構内営業）の適用内容、承認基準はどのように定められるのでしょうか	No. 460を参照してください。 なお、仕様書のとおり、本事業の実施にあたっては、国有財産定期借地権設定契約書及び空港管理規則に定める各種承認手続きが必要になります。空港管理規則にある内容が変わることはありません。
466	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	定期借地 権の登記 について	2	第11条	貸付物件に定期借地権の登記は可能という理解で宜しいでしょうか。	登記はできません。
467	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	余裕部分 について	2	第11条 1	「余裕部分」とは何を指しているのでしょうか。	No. 460を参照してください。
468	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	第三者へ の貸し付 けについ て	2	第11条 1	建物余裕部分を第三者に貸し付ける場合、国の承認を受ける必要があると規定されているが、複合業務施設等のテナントに貸し付ける場合は対象外との認識で良いか確認したい。（別紙5 事業協定 第54条に定める明示を行えば国の承諾は不要となるか）	No. 460を参照してください。
469	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	余裕部分 について	2	第12条 1	「余裕部分」とは何を指しているのでしょうか。	No. 460を参照してください。
470	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	違約金に ついて	3	第15条 3	違約金が損害賠償額を超える場合、違約金とは別に損害賠償請求されることはないという理解で宜しいでしょうか。	第15条3項のとおり、違約金と損害賠償は別です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
471	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	契約の解 除につい て	3	16条 2	本件借地権設定契約には補償の規定はないものの、国有財産法24条2項により、事業者は、生じた損害について補償を求めることができることになっておりますが、損失の中に相当因果関係のある事業者の逸失利益も含まれるという理解で宜しいでしょうか？	逸失利益は含みません。
472	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	定期借地 契約の解 除につい て	3	第16条 2	定期土地賃貸借契約が、第16条により契約が解除された場合、事業者に対する補償等はどのように考えられるのでしょうか。	国有財産法第24条第2項により、借受人は、解除によって生じた損失につき、国に、その補償を求めることができることとされています。
473	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	契約の解 除につい て	3	第16条 2	国の事由による解除となりますので、「乙に損害が生じたときは甲はその損害を賠償するものとする」と明記ください。	原案のとおりとします。あわせてNo. 472を参照ください。
474	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	契約の解 除につい て	3	第16条 3	第1項(6)において、事業協定書第69条または第70条による解除は国の事由による解除となりますので、但し書等によって本項の規定からは除外してください。	ご指摘を踏まえ、国有財産定期借地権設定契約書(案)を修正いたしましたので、そちらを参照ください。
475	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	契約の解 除につい て	3	第16条 4	事業協定書第69条、第70条、第71条、第72条、第73条による解除は、国側の事由、不可抗力、法令変更または合意解除の場合となりますので、但し書等によって、本項の規定からは除外してください。	ご指摘を踏まえ、国有財産定期借地権設定契約書(案)を修正いたしましたので、そちらを参照ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
476	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	契約の解 除につい て	3	第16条	第16条第3項及び第4項ではそれぞれ「甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。」「乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。」と記載されています。この点が、第16条1項(6)には本契約の解除事由として事業協定書の終了が規定されています。そして、上記第16条第3項及び第4項と異なり、事業協定書(案)第78条では「第69条及び第70条により本協定が解除された場合、国は、事業者に対して、合理的な損失の補償を行う。(以下略)」とされています。以上のとおり、本契約第16条第3項及び第4項と上記事業協定書(案)第78条は合致しておりませんが、第69条及び第70条による事業協定の解除に伴い本契約が解除された場合、第16条第3条第4項は適用されず、国は契約解除に伴う事業者の合理的な損失の補償を行うと共に、国に生じた損失について、事業者は何らの賠償ないし補償を要しないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、国有財産定期借地権設定契約書(案)を修正いたしましたので、そちらを参照ください。
477	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等につい て	3	第17条 1	貸付期間の満了、又は、解除された日から、「甲の指定する期日」までの貸付料の支払は不要であるとの理解で宜しいでしょうか。	原状回復期間においても貸付料は発生します。
478	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等につい て	3	第17条 1	「貸付期間が満了したとき又は本契約が解除されたときは、更地で返還しなければならない」と記載してありますが、「貸付物件上の建物その他工作物を国に無償で承継することについて協議できる」と条項を追加することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
479	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等につい て	3	第17条 1	第17条1項について、貸付期間満了日以降に原状回復指定日が設定された場合、原状回復中の土地賃料は発生しますでしょうか。発生する場合は金額をご教示ください。	貸付け期間満了日を原状回復指定日とします。
480	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等につい て	3	第17条 1	国の指定する期日までに原状復旧することとなっておりますが、契約解除の場合は、原状復旧するのに十分な日数を確保して返還期日が指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	原状回復に必要な日数を確保します。
481	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等につい て	3	第17条 1	第17条1項について、再契約の場合についての条件が書かれておりますが、再契約が可能ということでしょうか。	国と協議の上、決定することとなります。
482	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	再契約に ついて	4	第17条	「再契約のほか、甲が指示した場合には・・・」との記載がありますが、当事業において、同じ事業者が契約期間満了時に再契約をすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 481を参照してください。
483	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等につい て	4	第17条 2	第17条2項について、「建物の取壊し及び建物賃借入の明け渡し等貸付物件の返還に必要な事項」とは具体的に何を指すのかお示してください。	契約期間満了までに、原状回復が確実であることを説明いただける書類を想定しています。具体的には、その際に、国に確認してください。
484	国有財産 定期借地 権設定契 約書 (案)	原状回復 等	4	第17条 3、4	事業協定書第74条2項の規定と合わせ、事業者が違反した場合には、事業者が現状回復の費用を負担する、と修正ください。	原案のとおりとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
485	国有財産定期借地権設定契約書(案)	原状回復等	4	第17条 5	違約金が、損害賠償額を超える場合、違約金とは別に損害賠償請求されることはないという理解で宜しいでしょうか。	第17条5項のとおり、違約金と損害賠償は別です。
486	国有財産定期借地権設定契約書(案)	-	-	-	国有財産定期借地権設定契約書には、事業協定書の終了が契約の解除事由にあげられていないことから、例えば不可抗力により事業が継続できず事業協定書を解除した場合、借地権設定契約だけでも存続するのでしょうか？	第16条1項(6)のとおり、事業協定書の解除は契約の解除事由です。
487	国有財産定期借地権設定契約書(案)	別紙2 貸付料の改定方法			貸付料の改定の算出式は、実態に即した貸付料となるよう、地価変動率のみをスライド率としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
488	事業協定書(案)	事業者について	6	1 1	事業協定書記載の「事業者」は基本的に「SPC」と読み替えるという理解でよいか。	事業協定別紙1(14)の「事業者」の定義には、SPCの名称を記載することを想定しております。
489	事業協定書(案)	施設の改築等について	6	第1条 3	事業期間中において、提案時点では想定していなかった新たな需要に対応するための施設の用途の変更や大規模な改造、建てかえ等は認められるのでしょうか。	協議において合理的と判断された場合においては変更を認めます。その際には、第18条に記載の業務計画書の変更手続き及び国有財産定期借地権設定契約書(案)第10条の承認が必要となります。
490	事業協定書(案)	本事業の概要について	6	第2条 1	対象施設とは、事業地内に計画する全ての施設を指すという理解でよいか。	ご理解のとおりです。事業協定書(案)を変更しますので、そちらを参照ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
491	事業協定書(案)	本事業の遂行について	6	第2条 3	「原状に回復して、国に更地で返還しなければならない」との記載がありますが、地下杭等の地中の埋設物の撤去も必要となりますでしょうか。原状回復と更地での返還について詳細を補足いただきたい。	No. 263を参照してください。
492	事業協定書(案)	本事業の遂行について	6	第2条 4	「本事業を自ら又は事業者構成員をして遂行しなければならない」との記載がありますが、それ以外の外部の者への業務委託の活用や第三者への建物貸付による運営を禁止するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
493	事業協定書(案)	複数の設計企業・施工企業・施工監理企業の役割分担について	6	第2条 4	設計企業・施工企業・施工監理企業について、コンソーシアム構成員に該当企業が複数存在する場合、整備施設や工区等を設定し、それぞれ任意の会社が請け負って良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
494	事業協定書(案)	本事業の遂行について	6	第2条 5	「事業者は事業者構成員をして本事業を実施させる」との記載がありますが、必ずしも事業者構成員に実施させる訳では無く、自ら実施が基本かと思われますので、「事業者は 事業者が自ら又は 事業者構成員をして」が正ではないでしょうか。もし異なる場合には、本文の意図するところを補足説明いただきたい。	ご理解のとおりです。提案内容に応じて契約交渉時に修正を行います。
495	事業協定書(案)	本事業の概要	6	第2条 5	「事業者は事業者構成員をして」とありますが、構成員以外の企業もSPCから業務受託できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業協定書及び事業計画書に記載の手続きが必要です。
496	事業協定書(案)	契約の構成及び適用関係	6	第3条 1	「本協定は国有財産定期借地権設定契約の一部を構成する」とありますが、本協定と借地権設定契約に齟齬が見つかった場合、どちらの規定が優先されるのかご教示ください。	借地権設定契約が優先されます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
497	事業協定書(案)	契約相互の関係について	6	第3条 1	「本協定は、国有財産定期借地権設定契約と一体の契約」であるため、本協定が解除となった場合は同契約も一体で解除となり、反対に同契約が解除となった場合は本協定も解除となるとの理解でよろしいでしょうか。	本協定の終了した場合の処理については、本協定第74条ないし第76条に記載のとおり、国有財産定期借地権設定契約が終了します。また、反対に国有財産定期借地権設定契約が終了した場合には、第66条で規定しているように、本協定も終了します。
498	事業協定書(案)	契約の構成及び適用関係について	6	第3条 2	「本協定、基本協定書、入札説明書及び提案書類の順で優先的な効力を有する」とありますが、基本協定書第10条第1項によれば、基本協定書の有効期間は事業協定書の締結日までとなっており、本協定書と基本協定書は、基本協定書のサバイバル条項を除いて、併存しないものと思われそうですが、上記優先順位において基本協定書を含められた趣旨をお示ください。	基本協定の有効期間は事業協定の締結日までとなっておりますので、基本協定については削除させていただきます。
499	事業協定書(案)	契約の構成及び適用関係	6	第3条 2	「本協定、基本協定書、入札説明書及び提案書類の順で優先的な効力を有する」とありますが、質問回答書の優先順位はどの位置でしょうか。	本協定に劣後し、入札説明書と同順位になるものと思われそうです。
500	事業協定書(案)	文書間の優先順位について	6	第3条 2	質問回答書の優先度が「本協定、基本協定書」より下位であった場合、「本協定(案)、基本協定書(案)」に関する回答が「本協定、基本協定書」に反映された状態で締結されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
501	事業協定書(案)	許認可等及び届出等について	7	第6条 4	「本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したもの」との記載がありますが、事業者が誰に提出したものでしょうか。仮に提出先が「国」であるとする、事業終了後に再度国に提出することになり、不合理かと存じます。	許認可の主体に対して提出したものとなります。仮に提出先が国であっても、再度提出お願いいたします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
502	事業協定書(案)	許認可等及び届出等について	7	第6条 4	「本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類」を事業終了後に国に提出するとありますが、事業終了時に50年分をまとめて提出するとの理解で宜しいでしょうか。 許認可の取得や維持に関する書類を事業終了時に提出するよりも、例えば、年1回、当該書類を提出するほうが、合理的かと存じます。	No. 501を参照してください。
503	事業協定書(案)	許認可等及び届出等について	7	第6条 4, 5	本条4項「本事業の実施に必要な許認可等」と「本協定に基づく義務の履行に必要な許認可等」との違いをお教え下さい。	違いはありません。
504	事業協定書(案)	許認可等の取得	7	第6条	許認可等は、事業者が自ら又は事業者構成員をして、取得する旨が記載されていますが、事業者が自ら直接行う事業に限るものであるという理解でよろしいでしょうか。(事業者又は事業者構成員以外の第三者に建物を貸付して、第三者が事業を行う場合等においては、第三者が許認可等を取得しなければならない場合もあると思われます。)	ご理解のとおりです。
505	事業協定書(案)	許認可等及び届出等について	7	第6条 1	本事業の実施に必要な許認可は、事業者が自ら又は事業者構成員をして取得する旨が規定されていますが、事業者及び事業者構成員に限らず、これらの者と契約関係があるものが取得する形でもよいとの理解です。	No. 504を参照してください。
506	事業協定書(案)	施設名称について	7	8条	対象施設のネーミングライツは可能でしょうか?	可能と考えますが、事業協定第8条に基づき、対象施設の名称は、国と協議の上、決定することとなります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
507	事業協定書(案)	対象施設の設計業務について	9	第10条 5	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業であり、本規定は本事業に馴染まないと考えますので、削除ください。	本事業は国有財産である空港用地(行政財産)を活用した独立採算事業であり、仕様書の内容に従って事業を進めて頂く必要があります。事業協定書(案)については、その前提を踏まえ、リスク分担について、落札者決定後に協議を行っていきたいと考えております。なお、競争的対話にて意見を提出いただいても構いません。
508	事業協定書(案)	対象施設の設計業務について	9	第10条 5	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業でありますので、「かかる意見を最大限考慮するものとする。」は削除ください。	No. 507を参照してください。
509	事業協定書(案)	設計企業について	8	第10条 2	「設計企業に委託し又は請け負わせなければならない」との記載がありますが、設計企業は本議決権株主又はコンソーシアム構成員以外の者でも良いという理解でよろしいでしょうか。又は、設計企業は本議決権株主又はコンソーシアム構成員のいずれかである必要がありますでしょうか。基本協定書(案)の4ページ第5条1項の「ただし、設計企業及び施工監理企業は必ずしも本株主となることを要しない」との関係とあわせてお示しいただきたい。	仕様書に掲げる業務を実施する予定の企業は全てコンソーシアム構成員としてください。SPCにはコンソーシアム構成員にて本議決権株式の100%を出資していただくことを求めています。必ずしも全てのコンソーシアム構成員がSPCに出資する必要はありません。
510	事業協定書(案)	設計企業の変更について	9	11条	どのような場合に変更の承諾が得られないのでしょうか?	第11条、第18条4、第23条、第27条に基づき、コンソーシアム構成員の変更が認められます。変更が認められるのは、構成員の変更により、提案内容の履行をより確実に実施できると国が認めた場合となります。
511	事業協定書(案)	初期整備施設の設計について	9	第13条	「事業者は(中略)初期整備に係る設計業務を実施する」とありますが、事業者又は第三者(設計企業)に委託し又は請負わせてもよい、という理解です。	ご理解のとおりです。提案内容に応じて契約交渉時に修正を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
512	事業協定書(案)	初期整備施設に係る設計図書の提出及び確認について	9	第14条 3	事業者は国からの修正要求の内容を確認し、合理的なものと判断した場合は設計図書を変更するというように追記頂けないでしょうか。	原案のとおりといたします。
513	事業協定書(案)	その他施設に係る設計図書の提出及び確認について	10	第17条 3	事業者は国からの修正要求の内容を確認し、合理的なものと判断した場合は設計図書を変更するというように追記頂けないでしょうか。	原案のとおりといたします。
514	事業協定書(案)	業務計画書の策定について	11	第18条 2	「別途指定する業務計画書の様式及び記載事項」については早期に教示頂けませんでしょうか。	事業協定締結後にご連絡いたします。
515	事業協定書(案)	その他施設に係る設計図書の提出及び確認について	11	第18条 5	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業であり、本規定は本事業に馴染まないと考えますので、削除ください。	No. 507を参照してください。
516	事業協定書(案)	その他施設に係る設計図書の提出及び確認について	11	第18条 5	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業でありますので、「かかる国の要求に対し、誠実に協議し、対応しなければならない。」は削除し、明確に「変更する義務はない」と記載ください。	No. 507を参照してください。
517	事業協定書(案)	本事業の使用等について	11	第20条 1	かかる期日までに国の事由により、本事業用地を事業者へ引き渡せない場合は、国は事業者の損害を賠償ください。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
518	事業協定書(案)	引渡し前の各種調査の実施について	11	第21条	「本事業用地の引渡し前に各種調査を実施する場合は」との記載がありますが、各種調査が実施可能となる時期をお示しいただきたい。また、その際は貸付料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	No. 91を参照してください。
519	事業協定書(案)	各種調査に伴う対象地の利用について	11	第21条 1	「本事業用地の引渡し前に各種調査を実施する場合は、あらかじめ国の許可を得なければならないものとする。」とありますが、正式引き渡し前に調査のための対象地利用には貸付料は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	No. 91を参照してください。
520	事業協定書(案)	建設に伴う各種調査について	11	第21条 3	入札説明書の内容と相違する事実が発見され、増加費用が見込まれる場合も協議の条件としてください。	No. 507を参照してください。
521	事業協定書(案)	建設に伴う各種調査について	11	第21条 5	入札説明書の内容と相違する事実が発見され、事業者の増加費用が見込まれる場合は、国にてご負担ください。	No. 507を参照してください。
522	事業協定書(案)	建設に伴う各種調査について	12	第21条 5	入札説明書において明示されていなかった予測できない瑕疵が発見された場合、事業者ではその責任の負担は負わないということによいでしょうか。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
523	事業協定書(案)	施工監理企業について	12	第22条 2	「施工監理企業に委託し又は請け負わせなければならない」との記載がありますが、施工監理企業は本議決権株主又はコンソーシアム構成員以外の者でも良いという理解でよろしいでしょうか。又は、施工監理企業は本議決権株主又はコンソーシアム構成員のいずれかである必要がありますでしょうか。基本協定書(案)の4ページ第5条1項の「ただし、設計企業及び施工監理企業は必ずしも本株主となることを要しない」との関係とあわせてお示しいただきたい。	No. 509を参照してください。
524	事業協定書(案)	施工管理企業の変更について	12	23条	どのような場合に変更の承諾が得られないのでしょうか？	No. 510を参照してください。
525	事業協定書(案)	対象施設の建設業務について	13	第26条 2	不動産の商慣習上、商業施設等の内装工事は、テナントが発注主となって、本体工事の施工者とは別の工事業者に施工させることが一般的です。この場合においては、当該規定には抵触しない(国の事前の書面による承諾は不要)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
526	事業協定書(案)	施工企業について	12	第26条 2	「施工企業に請け負わせなければならない」との記載がありますが、施工企業は本議決権株主又はコンソーシアム構成員以外の者でも良いという理解でよろしいでしょうか。又は、施工企業は本議決権株主又はコンソーシアム構成員のいずれかである必要がありますでしょうか。	No. 509を参照してください。
527	事業協定書(案)	施工企業について	13	第26条 2	コンソーシアム構成員以外の企業が、競争参加資格における施工企業とJVを組むことは可能でしょうか。	No. 509を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
528	事業協定書(案)	施工企業について	13	第26条	コンソーシアム構成員以外の企業が、競争参加資格における施工実績要件を満たすコンソーシアム構成員とJVを組むことは可能でしょうか。	No. 509を参照してください。
529	事業協定書(案)	施工企業について	13	第26条 2	「事業者は、建設業務を施工企業に請け負わせなければならない。ただし、国の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」とありますが、こういった事情であれば施工企業の変更が認められるのでしょうか。 提案時に提出したスケジュールについて責任をもって遵守すれば、変更も認められると理解してよろしいでしょうか。	No. 510を参照してください。
530	事業協定書(案)	施工企業の変更について	13	27条	どのような場合に変更の承諾が得られないのでしょうか？	No. 510を参照してください。
531	事業協定書(案)	施工企業の変更について	13	第27条	施工体制の強化のために、入札時の施工企業に加えて、新たな施工企業を追加することは可能でしょうか。参加資格の確認の時点では時間に限りがあることから施工企業のJVが組成できず、その後JVの組成が成立した場合を想定しています。	No. 510を参照してください。
532	事業協定書(案)	施工企業の変更について	13	第27条	“国の事前承諾があれば、施工企業の変更ができる”とありますが、事業推進に問題がなければ、変更の時期は問われないと考えてよろしいでしょうか。	No. 510を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
533	事業協定書(案)	施工企業について	13	第27条	国が施工企業の変更をどのような場合に認めるのかご教授ください。	No. 510を参照してください。
534	事業協定書(案)	施工企業の定義	35	(27)	施工企業の定義が、「●●株式会社」を2社併記されていますが、施工企業は2社もしくは、2社以上を構成員とする必要がありますか。また、構成員でない企業が、構成員の施工企業とJVを組成し建設業務を対応することは可能でしょうか。	No. 509を参照してください。
535	事業協定書(案)	初期整備施設工事の中止について	14	第31条 1	工事の中止は、合理的な理由がある場合のみとして頂きたく存じます。「合理的な理由があり、必要があると認める場合は、」に修文ください。	No. 507を参照してください。
536	事業協定書(案)	初期整備施設工事の中止について	14	第31条 2	国の費用負担についても明記をお願いいたします。	No. 507を参照してください。
537	事業協定書(案)	一時中止による初期整備施設工期の変更について	14	第31条 2	第31条2項において「国は、前項の規定により初期整備施設工事の全部又は一部を一時中止した場合には、(中略)初期整備施設工事の施工を中止したことによる責任を負担する。(後略)」と記載がありますので、第31条第2項条に基づく、国の一時中止により工期が遅延した場合、かかる遅延により生じた増加費用及び損害は国が負担するという理解でよろしいでしょうか。	No. 507を参照してください。
538	事業協定書(案)	初期整備施設工期の変更について	14	第32条 3	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業であり、本規定は本事業に馴染まないと考えますので、削除ください。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
539	事業協定書(案)	一時中止による初期整備施設工期の変更について	14	第32条 4	国の責めに帰すべき事由により初期整備施設工期が遅延した場合は、変更や見直しに伴う事業者の損害は賠償されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 507を参照してください。
540	事業協定書(案)	一時中止による初期整備施設工期の変更について	14	第32条 4	国の責めに帰すべき事由により初期整備施設工期が遅延した場合の国の費用負担についても本条に明記ください。	No. 507を参照してください。
541	事業協定書(案)	中止の場合の国の損害について	14 16	第32条 第41条 4	本事業の仕組み上、本条適用時に国の増加費用や損害が発生することが想定できないため、「一切の増加費用及び損害」にそれらは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 もし、国の増加費用や損害が想定されるのであれば、具体的例をお示しください。	事業者の責めに帰すべき事由により、初期整備施設工期が遅延した場合には、国の増加費用及び損害について、現時点において具体的に発生することが想定されておりませんが、万が一に何らかの増加費用又は損害が生じた場合には、債務不履行責任、不法行為責任として損害等を負担することになります。
542	事業協定書(案)	国による初期整備に係る完成確認について	15	第34条 4	是正要求を無条件に承諾するのはあまりにも酷です。「事業者が是正要求の内容を確認し、合理的だと判断した場合は」と追記頂けないでしょうか。	事業協定書(案)を変更しますので、そちらを参照ください。
543	事業協定書(案)	その他施設工事の中止について	16	第40条 1	工事の中止は、合理的な理由がある場合のみとして頂きたく存じます。「合理的な理由があり、必要があると認める場合は、」に修文ください。	No. 507を参照してください。
544	事業協定書(案)	その他施設工事の中止について	16	第40条 2	国の費用負担についても明記をお願いいたします。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
545	事業協定書(案)	一時中止によるその他施設工期の変更について	16	第40条 2 第3項	第40条2項において「国は、前項の規定により初期整備施設工事の全部又は一部を一時中止した場合には、(中略)初期整備施設工事の施工を中止したことによる責任を負担する。(後略)」と記載がありますので、第40条第2項に基づき、国の一時中止により工期が遅延した場合、かかる遅延により生じた増加費用及び損害は国が負担するという理解でよろしいでしょうか。	No. 507を参照してください。
546	事業協定書(案)	その他施設の工期の変更について	16	第41条 3	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業であり、本規定は本事業に馴染まないと考えますので、削除ください。	No. 507を参照してください。
547	事業協定書(案)	その他施設の工期の変更について	16	第41条 4	国の責めに帰すべき事由によりその他施設工期が遅延した場合は、変更や見直しに伴う事業者の損害は賠償されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 507を参照してください。
548	事業協定書(案)	その他施設の工期の変更について	16	第41条 4	国の責めに帰すべき事由によりその他施設工期が遅延した場合の国の費用負担についても、本条に明記ください。	No. 507を参照してください。
549	事業協定書(案)	国によるその他施設に係る完成確認について	17	第43条 4	是正要求を無条件に承諾するのはあまりにも酷です。「事業者が是正要求の内容を確認し、合理的だと判断した場合は」と追記頂けないでしょうか。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
550	事業協定書(案)	初期整備施設の開業準備の確認について	18	第47条 2～5	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業であり、これらの規定は本事業に馴染まないと考えますので、削除ください。	No. 507を参照してください。
551	事業協定書(案)	施設の運営開始について	18 19	第47条 1 第50条 1	国へ通知する期限はどのように決定するのでしょうか。	No. 507を参照してください。
552	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日の遅延等について	19	第48条 1	運営開始の遅れは、事業者の収益減となりますので、事業者は理由なく運営業務の開始を遅らせることは行いません。本規定は削除ください。	No. 507を参照してください。
553	事業協定書(案)	その他施設の開業準備の確認について	19	第50条 2～5	本事業はサービス購入型ではなく完全な独立採算事業であり、これらの規定は本事業に馴染まないと考えますので、削除ください。	No. 507を参照してください。
554	事業協定書(案)	その他施設運営開始日の遅延等について	20	第51条 1	運営開始の遅れは、事業者の収益減となりますので、事業者は理由なく運営業務の開始を遅らせることは行いません。本規定は削除ください。	No. 507を参照してください。
555	事業協定書(案)	運営業務における事業者の責任について	20	第52条 第53条	第53条第1項に基づき、第三者に対象施設を譲渡し、かつ本借地権に対する定期転貸借権の設定を行った場合であっても、第52条第2項のとおり事業者が国との関係では責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
556	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	19	第52条	対象施設の運営をSPCから第三者へ委託する場合、国の承諾は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	事業協定書(案)上はご理解のとおりですが、空港管理規則に基づき、構内営業の委託に関して国の承認または届出が必要となります。
557	事業協定書(案)	運営委託について	19	52	対象施設の運営業務に関して、再委託に係る記載がございませんが、本プロジェクトにおいては再委託は可能でしょうか。	再委託は可能です。なお、空港管理規則に基づき、構内営業の委託に関して国の承認または届出が必要となります。
558	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	19	第53条	国の承諾を得て第三者に対象施設を譲渡し…とありますが、何をもって譲渡を承認するのでしょうか。特に不都合がない場合、承認されるという認識でよろしいのでしょうか。	提案内容の履行をより確実に実施できると国が認めた場合となります。
559	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	20	第53条	「国の承諾を得て、 第三者 に対象施設を譲渡し、かつ本借地権に対する定期転貸借権の設定を行うことができる」との記載がありますが、「第三者」とは事業者(SPC)以外であり、本株主及び事業者コンソーシアム構成員も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
560	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	20	第53条	事業者が全ての対象施設を一括で譲渡し、対象施設を一切保有しない運営形態も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	20	第53条	国の承諾を得れば第三者に対象施設を一括又は建物ごとに行えると思いますが、事業者が第三者に対象施設を売却する場合はどのような事態を想定しているのでしょうか。	具体的な想定はありません。あわせてNo. 558を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
562	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	20	第53条	第三者に対して対象施設を一括して譲渡した場合、運營業務については譲受人である第三者が行い、SPCは直接的な運營業務の実務は行わなくて良いという認識で良いのでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者は事業協定第52条第2項の責任を負います。
563	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	20	第53条	第三者に対して対象施設を一括して譲渡した場合、SPCは国に対する地代支払いのみを行うという認識でよろしいのでしょうか。	No. 562を参照してください。
564	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	20	第53条	宿泊施設、複合業務施設、商業施設等異なった事業を行うため、SPC自らが全ての事業の整備・運営を行うのではなく、それぞれの専門家が行う方式も考えられますが、譲渡の規定はこの趣旨を踏まえ弾力的に認められると認識してよろしいでしょうか。	No. 558を参照してください。
565	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 1	国は理由なく承諾を拒否しないと理解でよろしいでしょうか。	No. 558を参照してください。
566	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 1	本借地権に対する定期転貸借権の設定を行った場合、登記を行ってよいという理解でよろしいでしょうか。	行えません。
567	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 2	事業者から対象施設を譲渡した第三者が、さらに第三者へ譲渡する場合も国の承諾が必要となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
568	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 2	信託銀行への所有権譲渡を伴う建物の信託受益権化を行う場合も、国の承諾が必要となりますでしょうか。	信託受益権化は行えません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
569	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 2	第三者に対象施設を譲渡し、かつ本借地権に対する定期転貸借権の設定を行う場合における、対象施設の適切な運営が担保されると認められる条件を具体的に示してください。	No. 558を参照してください。
570	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 2	ここでいう「第三者」には事業構成員も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
571	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	21	第53条 2	「国は、合理的理由があり、かつ、対象施設の適切な運営が担保されると認めたときは、これを承諾する」との記載がありますが、例として、どのような合理的理由及びどのような適切な運営の担保方法を想定されていますでしょうか。	No. 558を参照してください。
572	事業協定書(案)	対象施設の貸付について	21	第53条 2	「対象施設の全部又は一部を第三者に貸し付ける場合」との記載がありますが、全ての対象施設をリースにより貸し付ける運営形態も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
573	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 3項	契約内容の国による事前確認は、ご遠慮頂きたく存じます。本規定は削除願います。	No. 507を参照してください。
574	事業協定書(案)	対象施設の所有権について	20	第53条 3項	建物は事業者が所有しているものですので、建物譲渡契約の事前確認は、ご遠慮頂きたく存じます。「建物譲渡契約及び」は削除願います。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
575	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	21	第53条 3	譲渡後の対象施設を複数の第三者にて所有すること(区分所有または共有持ち分等にて)は可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
576	事業協定書(案)	対象施設の譲渡について	21	第53条 3	事業者は国の承諾を得て第三者に対象施設を譲渡することができると思いますが、「第三者」の定義についてご教示下さい。 「第三者」の定義として、事業者構成員の各社(全社又は一社)は「第三者」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	コンソーシアム構成員も第三者に含まれます。
577	事業協定書(案)	対象施設の第三者に対する貸付について	21	第54条	「(前項に基づき対象施設を譲り受けた者も含む。)」とありますが、「譲り受けた者」は、本協定の当事者ではありませんので、本規定は拘束力がないのでしょうか。	建物譲渡契約において、本規定を遵守する旨を規定して下さい。国は、事業協定第53条第3項に基づき、その内容を確認します。
578	事業協定書(案)	改善状況の報告等について	21	第55条	「要求に合理性があり、事業者が必要だと認めるとき」と追記ください。	No. 507を参照してください。
579	事業協定書(案)	報告義務について	21	第57条	「要求に合理性があり、事業者が必要だと認めるとき」と追記ください。	No. 507を参照してください。
580	事業協定書(案)	その他必要な措置について	21	第58条 1	その他必要な措置とは具体的にどのようなことを想定されておりますでしょうか。	現時点において具体的な想定はありません。
581	事業協定書(案)	その他の必要な措置について	21	第58条 1	本事業は、民間による独立採算事業であり、必要な措置を国が一方的に定めるのはあまりにも酷です。必要な措置については、「国と事業者で協議する」と修正ください。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
582	事業協定書(案)	国の定めに従う場合の措置について	21	第58条 3	事業者の責に抛らない事由で「必要な措置」を講ずることを国が定めた場合で、「国の定めに従うことにより事業者が増加費用が発生する場合」は、原則として国が当該費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。 仮に、上記質問の回答が「否」の場合、事業者は増加費用が発生しない範囲で国の定めに従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせてNo. 507を参照してください。
583	事業協定書(案)	リスク分担の原則について	22	第59条	「別途定める場合を除き」という記載がありますので「第78条に」は削除ください。	No. 507を参照してください。
584	事業協定書(案)	リスク分担の原則について	22	第59条 1	第59条1項における「対価」とは、具体的に本事業のどの部分に対する費用を指しているのでしょうか。	本事業の全てに関して国は「対価」を負担することはありません。
585	事業協定書(案)	法令等の変更について	22	第60条	法令変更等により、事業者の本事業の実施において増加費用が発生する場合には、国においても適切な負担をお願い致します。	No. 507を参照してください。
586	事業協定書(案)	不可抗力の発生について	22	第61条	不可抗力により、事業者の本事業の実施において増加費用が発生する場合には、国においても適切な負担をお願い致します。	No. 507を参照してください。
587	事業協定書(案)	物価変動の負担について	22	第6章	「第6章 リスク分担」には、物価変動の負担に関する記述がありませんが、物価変動による費用増加の負担は全て事業者が負うということでしょうか。 ※【様式 11-J-①】 資金調達・事業収支計画に「費用高騰時等における対応策」の提案内容にも関係します。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
588	事業協定書(案)	事業者による誓約事項について	23	第64条 2	本項内容は、第9条誓約事項において表明致しますので、削除願います。	No. 507を参照してください。
589	事業協定書(案)	本株式等の処分について	24	65条 2 (1)	本議決権株主の処分について、第三者に対する国の承認の条件とは何でしょうか？ また、第三者以外の場合は、国の承認は必要ないという理解で宜しいでしょうか？	基本協定第5条2項に記載のとおり、他の本議決権株主又は国との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定先として認められた者については国の承諾は必要ありません。その他の者については、基本協定第5条3項に記載の条件が原則の条件となります。
590	事業協定書(案)	資本金及び資本準備金の合計額	23	第64条 2 (8)	「資本金及び資本準備金の合計額を、平成●年●月以降金●円以上に維持すること」との記載がありますが、ここに記載する金額は、8ページ第9条2項に記載する「落札者の提案に基づき記載」(注記2)する金額ではなく、事業協定書締結前の協議にて別途定める金額という理解でよろしいでしょうか。(必ずしも提案書類に記載の金額と同一である必要は無いという理解でよろしいでしょうか。)	原則同一としてください。変更が認められるのは、協議の上、国がやむを得ない事情として合理的な理由があると国が認めた場合となります。
591	事業協定書(案)	資本金及び資本準備金の合計額	23	第64条 2 (8)	「資本金及び資本準備金の合計額を、平成●年●月以降金●円以上に維持すること」との記載がありますが、ここに記載する日付は当事業協定書の締結日が入るのでしょうか。又は、協議で別途定めた日付が入るのでしょうか。	No. 590を参照してください。
592	事業協定書(案)	資本金及び資本準備金の合計額	23	第64条 2 (8)	資本金及び資本準備金の合計額の維持が記載されていますが、定めた金額以上を維持していれば、増資も減資も行えるという理解でよろしいでしょうか。	本規定に関しては、ご理解のとおりですが、事業協定第64条第3項、第65条の規定についてもご留意ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
593	事業協定書(案)	事業者による誓約事項について	23	64条	2 (9)	「義務事項として提案した事項」の範囲は提案内容全体を指すのでしょうか？ また、上記事項が提案内容全体であった場合、諸般の事情（経済情勢/社会情勢等）により事業の一部を継続することが困難になった場合等について、事業の一部変更等については国の承認を必要とするのでしょうか？	ご理解のとおりです。一部変更については、第18条に記載の業務計画書の変更手続きが必要となります。
594	事業協定書(案)	その他施設運営開始日までの新たな本議決権株式の発行	24	第65条		その他施設の運営開始日までに増資をする資金調達計画となる場合もあると思われませんが、その他施設運営開始日までに、事業者が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合の記載がありません。その他施設運営開始日以降と同様との理解でよろしいでしょうか。	その他施設運営開始日以前については、第64条第3項第5号により、国の承諾なく株式を発行することが禁止されております。
595	事業協定書(案)	本株式の処分・発行について	24	第65条	(1)	事業者は事業者構成員の本議決権の譲渡をコントロールできないため「事業者構成員をして事業者の本議決権株式を譲渡させないものとし、」は削除し、基本協定書(案)5条2項(2)において国での対応をお願い致します。	No. 507を参照してください。
596	事業協定書(案)	本株式の処分・発行について	24	第65条	2	事業者は事業者構成員の本議決権の譲渡をコントロールできないため削除し、基本協定書(案)5条において国での対応をお願い致します。本項削除の際は別紙3の削除もお願い致します。	No. 507を参照してください。
597	事業協定書(案)	本株式などの処分・発行	24	第65条	2 (1)	その他施設運営開始日以降において、本議決権株主は本議決権株式について、他の本議決権株主への譲渡は国の承諾なしに可能という理解でよろしいでしょうか。基本協定書第5条第3項と同種の規定を本協定にも規定頂きたく存じます。	No. 589を参照してください。
598	事業協定書(案)	本株式等の処分・発行	24	第65条	2 (1)	その他施設運営開始日以後、本議決権株主が本議決権株主に対して本株式の処分を行おうとするときは、国の承認を受けなくてよいのでしょうか。	No. 589を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
599	事業協定書(案)	本株式の処分・発行について	24	第65条 3	「90条に基づく協定書が国と金融機関等の中で国の合理的に満足する内容で締結されていること」は事業者のコントロール外のことなので削除願います。	No. 507を参照してください。
600	事業協定書(案)	本協定終了による資産の取扱い	25	第67条	「国は、国の指定する第三者に、時価にて、施設の全部又は一部を買い取らせることができ」との記載がありますが、第三者に施設を買い取らせることとする国の判断基準をお示しいただきたい。	現時点において具体的な想定はありません。
601	事業協定書(案)	本協定終了による資産の取り扱いについて	25	第67条	「事業者は、事業期間終了日又はそれ以降の国が指定する日までに」とありますが、合理的な日程の指定をお願い致します。	No. 507を参照してください。
602	事業協定書(案)	本協定終了による資産の取り扱いについて	25	第67条	国が第三者を指定して買い取らせることを選択するか否か何らかのメルクマールがあればご教示ください。また、時価はどのように決定するのでしょうか	No. 507を参照してください。
603	事業協定書(案)	事業用地の原状回復について	25	第67条	本事業用地上の対象施設その他工作物を除去し、本事業用地を原状に回復して、国に更地で返還しなければならない、とありますが、どの程度の状態にするか等、別途資料はいただけるのでしょうか。	No. 263を参照してください。
604	事業協定書(案)	設計企業の変更について	25	68条 1 (6)	「正当な理由」の具体的な内容、範囲をご教示下さい?	No. 510を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
605	事業協定書(案)	先行着手不可範囲について	25	第68条 (4)	下記事由により、初期整備施設運営開始予定日に初期整備施設の運營業務が開始できる見込みがないことが明らかとなった場合、事業者の責めに帰すべき事由となるでしょうか。 ①先行着手不可範囲における別事業の遅延により、平成30年4月1日時点で工事着手が不可能であった場合 ②対象地において、埋設物撤去または土壌汚染対策工事が必要となり、工事工程が遅延した場合	なりません。あわせてNo. 507を参照してください。
606	事業協定書(案)	事業者の事由による本協定の解除について	25	第68条 (2)	「第三者(事業者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。」とありますが、「申立てがなされ確定したとき」に修文を願います。	No. 507を参照してください。
607	事業協定書(案)	事業者の事由による本協定の解除について	25	第68条 (4)	本項での本協定の解除は厳しい措置かと思料されますので削除頂けませんでしょうか。	No. 507を参照してください。
608	事業協定書(案)	事業者の事由による本協定の解除について	25	第68条 (5)	本項での本協定の解除は厳しい措置かと思料されますので削除頂けませんでしょうか。	No. 507を参照してください。
609	事業協定書(案)	事業者の事由による本協定の解除について	25	第68条 (7)	1日の遅延においても本協定解除がなされることは厳しい措置かと思料されますので削除頂けませんでしょうか。	No. 507を参照してください。
610	事業協定書(案)	事業者の事由による本協定の解除について	25	第68条 (8)	本項での本協定の解除は厳しい措置かと思料されますので「軽微な逸脱」については除外するご配慮をお願い致します。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
611	事業協定書(案)	事業者の事由による本協定の解除について	25	第68条 (13) ①～③	事業者の役員のうち①～③に該当するものがあると判明することで本協定の解除を行うことは厳しい措置かと思料されますので、該当役員をすみやかに交代することで免責をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。
612	事業協定書(案)	国の任意による解除について	25	第69条 1	「本協定を継続する必要がなくなった場合又はその他国が必要と認める場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか、ご教示ください。	現時点において具体的な想定は行っておりません。
613	事業協定書(案)	国の任意による解除について	25	第69条 2	国による任意の解除の後、新たな実施者を選定することは信義則違反と思料致しますので、本項削除願います。	No. 507を参照してください。
614	事業協定書(案)	国の事由による本協定の解除又は終了について	25	第70条	「国が第20条第1項の義務に違反し、事業者から60日以上の当該不履行を」とありますが、「60日以上」の削除を願います。	No. 507を参照してください。
615	事業協定書(案)	国の事由による本協定の解除又は終了について	25	第70条	「国の責めに帰すべき事由により本協定に基づく事業者の重要な義務の履行が不能となった場合」とありますが、「重要な」の削除を願います。	No. 507を参照してください。
616	事業協定書(案)	国の任意による解除について	26	69条 1	「本協定を継続する必要がなくなった場合」とはどのような場合でしょうか？	現時点において具体的な想定は行っておりません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
617	事業協定書(案)	国の任意による解除について	26	第69条	「本協定を継続する必要がなくなった場合又はその他国が必要と認める場合」との記載がありますが、具体的に想定している場合をお示しいただきたい。	No. 604を参照してください。
618	事業協定書(案)	不可抗力による本協定の終了又は解除について	27	71条 2	「本事業の継続が不可能又は著しく困難である」場合とはどのような場合でしょうか？	現時点において具体的な想定は行っておりません。
619	事業協定書(案)	不可抗力による本協定の終了又は解除について	27	第71条 2	「国は本協定を解除する」とありますが、「国又は事業者は本協定を解除する」と修文を願います。	No. 507を参照してください。
620	事業協定書(案)	合意解除について	27	第73条	合意により、本協定を終了させることができるとなっておりますが、合意できる合理的な理由があった場合、部分的に土地を返還すること(土地の貸付数量を変更すること)は可能でしょうか？	合意があれば可能です。
621	事業協定書(案)	初期整備運営開始日前の解除または終了の効果について	27	第74条 1	「初期整備施設完成日前に、第68条ないし第73条に基づき本協定が解除又は終了した場合、第67条の規定は適用しない」とありますが、本条2項は第67条と同義のもののため、「…第67条のただし書きの規定は適用しない」とのことではないでしょうか。	ただし書き規定は適用しないとの理解です。あわせてNo. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
622	事業協定書(案)	初期整備運営開始日前の解除または終了の効果について	27	第74条 3	国有財産定期借地権設定契約書(案)の第17条3項・4項で、貸付期間が満了又契約の解除が行われた場合、本事業協定書(案)第74条2項と同様の対応が求められ、その義務に違反した場合違約金の支払いが求められています。本項で、国が事業者にかわり原状回復を行い、それに要した費用を事業者に求償することが出来るとなると、違約金と原状回復に要した費用の求償の両者を負担しなくてはならず、非常に厳しい措置となります。国有財産定期借地権設定契約書(案)の第17条3項・4項は削除頂き、本項での対応をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。
623	事業協定書(案)	初期整備運営開始日前の解除または終了の効果について	27	第74条 4	本協定が解除された場合、国有財産定期借地権設定契約書(案)における契約も同時に解除されるかと思いますが、事業者が合格部分の初期整備に係る所有権を取得した後の手続きについてのお考えをご教示願います。	国が別途指示します。
624	事業協定書(案)	初期整備運営開始日前の解除または終了の効果について	27	第74条 4	本項の意図としては、第三者が事業者に合格部分に相当した金額を支払い、第三者が合格部分の初期整備に係る所有権を取得するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
625	事業協定書(案)	初期整備運営開始日前の解除または終了の効果について	27	第74条 4	本協定が解除された場合の事業者による初期整備施設の出来高買取は、施設整備費を事業者で負担する独立採算事業の契約には適さないと思料するため、原則どおり原状回復とし、本項の削除をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
626	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日後、その他施設運営開始日前の解除	27	第75条	「初期整備施設完成日後に、第68条ないし第73条に基づき本協定が解除又は終了した場合、第67条の規定は適用しない」とありますが、本条2項は第67条と同義のもののため、「…第67条のただし書きの規定は適用しない」の誤植との理解でよろしいでしょうか。	ただし書き規定は適用しないとの理解です。あわせてNo. 507を参照してください。
627	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日後、その他施設運営開始日前の解除又は終了の効果について	28	第75条 3	国有財産定期借地権設定契約書(案)の第17条3項・4項で、貸付期間が満了又契約の解除が行われた場合、本事業協定書(案)第74条2項と同様の対応が求められ、その義務に違反した場合違約金の支払いが求められています。本項で、国が事業者にかわり原状回復を行い、それに要した費用を事業者に求償することが出来るとなると、違約金と原状回復に要した費用の求償の両者を負担しなくてはならず、非常に厳しい措置となります。国有財産定期借地権設定契約書(案)の第17条3項・4項は削除頂き、本項での対応をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。
628	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日後、その他施設運営開始日前の解除又は終了の効果について	28	第75条 4	「第1項の規定にかかわらず、国は国の指定する第三者をして、時価にて初期整備施設を事業者から買い取らせることが出来る。」とありますが、国の事由による解除は性質が異なる為、「第1項の規定にかかわらず、第69条、第70条による解除の場合を除き国は国の指定する第三者をして、…」に修文をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
629	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日後、その他施設運営開始日前の解除又は終了の効果について	28	第75条 5	本協定が解除された場合、国有財産定期借地権設定契約書(案)における契約も同時に解除されるかと思いますが、事業者が合格部分の初期整備に係る所有権を取得した後の手続きについてのお考えをご教示願います。	No. 623を参照してください。
630	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日後、その他施設運営開始日前の解除又は終了の効果について	28	第75条 5	本項の意図としては、第三者が事業者に合格部分に相当した金額を支払い、第三者が合格部分の初期整備に係る所有権を取得するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
631	事業協定書(案)	初期整備施設運営開始日後、その他施設運営開始日前の解除又は終了の効果について	28	第75条 5	本協定が解除された場合の事業者による初期整備施設の出来高買取は、施設整備費を事業者で負担する独立採算事業の契約には適さないと思料するため、原則どおり原状回復とし、本項の削除をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
632	事業協定書(案)	その他の施設運営開始日後の解除又は終了の効果について	28	第76条 1	「その他施設の運営開始日後、第68条ないし第73条に基づき本協定が解除又は終了した場合、第67条の規定は適用しない」とありますが、本条2項は第67条と同義のもののため、「…第67条のただし書きの規定は適用しない」の誤植との理解でよろしいでしょうか。	ただし書き規定は適用しないとの理解です。あわせてNo. 507を参照してください。
633	事業協定書(案)	その他の施設運営開始日後の解除又は終了の効果について	28	第76条 3	「第1項の規定にかかわらず、国は国の指定する第三者をして、時価にて初期整備施設を事業者から買い取らせることが出来る。」とありますが、独立採算事業の契約としては適さないと思料致します。「第1項の規定にかかわらず、第69条、第70条による解除の場合を除き国は国の指定する第三者をして、…」に修文をお願い申し上げます。	No. 507を参照してください。
634	事業協定書(案)	損失の補償—国事由解除について	29	78条	「合理的な損失の補償」について、どの程度補償されるのでしょうか？	個別事情によって判断します。
635	事業協定書(案)	損失の補償—国事由解除について	29	第78条	「第69条及び第70条は…」とありますが、「第69条又は第70条は…」の誤植でしょうか。	事業協定書(案)を変更しますので、そちらを参照ください。
636	事業協定書(案)	損失の補償—国事由解除について	29	第78条	第69条及び第70条に基づき解除された場合には、国は事業者に対し「合理的な損失の補償」を行う旨が規定されていますが、上記ケースは国の都合又は帰責事由による解除ですので「合理的な」という制約なく補償いただけませんか。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
637	事業協定書(案)	合理的な損失について	29	第78条	国が補償する「合理的な損失」には、事業者が事業計画で見込んでいた程度の利益も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 634を参照してください。
638	事業協定書(案)	損失の補償—国事由解除について	29	第78条	事業者の事由による解除である77条では、なお以下の文言は無い為、事業協定書(案) 1頁に記載されている通り発注者と事業者は対等な関係であることから、なお以下の文言は削除願います。	No. 507を参照してください。
639	事業協定書(案)	不可抗力又は法令変更による解除について	29	第79条	不可抗力又は法令等変更による解除について、事業者はコントロール出来ない為、解除に伴い発生した損害は協議を行い、合理的な官民間の負担として頂きたく存じます。	No. 507を参照してください。
640	事業協定書(案)	著作権の利用等について	29	第81条 1	成果物には、ホテル内部の図面等、セキュリティに係るものや、落札者構成員のもつノウハウが含まれます。防犯やノウハウ流出を防ぐ観点から、成果物の利用の際には事業者の承認を得ることとして頂きたく存じます。	No. 507を参照してください。
641	事業協定書(案)	著作権の利用等について	29	第81条 1	本項内容は一般的なサービス購入型における条文の為、独立採算事業である本協定には適さないと思料致します。本項の削除をお願い致します。	No. 507を参照してください。
642	事業協定書(案)	著作権の利用について	29	第81条 4 (1)	成果物とは具体的に何を想定しているのでしょうか。	事業協定別紙1(24)のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
643	事業協定書(案)	著作権の利用等について	29	第81条 4	本項内容は一般的なサービス購入型における条文の為、独立採算事業である本協定には適さないと思料致します。本項の削除をお願い致します。	No. 507を参照してください。
644	事業協定書(案)	著作権の利用等について	29	第81条 5	本項内容は一般的なサービス購入型における条文の為、独立採算事業である本協定には適さないと思料致します。本項の削除をお願い致します。	No. 507を参照してください。
645	事業協定書(案)	著作権等の譲渡禁止について	30	第82条 6	本項内容は一般的なサービス購入型における条文の為、独立採算事業である本協定には適さないと思料致します。本項の削除をお願い致します。	No. 507を参照してください。
646	事業協定書(案)	第三者の有する著作権の侵害防止について	30	83条 2	当該義務がいつまで存続するのでしょうか？	著作権があると認められる限りは存続します。
647	事業協定書(案)	第三者の知的財産権等の侵害について	30	84条 2	当該義務がいつまで存続するのでしょうか？	No. 646を参照してください。
648	事業協定書(案)	第三者の有する著作権の侵害防止について	30	第83条 2	なお書き以降は削除願います。	No. 507を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
649	事業協定書(案)	各種協議会の設置について	31	第87条	現時点で国側で想定している協議会はありますでしょうか。もしあればお示しいただきたい。	現時点で想定している協議会はありません。
650	事業協定書(案)	秘密保持義務について	31	第89条 2	「…開示の方法について国が指示した場合には、当該指示に従い開示する。」とありますが、「…開示の方法について国又は事業者が指示した場合には、当該指示に従い開示する。」に修文願います。	No. 507を参照してください。
651	事業協定書(案)	秘密保持義務について	31	第89条 2 (1)	「…代理人又は請負人に対して、当該本協定の当事者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合」とありますが、「…代理人又は請負人等に対して、当該本協定の当事者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合」に修文願います。	No. 507を参照してください。
652	事業協定書(案)	秘密保持義務有効期間について	31	第89条 3	条文のままでは、秘密保持義務がほぼ全ての事項について永遠に存続することになりますので、秘密保持義務を課す秘密の定義と期限について、現実的な内容への修正あるいは運用をご協議ください。	No. 507を参照してください。
653	事業協定書(案)	金融機関等との協議について	32	第90条 2	「…国の承諾を得ることを協定書締結の条件とする。」とありますが、「…国の承諾を得ることを条件とする。」の間違ひではないでしょうか。	事業協定書(案)を変更しますので、そちらを参照ください。
654	事業協定書(案)	金融機関等との協議について	32	第90条 2	ここでいう「協定書」とは、国と金融機関で締結する協定に関するものでしょうか。	No. 653を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
655	事業協定書(案)	遅延利息について	32	第92条 1	「…(昭和24年大蔵省告示第991号に定める履行期日…)」は「…(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める履行期日…」の誤植でしょうか。	事業協定書(案)を変更しますので、そちらを参照ください。
656	事業協定書(案)	遅延利息について	32	第92条 1	遅延利息について、事業協定書(案)1頁に記載されている通り発注者と事業者は対等な関係であることから、原則遅延利息の率は、国も事業者も共通にさせていただきますでしょうか。	No. 507を参照してください。
657	事業者選定基準	提案内容審査について	2	3	入札参加者が1社若しくは1コンソーシアムのみであった場合も同様の審査手順となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
658	事業者選定基準	提案審査について	3	5.1 (1)	事業場所外等仕様外の提案は採点対象としないとありますが、第二ゾーン隣接の船着き場等の活用提案は事業所外なので、採点の対象外ということでしょうか。既運営者に有利にならないことを確認したい。	No. 223を参照してください。
659	事業者選定基準	事業場所外等仕様外の提案について	3	5.1 (1)	「事業場所外等仕様外の提案」との記載がありますが、国際線ターミナルビルや多摩川の船着場を活用する提案は採点対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	No. 658を参照してください。
660	事業者選定基準	提案内容審査について	3	5.1 (1)	既存の国際線旅客ターミナルビルを活用、連携を行う提案については、公平性の観点から、採点の対象とならないとの理解で良いでしょうか。	No. 658を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
661	事業者選 定基準	提案内容 審査につ いて	3	5.1 (1)	既存の鉄道旅客施設や栈橋を活用、連携を行う提案については、公平性の観点から、採点の対象とならないとの理解で良いでしょうか。	No. 658を参照してください。
662	事業者選 定基準	提案内容 審査につ いて	3	5.1 (1) ①	既存の旅客ターミナルビルを活用した提案については、公平性の観点から、採点の対象とならない「事業場所外」等、仕様外の提案となるとの理解で良いでしょうか。	No. 658を参照してください。
663	事業者選 定基準	提案内容 審査につ いて	3	5.1 (1) ①	既存の鉄道旅客施設や栈橋を活用した提案については、公平性の観点から、採点の対象とならない「事業場所外」等、仕様外の提案となるとの理解で良いでしょうか。	No. 658を参照してください。
664	事業者選 定基準	仕様の確 認につい て	3	5.1 (1) ①	設計図面集のみに仕様を記載しているものについても、仕様の充足を審査確認はして頂けるという認識でよろしいでしょうか。	基本的には図面集以外の提案審査書類の中で仕様を確認できるようにしてください。設計図面集に記載する際には、図面集以外の提案審査書類の中で参照先がわかるようにしてください。
665	事業者選 定基準	仕様の確 認につい て	3	5.1 (1) ①	仕様を充足している場合は適格となって、5点とされるため、適格となっている場合には点差はつかないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
666	事業者選 定基準	提案審査 について	3	5 (1) ②	有識者委員会によるヒアリングについて、どのような手順で実施されるのでしょうか？また、参加可能者数はどの程度でしょうか？	ヒアリングの詳細については、入札書及び提案資料の受領後に、入札参加者に対して実施概要でお示しします。 ヒアリングにおいては、提案資料に記載以上の内容について説明することはできません。また、追加での提案資料の提出も認めません。 なお、ヒアリングにおいて、提案内容の範囲内の内容を説明する手段として、動画、模型を活用することは可能です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
667	事業者選 定基準	有識者委 員会によ るヒアリ ングにつ いて	3	5 (1) ②	ヒアリングの実施時期はいつごろですか。具体的方法について、動画やCG等追加資料の提示は可能ですか。その他制限等があればご教示ください。	No. 666を参照してください。
668	事業者選 定基準	ヒアリン グの実施 について	3	5.1 (1) ②	入札参加者に対する有識者委員会からのヒアリングの手順および出席可能者（コンソーシアム構成員、協力企業、アドバイザー等）についてご教示いただけますでしょうか。また、ヒアリングの際には提案書のプレゼンテーションも必要となりますでしょうか。	No. 666を参照してください。
669	事業者選 定基準	提案審査 について	3	5.1 (1) ②	「有識者委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し」とありますが、どのような形で行うイメージでしょうか（プレゼン方式、質疑方式等）。	No. 666を参照してください。
670	事業者選 定基準	提案審査 について	3	5.1 (1) ②	採点方法については、絶対評価又は相対評価のいずれになりますでしょうか。	事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。
671	事業者選 定基準	ヒアリン グの実施 について	3	5.1 (1) ②	時間、参加人数制限、参加資格制限、資料提出の可否、等も含め、ヒアリングの実施方法についてお示しいただきたい。	No. 666を参照してください。
672	事業者選 定基準	ヒアリン グの実施 について	3	5.1 (1) ②	ヒアリングにおいて、プロジェクターの使用や模型等の持ち込みは可能ですでしょうか。	No. 666を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
673	事業者選 定基準	有識者委 員会によ るヒアリ ングにつ いて	3	5.1 (1) ②	提案審査の加点項目は、絶対評価という理解でよろしいでしょうか。	No. 670を参照してください。
674	事業者選 定基準	有識者委 員会によ るヒアリ ングにつ いて	3	5.1 (1) ②	有識者委員会による入札参加者へのヒアリングは、出席者や説明資料に制限があるのでしょうか。	No. 666を参照してください。
675	事業者選 定基準	提案内容 審査につ いて	3	5.1 (1) ②	入札参加者へのヒアリングの実施要領はいつ通知がされるのでしょうか。	No. 666を参照してください。
676	事業者選 定基準	ヒアリン グの実施 について	3	5.1 (1) ②	入札参加者に対してのヒアリングの実施については、有識者委員会にプレゼンテーションを行うということによろしいでしょうか。その場合には、模型やムービー等の使用は可能でしょうか。	No. 666を参照してください。
677	事業者選 定基準	提案審査 について	3	5 1 (1) ②	「有識者委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、入札参加者の各提案に関する内容を確認する。」とありますが、入札参加者が有識者委員会に対して提案のプレゼンテーションを行うことも含まれているのでしょうか。又は内容確認だけが行われるのでしょうか。	No. 666を参照してください。
678	事業者選 定基準	予定価格 について	4	5 1 (2)	予定価格は公表されるのでしょうか。 予定価格の事前開示・公開はありますか。 国の予定価格の算定方法についても開示は可能ですか 地代相場や基準値が少ないエリアのため、参考となる金額の提示をお願いできないでしょうか	No. 7を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
679	事業者選 定基準	開札につ いて	4	5	1 (2)	「予定価格の制限」の定義についてご教示いただければと存じます。（予定価格の〇割等）	入札価格が予定価格の制限に達している場合とは、入札価格が予定価格以上である場合を指します。
680	事業者選 定基準	予定価格 について	4	5.1	(2)	入札予定価格については公示されるのか。	No.7を参照してください。
681	事業者選 定基準	貸付料に ついて	4	5.1	(2)	様式集[様式12-②]維持管理費等の内訳書において、平成32年度における維持管理費等を記載とありますが、入札価格である1年間分の貸付料金額においても同様に平成32年度分を記載という考えでよろしいでしょうか。また、平成30年、平成31年度分についても評価の対象であり予定価格は設定されているのでしょうか。	入札価格は入札書提出時の評価により見積もった1年間分の貸付料金額としてください。
682	事業者選 定基準	景観に配 慮した動 線計画に ついて	5	5.3	(2)	項目「景観に配慮した動線計画」及び審査ポイント「全体動線計画について、景観に配慮」とあるのは、動線上の景観への配慮を指すのでしょうか、あるいは全体あるいは部分の景観に配慮している（景観を阻害しない、景観を引き立てている）動線計画のことを指すのでしょうか。	「景観に配慮した動線計画」については、様式集及び記載要領の様式11-B-②に記載のとおり、動線計画及び景観計画を提案してください。動線計画については、景観に配慮した全体動線計画を提案していただくとともに、景観計画については、全体的な景観計画を提案してください。 なお、提案にあたっては、事業者選定基準5.3(2)表2のうち「景観に配慮した動線計画」の審査のポイントに記載されている「建築物の敷地や屋上・壁面などの緑化」、「水辺の特性を生かした潤いとにぎわいの創出」、「地域特性に応じた外観の色彩等の統一感や落ち着きのある街並みの誘導」に配慮してください。
683	事業者選 定基準	提案審査 における 必須項目 について	5	5.3	(2)	提案審査における必須項目については、必須項目を満たしてれば評価点に差が出ることがないという認識で良いか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
684	事業者選 定基準	宿泊施設 の評価	6	5 3 (2)	宿泊施設の充実の度合を審査のポイントとされていますが、充実の度合いを審査するための基準をご教示お願いします。 具体的に、客室数や軒数を定量的に評価するという ことでしょうか	No. 243を参照してください。
685	事業者選 定基準	宿泊施設 の評価に ついて	5	表1	宿泊施設の整備について、どういった基準で評価を 行うのでしょうか。また、確保すべき宿泊可能容量 についてはどのようにお考えでしょうか。	宿泊施設に係る提案審査における必須項目とし て、「宿泊施設を導入すること」及び「施設計 画において、2020年東京オリンピック・パラリ ンピック競技大会までに少なくとも宿泊施設の 一部を開業させる計画とすること」としていま す。 宿泊可能容量については、提案に委ねますが、 あわせてNo. 243を参照してください。
686	事業者選 定基準	需要予測 について	5	表2	羽田空港の機能強化後（3.9万回増枠後）の航空局の 需要予測については、開示されるのでしょうか？	現時点ではありません。
687	事業者選 定基準	需要動向	5		東京オリンピック・パラリンピック以降の旅客需要 についてどのように考えればよいか提示下さい。滑 走路の増加に伴う発着便枠の増加想定、ターミナル の拡張等具体的にお願いします。	具体的に決定したものはありません。
688	事業者選 定基準	防災・セ キュリ ティ について	6		国際線ターミナル・国内線ターミナルのセキュリ ティは何人体制で、どのような配置をしているか、 機械監視も含め具体的に示して下さい。また、既運 営会社が、開示されない情報を元にした提案、及び 一体的に警備を計画することが加対象とならない ことを確認したい。	セキュリティの関係上開示できません。 あわせて、No. 223を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
689	事業者選 定基準	防災・セ キュリ ティ について	6		過去5年(資料がなければあるだけ)において国内線・国際線ターミナルで具体的にどんな、事件、事故がどの場所で発生しているか開示下さい。開示いただけない場合は、そのデータを基にした提案が加点对象とならないことを確認したい。	提示できるデータはありません。 あわせて、No. 223を参照してください。
690	事業者選 定基準	防災・セ キュリ ティ について	6		対象地Dについては1階部分についても事業者の管理範囲となるのか、その際の周辺地との責任区分をどうお考えか、ご教示ください。	貸付範囲については事業者にて管理を行ってください。
691	事業者選 定基準	防災・セ キュリ ティ対策 について	6	表2	「テロ」の範囲及び定義をご教示下さい。(国家レベルの紛争、首都を狙ったミサイル等)	「テロ」とは、社会に不安若しくは恐怖を与えることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動を指します。
692	事業者選 定基準	様式11-F BCPの策定 について	6	5 3 (2)	様式11-Fには仕様書に挙げるBCPの策定に関する内容を記載する必要があるのでしょうか。様式集には必須記載項目として「首都直下地震を除く災害への取組」と「警備業務計画」が挙げられており、首都直下地震発生時におけるBCPについては、記載の必要はないと理解出来ますが、一方事業者選定基準の審査のポイントにおいては「仕様書第2章2(2)に挙げるBCPの策定に加え」との表現もあり、当該様式でBCPの策定に関して記載が必要かのように読めます。	No. 194を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
693	事業者選 定基準	空港内他 地区 との連携	6		国際線ターミナルとの連携で空港型市中免税店（関税についても免税）を設置しようとする、TIATの協力が必要となり、既運業者以外出来なくなるが、市中免税店の設置による加点が無いことを確認したい、もしくは、落札後に協議予定でも、同等の提案とみなされるか確認したい。	No. 223を参照してください。
694	事業者選 定基準	第一ゾー ンとの連 携	6		第1ゾーンとの連携とありますが、第1ゾーンに整備される最新の施設概要を具体的に教えて下さい。また、第1ゾーンの東側エリアが第2ゾーンとどのように連携する予定か具体的に教えてください。	平成22年10月に策定した「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、第1ゾーンは、大田区が整備を進めることとされています。第1ゾーンの整備内容につきましては、大田区が平成27年7月に策定した「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」を参照ください。 http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/haneda_airport/kukoatochi/20150618162811864.html
695	事業者選 定基準	提案審査 における 加点項目	6	5.2 (2) 表2	空港内の他地区との連携の中に、第1ゾーンとの連携等との記述がありますが、現段階での第1ゾーンの計画内容についてご教授願います。	No. 694を参照してください。
696	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	5.3 (2)	平成22年10月策定された「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において親水ネットワークとして位置づけられている多摩川護岸の整備はいつ頃行われる予定でしょうか。具体的計画についてお示しください。	No.10を参照してください。
697	事業者選 定基準	事業モニ タリング について	6		事業モニタリングとはどのようなことを指しているか。また、全体管理・整備・運営と3段階に分けて示すということでしょうか。	事業段階に応じて必要と考える内容を提案してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
698	事業者選 定基準	宿泊施設 に係る審 査のポイ ントにつ いて	6	5.3 表2 ②	「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの宿泊施設の開業」に係る審査のポイントの中に、「2020年時点における宿泊施設の充実の度合い」とありますが、具体的に何を示していますでしょうか。(宿泊施設なのか、グレードなのか等)	No. 243を参照してください。
699	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	5.3 (2)	平成22年10月策定された「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において親水ネットワークとして位置づけられている多摩川護岸の整備において、船着場へのアクセスはどのように整備される予定でしょうか。	No. 59を参照してください。
700	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	5.3 (2)	図面8-1で【多摩川護岸断面図】に示されている凸部は防波堤でしょうか。	No. 59を参照してください。
701	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	5.3 (2)	図面8-1で【多摩川護岸断面図】に示されている凸部の高さはどれくらいのものを想定しているのでしょうか。	No. 59を参照してください。
702	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	5.3 (2)	「水際線との連携」が求められていますが、当該区域は水際線とは環状八号線や羽田連絡道路の斜路等により物理的に分断されており、歩行者が水際に至るルートは現状計画では横断歩道一か所のみです。「水際線との連携」とはこの横断歩道への配慮のことを指しているのでしょうか。他に計画中の具体的なアクセス方法があればお示しください。あるいは環状八号線を跨ぐないしくぐる新しいルートを提案しても宜しいでしょうか。	水際線の定義については、No. 350を参照してください。 あわせて、No. 90を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
703	事業者選 定基準	環境負荷 の低減に ついて	6	5.3 (2)	「水循環の促進への取組」が求められていますが、当該区域内での水循環を想定されているのでしょうか、あるいは多摩川からの取水に基づく、より広域の水循環を想定されているのでしょうか。	提案に委ねます。
704	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	5.3 (2)	平成22年10月策定された「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において親水ネットワークとして位置づけられている多摩川護岸整備の整備範囲をお示してください。	「羽田空港跡地まちづくり推進計画」P.13（図4 護岸整備の位置）を参照してください。あわせてNo.57を参照してください。
705	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	表2 ①	水際導線との連携について、具体的かつ優れた提案がなされていること、とありますが対象地Cの前面にある栈橋は特定企業の所有であり、所有者との協議が整わないと利用計画は策定できないのでしょうか。	No.253及びNo.257を参照してください。
706	事業者選 定基準	空港内の 他地区と の連携に ついて	6	表2 ①	水際導線との連携を図るために栈橋の活用を検討する場合、栈橋へのアクセス導線の確保についてはどのように考えればよいでしょうか。構内道路交差点部の横断歩道を利用するという認識でよろしいでしょうか。	No.702を参照してください。
707	事業者選 定基準	情報の共 有につい て	6		羽田空港内での情報交換・共有の仕組みについて、協議会等（防災、環境、省エネ、セキュリティ、事業運営等）の存在をすべて開示してください。また各々がどういった活動、連携を行っているかを開示してください。開示いただけない場合はその情報を元にした提案が加対象とならないことを確認したい。（至急での回答をお願いします）	No.348を参照してください。事業提案の評価に関しては「東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業 有識者委員会」から意見を聞くことにしておりますが、いずれにしても、公平公正な観点から審査を行います。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
708	事業者選 定基準	情報の共有について	6		羽田空港内での情報交換の仕組みについて、協議会等の存在やどういった活動、連携を行っているかを開示してください。開示いただけない場合はその情報を元にした提案が加対象とならないことを確認したい。(至急での回答をお願いします)	No. 348を参照してください。
709	図面集	整備範囲 図		1-1	対象地の引渡にあたっては構内道路A・Bの整備が完了しているという前提の理解でよいか。また、もし当該整備が引渡時に未完であったとしても工事動線として利用することは可能か。	No.134及びNo.135を参照してください。
710	図面集	構内道路 の種別について		1-1	整備範囲図の構内道路A、B、Cは建築基準法42条の道路でしょうか、又は一団地認定上の区域内道路でしょうか。道路の種類をご教示願います。	建築基準法第86条の一団区域内の通路となります。 あわせて、No.112を参照してください。
711	図面集	一団地認 定		1-1	一団地認定により、整備範囲対象地ABCDに対象地が属する敷地面積(1,437,515㎡)の280%の容積を使えると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせて、No.114を参照してください。
712	図面集	一団地認 定		1-1	一団地認定により、整備範囲対象地ABCDにおける建築面積は、対象地が属する敷地面積(1,437,515㎡)における建蔽率の53%以内であれば、整備範囲対象面積を100%使っても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせて、No.114を参照してください。
713	図面集	斜線制限		1-1	構内道路ABCからの道路斜線制限は適用しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせて、No.112を参照してください。
714	図面集	斜線制限		1-1	整備範囲の境界線には隣地斜線などの斜線制限は適用しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 あわせて、No.112を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
715	図面集	航空制限・管制塔からの高さ制限について		1-1	航空制限ならびに管制塔からの高さ制限からの施行中のタワークレーンなどの越境については、時間帯を限って制限を超えることは可能でしょうか。	No. 100、No. 101を参照してください。
716	図面集	方位について		1-1	方位について、ご教示ください。	No.141を参照してください。
717	図面集	整備範囲図		1-1	構内道路A、B、Cについて、維持管理はどこが行うのでしょうか。事故が起こった場合等、管理者と協議する必要がある時はどこと協議するのでしょうか。	構内道路A、Bの管理者・維持管理者は東京航空局東京空港事務所。構内道路Cの管理者は東京航空局東京空港事務所、維持管理者は羽田空港国際線エプロンPFI株式会社となります。
718	図面集	構内道路内の利用について		1-1	構内道路A、B、Cの上空利用および地下利用は可能ですか。その場合、費用負担はありますか。	No. 106を参照してください。
719	図面集	対象地ABとCの連結		1-1	対象地ABから構内道路Bをまたいで対象地Cへのアプローチについて、横断歩道の新設、または構内道路を跨ぐ空中歩廊(外部解放型・建物型)を設けることは可能でしょうか。また、その際に高さの制限や位置の制限がありますでしょうか。(至急で回答をお願いします)	No. 106、No.112を参照してください。
720	図面集	CADデータ		1-1	図面集「1-2 整備範囲座標値」のCADデータを頂けないでしょうか。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
721	図面集	構内道路の扱いについて		1-3	構内道路A、B、Cは建築基準法上の道路扱いですか。また用地境界から壁面後退や斜線等の建物高さ制限がありますか。	No.710及びNo.713を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
722	図面集	自転車道について		1-3	境界1および境界5にある自転車道の、空港内外の路線図等、整備計画の概要をご教示ください。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
723	図面集	緑地帯について		1-3	用地境界の外側に緑地帯がある場合、その寸法・整備仕様をご教示ください。	緑地として整備することが決定しているものではありません。
724	図面集	地盤高について		1-4	用地境界の外側、空港連絡道路及び環状八号線の地盤高情報をご提供ください。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
725	図面集	地盤高さについて		1-4	地盤高平面図に記載あるAPレベルは、土地貸付が開始される平成30年4月1日時点での、引き渡し時地盤レベルと考えてよろしいでしょうか？	対象地の一部は、空港整備事業等が行われているため土地の引き渡しの際には、表示されている地盤レベルに多少の変更が生じているところがある。このため図面上では参考値としている。
726	図面集	空中歩廊仕様		2-1	国際線ターミナルビルと空中歩廊を接続する位置と仕様について、ご教示ください。	No. 220を参照してください。
727	図面集	構内道路Cの工事車両の通行について		2-1	「構内道路Cから対象地への接道を設ける場合においては、ホテル等施設利用者客を主とする車両の通行に限る。」とありますが、工事期間中は、工事車両の通行及び一般車両の一時通行禁止または通行制限は可能と考えてよろしいでしょうか。（特にアクセス通路建設時）	工事期間中においても、構内道路Cから対象地への車両通行については、対象施設利用者客を主とする車両の通行に限るものとします。
728	図面集	構内道路Cの搬入経路について			構内道路Cの車輛出入り口について、ホテル等施設利用者客を主とする車両の通行に限るとあるが、商業施設等の搬入車両の通行は可能でしょうか。	「図面番号2-1 構内道路計画図」に示すとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
729	図面集	構内道路との接道		2-1	構内道路Cから対象地への接道を設ける場合、ホテル等施設利用客を主とする車両の通行に限るとありますが、商業施設等の搬入車両の通行は可能でしょうか。（至急回答をお願いします）	No.728を参照してください。
730	図面集	構内道路との接道		2-1	構内道路との出入口の位置は、事業者決定後に関係各署と協議することでよいのか、事前の協議は必要ないと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、関係官署との事前相談は可能です。相談窓口の照会については、担当部局に対し、電子メールによりご連絡ください。
731	図面集	構内道路との接道		2-1	構内道路との出入口の位置は、事業者決定後に関係各署と協議することでよいでしょうか、事前の協議は必要ないと考えてよろしいのでしょうか。	No.730を参照してください。
732	図面集	斜線制限		2-1	構内道路ABCからの道路斜線制限は適用しないと考えて宜しいでしょうか。（至急での回答をお願いします）	No.713を参照してください。
733	図面集	斜線制限		2-1	整備範囲の境界線には隣地斜線などの斜線制限は適用しないと考えて宜しいでしょうか。（至急での回答をお願いします）	No.714を参照してください。
734	図面集	構内道路Cからの車両の通行について		2-1	構内道路計画図に記載された、構内道路Cからの車両の通行について「ホテル等施設利用客を主とする車両の通行に限る」とありますが、これは施設を利用する一般客のみの通行をみとめ、業者などのサービス車両の車両の通行を認めないと理解してよろしいでしょうか？ その場合、一般客が利用するタクシーなどは施設利用者の車両と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
735	図面集	構内道路Cから対象地への接道について		2-1	「構内道路Cから対象地への接道を設ける場合においては、ホテル等施設利用客を主とする車両の通行に限る」との記載がありますが、対象施設の利用客ではない納入業者車両等は通行不可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
736	図面集	構内道路Cから対象地への接道について		2-1	「構内道路Cから対象地への接道を設ける場合においては、ホテル等施設利用客を主とする車両の通行に限る」との記載がありますが、ホテルに限らず、全ての対象施設を利用する客であれば通行可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
737	図面集	構内道路Cから対象地への接道について		2-1	「構内道路Cから対象地への接道を設ける場合においては、ホテル等施設利用客を主とする車両の通行に限る」との記載がありますが、工事期間中の工事車両の通行は可能でしょうか。	No.727を参照してください。
738	図面集	信号の設置について		2-1	国が整備する信号の設置予定場所を教えてくださいませんか。	国は設置予定はありません。信号機（車両及び歩行者用）は、公安委員会が設置予定です。
739	図面集	構内道路計		2-1	バス停への歩行者の導線について、どのようなルートをお考えでしょうか。	「図面番号2-1 構内道路計画図」に示すとおりです。
740	図面集	構内道路計		2-1	バス停の利用者数想定をご教示下さい（1日当たりの利用者など）。	国において利用者数想定データは把握しておりません。
741	図面集	高さ制限の優先順位について		3-1 3-2	高さ制限に関する図面が2種類ありますが、より厳しい「管制塔からの視認図」が優先すると考えてよろしいでしょうか。	No. 101を参照してください。
742	図面集	先行着手不可能範囲について		7-1	「用地範囲の詳細については協議する」とありますが、形状を変更することは可能と考えて宜しいでしょうか。可能であればその程度、制約条件をお示しくください。	ご理解のとおりです。なお、詳細については、関係者間での協議・調整を踏まえ決定することになります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
743	図面集	先行着手不可能範囲図について		7-1	先行着手が不可となる用地範囲が設定されている理由をお示してください。(ex. 既存道路の解体工事ヤードへの利用等)	No.99を参照してください。
744	図面集	先行着手不可能範囲図について		7-1	「先行着手が不可となる用地範囲の詳細については、落札者決定後に協議して定める」とありますが、当該範囲の変更を想定した提案としてよろしいでしょうか。	提案については、図示を前提とした提案を基本とします。
745	図面集	別事業の施工について		7-1	「対象地Aの内、平成30年1月以降も別事業の施工に必要」とありますが、“別事業の施工”とはどのような内容でしょうか。また、ここへの別事業の工事車両が本事業の工事車両の通行に支障がないと考えてよろしいでしょうか。	No.99を参照してください。
746	図面集	別事業の施工について		7-1	「対象地Aの内、平成30年1月以降も別事業の施工に必要」とありますが、本事業へのインフラ引き込み等に支障はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
747	図面集	先行着手不可能範囲図		7-1	対象地Aの内、平成30年1月以降も別事業の施工に必要となり、先行着手が不可となる用地範囲(約3,650㎡)とありますが、別事業とは何かお示してください。また、先行着手可能な用地で施工を検討する際、先行着手が不可となる用地範囲(約3,650㎡)へ配慮すべき事項等がありますでしょうか。	No.99を参照してください。
748	図面集	先行着手不可能範囲図		7-1	先行着手が不可となる用地範囲(約3,650㎡)については貸付開始の平成30年4月より着手可能という理解でよいか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所		質問の内容	回答
			頁	項		
749	図面集	先行着手不可能範囲図について		7-1	「対象地Aの内、平成30年1月以降も先行着手が不可となる用地範囲」以外について着工可能は日は平成30年1月以降でよいですか。	ご理解のとおりです。
750	図面集	先行着手不可能範囲図について		7-1	上記について、対象地BおよびCの着工可能は日は平成30年1月以降でよいですか。	平成30年4月1日からになります。
751	図面集	容積率について		9-1	「敷地ごとの容積率の限度は、法第52条に規定する容積率の1.5倍を乗じた数値となる。」との記載がございますが、本計画地においては容積率は300%まで可能でしょうか。	No.114を参照してください。
752	図面集	その他の資料について			対象地に対しての国による各種調査の資料を開示いただきたい。可能な場合は、開示時期をお教え願います。（落札者決定後になる場合には、その旨をお教えてください）	No.60及びNo.140を参照してください。土壌汚染調査に関する資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
753	図面集	図面データについて			図面集にある各図面のCADデータをご提供ください。	資料の開示を希望する者は、担当部局に対し、事前に電子メールによりご連絡ください。
754	その他	屋外広告物について		- - -	東京都屋外広告物条例に定める規制のほかに自主的に定める地区ルール等の規制がありますか。	No.341を参照してください。
755	その他	建築確認申請について		- - -	対象施設について建築確認申請上の増築申請は可能ですか。	建築確認申請の手続きについては、東京都の判断となります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問の内容	回答
			頁	項			
756	その他	大店立地法の取り扱いについて	-	-	-	国際線旅客ターミナルは大店立地法の届出が無いようですが、対象施設の店舗面積が1000㎡を超える場合、大店立地法の届出対象と考えてよいですか。また大店立地法の取り扱い等について関係行政庁へ確認してもよいですか。	No.267を参照してください。
757	その他	駐車場の附置台数について	-	-	-	国際線旅客ターミナル内の法令上の余剰駐車場を対象施設の必要附置台数に換算することは可能ですか。	不可とします。
758	その他	高潮、津波対策について	-	-	-	高潮、津波の想定潮位をお教えてください。また、現在整備中の堤防の高さについてもお教えてください。	No.59を参照してください。
759	その他					本事業は本事業対象地の隣接地に国際線旅客ターミナルビルがあることを前提に行われると認識しておりますが、国際線旅客ターミナルビルのPFI事業期間は平成18年からの30年間であり、平成48年にはその事業が終了することになります。この国際線旅客ターミナルビルの事業期間終了後も国際線旅客ターミナルビルは現在地にて存続すると考えてよろしいでしょうか。	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業の事業期間終了後における国際線旅客ターミナルビルの扱いについては、事業終了までの間に検討する必要があると考えております。
760	その他					本事業の前提を揺るがすような事態（例えば国際線旅客ターミナルビルの移転、テロ・戦争等の発生による東京国際空港の機能停止や廃港等）が発生した場合には、そのリスクを事業者が全て負うことは困難と思料されますので、国による何らかの措置があると考えてよろしいでしょうか。	事業協定書（案）に記載のとおりです。
761	その他	第2ゾーンの隣接道路の供用開始時期について	1			「対象地の概要」の下部に「※図面上の第2ゾーン隣接道路については、平成29年末供用開始予定」との記載がありますが、供用開始が遅延した場合、各協定書及び契約における工期や開業時期の見直しは国との協議により行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、第2ゾーンに隣接する道路については、平成29年度末までに移設し、供用を開始する予定であります。